



第二次丸亀市総合計画



平成 30 年 3 月

丸亀市

目次

はじめに.....	1
第1部 丸亀市の現在.....	3
第1章 社会潮流と丸亀市への影響.....	4
第2章 統計でみる丸亀市の状況.....	7
第3章 市民の声.....	12
第4章 第1次計画の成果.....	17
第5章 課題の整理.....	21
第2部 基本構想.....	25
第1章 将来像.....	26
第2章 人口推計と目標.....	28
第3章 目指すまちづくり基本方針.....	30
第3部 基本計画.....	33
計画の体系図.....	36
心豊かな子どもが育つ.....	41
施策1 子育て支援の充実.....	42
施策2 子どもの教育の充実.....	45
安心して暮らせる.....	49
施策3 環境に配慮した社会づくり.....	50
施策4 廃棄物の適正処理と再資源化.....	53
施策5 緑のまちづくりの推進.....	55
施策6 土地利用と住環境の充実.....	57
施策7 公共交通の充実と離島振興.....	60
施策8 道路環境の整備.....	62
施策9 生活排水処理施設の整備.....	64
施策10 災害に強い都市基盤の整備.....	66
施策11 危機管理体制の強化.....	68
施策12 消防・救急体制の充実.....	71
施策13 交通安全・生活安全の充実.....	73

活力みなぎる	77
施策 14 農林水産業の振興	78
施策 15 商工業の振興	81
施策 16 観光・交流の促進	85
健康に暮らせる	87
施策 17 地域保健・医療の充実	88
施策 18 高齢者福祉の充実	91
施策 19 障がい者福祉の充実	94
施策 20 暮らしを支える福祉の充実	97
みんなでつくる	99
施策 21 歴史的資源の保存と活用	100
施策 22 文化芸術の振興	102
施策 23 生涯学習活動の推進	104
施策 24 スポーツの振興	107
施策 25 人権尊重社会の実現	110
施策 26 男女共同参画社会の実現	113
施策 27 情報発信と地域情報化	116
施策 28 市民参画と協働の推進	118
施策 29 地域コミュニティの活性化	120
施策 30 財政運営の効率化	122
施策 31 行政運営の最適化	124
重点的取組	127
第4部 計画の推進	145
第1章 行政運営方針	146
第2章 協創と協働によるまちづくり	147
第3章 計画の進行管理	148

はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成 17 年 3 月 22 日、丸亀市、綾歌町、飯山町が合併し、現在の丸亀市が誕生してから、10 年以上が経過しました。

この間、平成 18 年度に策定した「第一次丸亀市総合計画」をまちづくりの指針として、「自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市」の将来像実現に向けた取組を推進しています。

地方を取り巻く状況は、本格的な人口減少や少子高齢化の影響により、解決すべき課題が多様化してきています。そうしたなか、地方の衰退に歯止めをかけるため、東京一極集中を是正し、地方に新たな人の流れをつくり地域経済の活性化や人口減少の対応を図る地方創生がはじまりました。

地方自治体においては、これまで以上に、「選ばれるまち」としての取組が必要となっています。市民にとっては丸亀市に住んで良かったと思え、市外から訪れた人には訪れてよかったという思いを、より一層強く持っていただけるよう、次のステップへとまちづくりを進めるための指針として、「第二次丸亀市総合計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

総合計画は、まちの未来の姿を示し、市の取組を総合的かつ計画的に推進するため、各分野における計画や事業の指針を明らかにするもので、丸亀市の最上位計画の位置付けとして策定します。

各分野で策定する個別計画については、総合計画で示すまちの未来の姿の実現に向けて設定する方針を踏まえ、自立した計画となるように整合を図ります。

3. 計画のねらい

丸亀市がこれから目指すまちづくりの方向性や、重点的に取り組む内容を市民にわかりやすく示すとともに、これからの将来を展望し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針として策定するものです。

4. 計画期間と構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成し、「基本構想」でまちづくりの大きな方向性を、「基本計画」では具体的な取組の内容を示しています。

基本構想:8年間【2018年度(平成30年度)～2025年度】

目指すべきまちの姿、その実現のために必要なまちづくりの基本方針を示しています。

基本計画:4年間【2018年度(平成30年度)～2021年度】

基本構想の実現に向けて必要となる取組の方向性を体系的に示しています。

また、施策のなかでも重点的に推進していく取組を示し、具体的な事業（重点プロジェクト）を設定しています。



第 1 部 丸亀市の現在

第1章 社会潮流と丸亀市への影響

(1) 少子高齢化社会の進行と人口減少社会

平均寿命の延伸による高齢者人口の増加と、晩婚化・未婚化、そして、家庭を築き、子どもを生むことの価値観の変化等による少子化の進行により、わが国の人口構造は大きく変化しており、平成20（2008）年をピークに総人口は減少に転じています。

2025年には、いわゆる「2025年問題」を迎え、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、わが国の高齢化率が30%台に達し、うち後期高齢者は20%に達する状況が想定されています。

また、我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人だったところが、1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。

丸亀市への影響

- 丸亀市においても、今後の更なる少子高齢社会の進行は、高齢者の福祉等に関する社会保障費の増大、労働力人口の減少による経済の縮小のほか、社会を支える若い担い手の減少により、様々な場面における地域活力の低下が懸念されます。

(2) 地方分権の更なる進展と地方創生

これからのまちづくりは、従来の縦割り行政や削減型行政改革といった行政運営を根本から見直し、コストやスピードへの意識を持ち、サービス精神や経営感覚を持って地域をマネジメントする「地域経営」の感覚を取り入れることが大切です。

また、日常生活圏の広がりや、自治体の枠を超えて広がる行政課題の解決のために、広域的な視点が求められています。

さらに、人口減少対策としてはじまった地方創生が本格化し、従来のまちづくりの視点とは違った視点を持ち、様々な担い手とともに、「選ばれるまち」としてまちとしての個性を打ち出すことが求められています。

丸亀市への影響

- 丸亀市においても、多様化する地域課題に対応するためには、市民・事業者・行政が一体となって、主体的にまちづくりを行っていくことを推進し、まちづくりにおける新たな価値と目標を共に創造し、課題解決に取り組むことが求められています。

(3) 高度情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）※の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活、企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。近年では、先進的な携帯機器いわゆるスマートフォンが普及し、これらの普及に合わせて、インターネットを通じて社会的なつながりを生み出すSNS※の利用・活用も進み、情報伝達のあり方が変化しています。

わが国においては、平成 20（2008）年から人口減少が始まり、今後は少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会へ突入し、2060 年には 8,000 万人台になると推計されており、特に地方における労働力人口の減少、経済活動の縮小が危惧されています。そのような国内の様々な社会的課題の解決方法のひとつとして、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの ICT、モノをインターネット経由で通信させる IoT※の利活用促進に期待が高まっています。

丸亀市への影響

- 丸亀市においても、ICT を活用したネットワーク化による企業活動の活性化、産業立地の分散やテレワーク等の就労形態の多様化などにより、産業の生産性を高めるとともに、防災や防犯、医療・介護等の様々な分野での活用や ICT を用いた地域づくり、人的・物的交流の効率化・活発化を香川県等とも連携しながら効果的に推進することが必要です。

(4) 観光振興を軸とした活性化

国では、観光立国実現に向けた様々な取り組みが実施され、平成 27（2015）年度の訪日外国人観光客数は過去最高の 1,974 万人に達し、訪日外国人による消費額は 3.5 兆円となっています。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを控えており、訪日外国人観光客はますます増加されると予想されています。

国内においても、交通網の整備と情報通信機器の普及が進んだことに合わせて、地方創生の活性化により各地の誘客促進が進み、国内旅行者が増加傾向にあります。地方においては、既存観光ブランドを育成し、「おもてなしの心」を醸成させるとともに、新たな観光ブランドを創出することが重要です。

丸亀市への影響

- 本州と四国を結ぶ瀬戸大橋、高速道路 I C、高松空港など交通環境ネットワークが優れている丸亀市において、人口減少に伴う地方消費額の減少を補う意味でも、交流人口の拡大と、それを地域経済の活性化につなげる取組が求められています。

※ ICT：情報・通信に関する技術などの総称のこと。

※ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。

※ IoT：情報通信機器に限らず、すべての「モノ」がインターネットでつながること

(5) 「安全・安心」への関心の高まりと地域のつながりの重要性

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、揺れによる家屋等の被害に加えて、地震を起因とする液状化や津波等により、多くの尊い人命を失っただけではなく、都市基盤等も甚大な被害を受けました。加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、放射性物質の放出やそれに伴う汚染被害が発生し、関東地方においては、風評被害が発生するなど、大きな爪痕を残しました。さらには、ゲリラ豪雨による水害や、平成 28 (2016) 年 4 月の熊本地震等、頻発する大規模自然災害に対して、安全で安心なまちづくりが求められています。

また、子どもや高齢者等の社会的弱者を狙う犯罪が深刻な問題として大きく取り上げられるなど、様々な分野で暮らしの安全・安心に対する取り組みの重要性が高まっています。

こうした災害や犯罪に対し、地域の安全・安心な暮らしを守るためには、自助・互助・共助・公助の考えに基づき、地域で共に見守り、支え合う社会の構築が求められています。

丸亀市への影響

- 市民の命を守り、安全で安心、平穏な暮らしを守る責務があります。減災に対する取り組みをはじめ、初動体制の確立や被災者への迅速な支援等、総合的な防災対策が重要です。また、災害や犯罪に対し、地域の安全・安心な暮らしを守るため地域におけるつながりをさらに強化することが必要です。

(6) 自然共生社会の実現と循環型社会の構築

自然環境は、地球上のすべての生物が互いにバランスを保つことにより成り立っています。しかし、人間の社会経済活動による環境負荷等によって、豊かな自然環境が損なわれる恐れがあります。

自然に配慮した自然との共生社会を実現するため、資源の有効活用の観点からこれまでの 3R※ (リデュース、リユース、リサイクル) から、4R (リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ) の取り組みを進め、持続可能な循環型社会※を構築していくことが求められています。

丸亀市への影響

- 丸亀市においても、地球温暖化対策や、低炭素社会の実現に向けて、移動、居住・就業空間、産業活動など多角的に取り組むことが大切です。また、エネルギー消費量の少ない設備の導入や、最新鋭の技術の活用など、環境への負荷の低減等による、積極的な省エネルギーの利用を推進することで、美しい自然を守り、次の世代に伝えていくことが大切です。

※4R：廃棄物などの発生抑制（英：Reduce：リデュース）、再使用（英：Reuse：リユース）、再生利用（英：Recycle：リサイクル）、不要なものは買わない（英：Refuse：リフューズ）の4つの頭文字からとった言葉

※循環型社会：大量生産、大量消費、大量廃棄物社会に代わって、ライフスタイルの見直しなどにより、資源を効率的に利用してごみを出さないこと、出してしまったごみは資源として有効利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分するといった効率的に資源が循環する社会のこと

第2章 統計でみる丸亀市の状況

(1) 総人口の推移

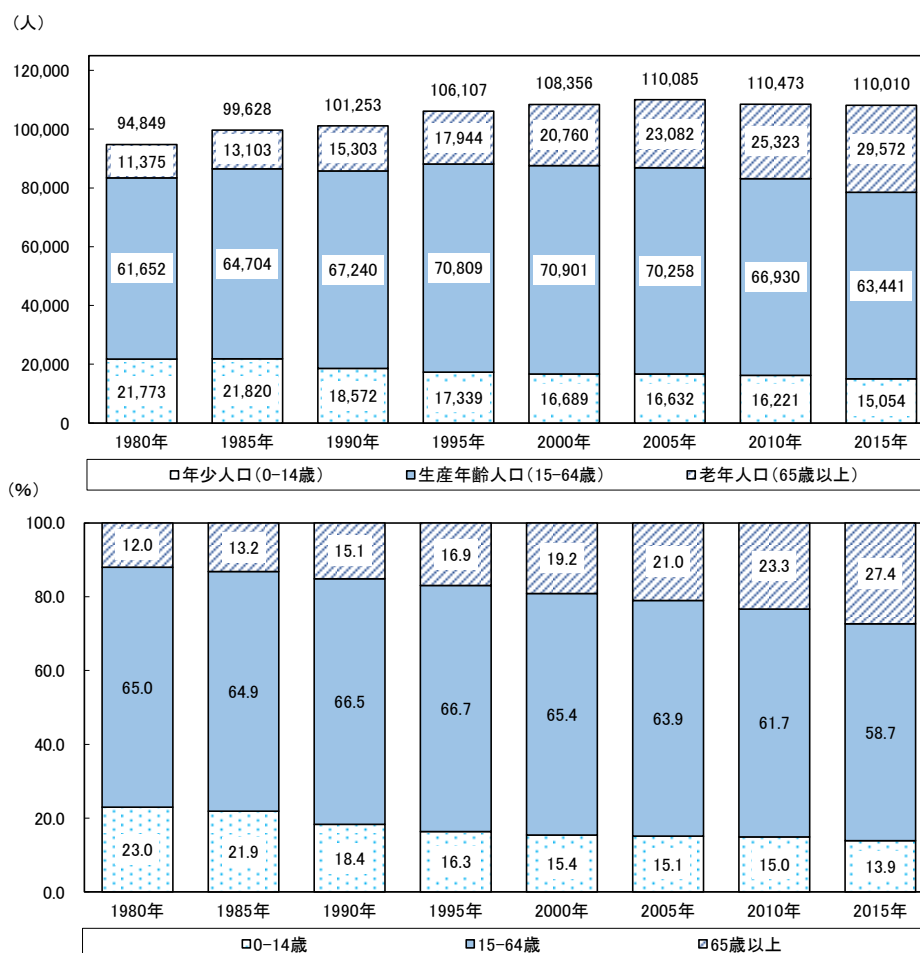
人口は横ばいで推移、少子高齢化が進む

○丸亀市の総人口をみると、2010年をピークに減少しており、2015年時点で110,010人となっています。

○65歳以上の老年人口が占める割合は、2015年時点で27.4%と年々上昇していることに加え、年少人口、生産年齢人口の占める割合は年々減少してきています。

今後考えられる影響

- 少子高齢化が進むことにより、人口の自然減少が進みます。
- 将来人口予測では、2060年に8万人を割る予測も出ています。



資料：国勢調査

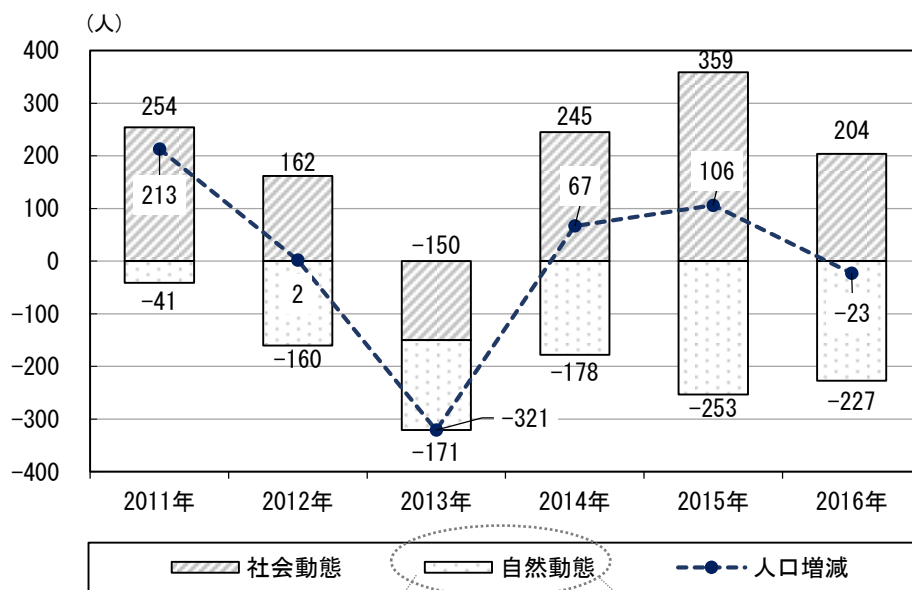
(2) 人口の増減

社会増が続いているものの自然減少が進む

- 転入転出の状況を見ると、2013年に転出が転入を上回り社会減となったものの、その後、転入が上回る社会増となっています。
- 少子高齢化の影響もあり、死亡数が出生数を上回り、自然減少となっています。

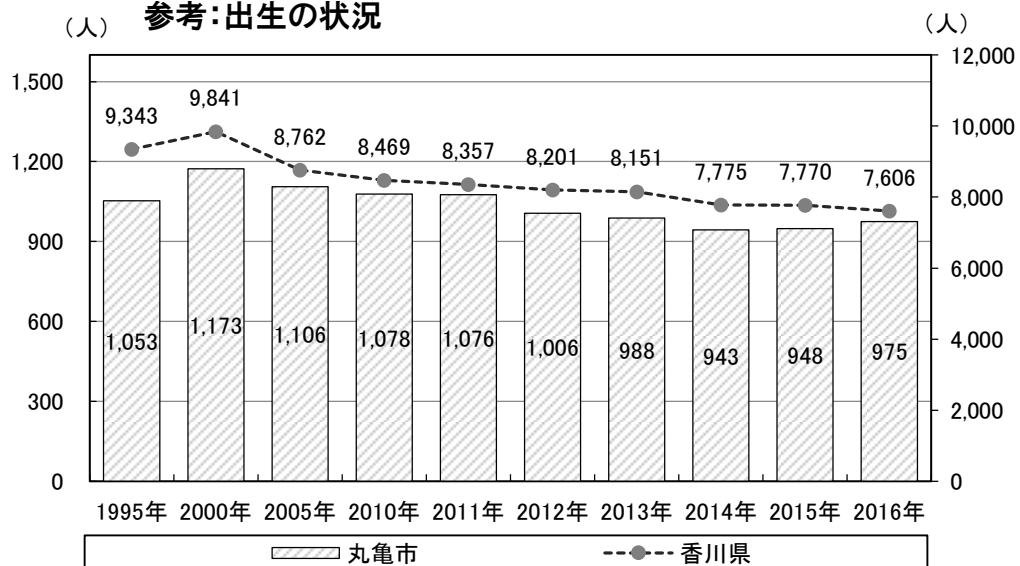
今後考えられる影響

- 社会増が減少に転じれば、自然減少が進むこともあり、丸亀市の人口は大きな減少となります。



資料：香川県人口移動調査

参考：出生の状況



資料：香川県人口移動調査

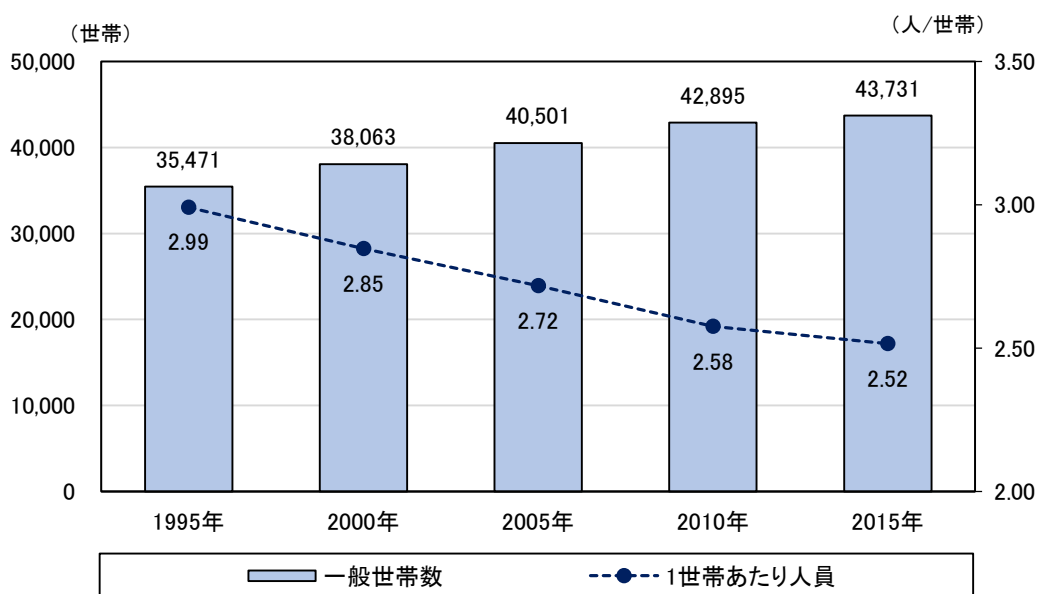
(3) 世帯の状況

世帯数の増加と人員数の減少

- 一般世帯数については、年々増加しており、2015年では、43,731世帯となっています。
- 1世帯あたり人員数は年々減少しており、2015年では2.52人と核家族化の傾向がみられます。

今後考えられる影響

- 少子高齢化の影響もあり、世帯については、高齢者のみの世帯や、高齢者単身世帯の増加が考えられます。
- 1世帯あたり人員数の減少は、出生数の減少も影響していると考えられ、出生数の減少が進めば、ますます減少すると考えられます。



資料：国勢調査

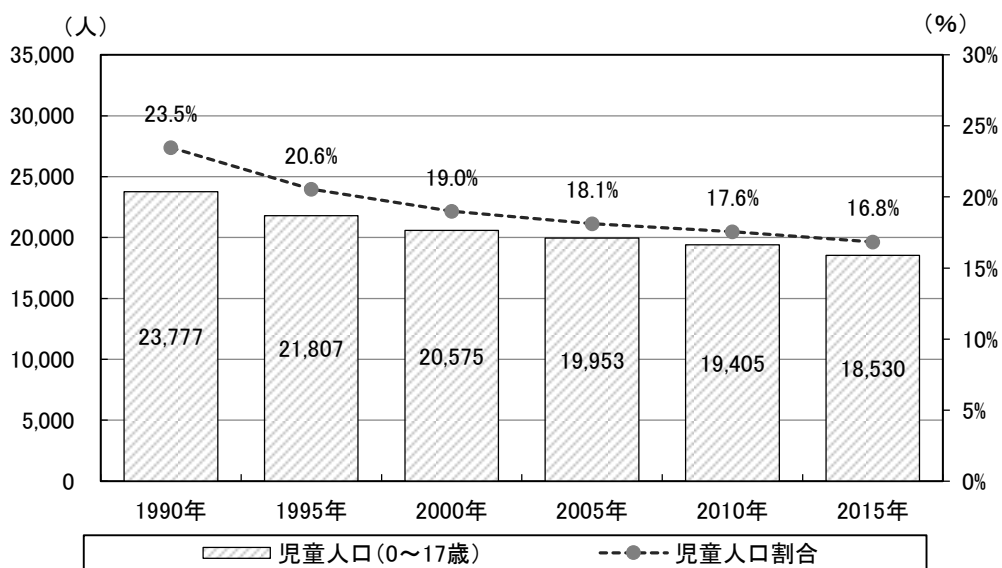
(4) 子どもの人口の推移

児童数の減少

- 総人口は、2015年で減少したものの、1990年から比べると人口増となっていますが、児童数は1990年23,777人に対し、2015年18,530人と減少していることがわかります。
- 児童人口割合については、2,000年以降、20%以下となっており、2015年では16.8%となっています。

今後考えられる影響

- 児童数が減少することにより、理想の人口ピラミッド構成を崩すこととなります。
- 児童数は減少しているのにも関わらず保育・教育現場において、子どもを預けるニーズは高まっており、幼稚園、保育所、こども園、小中学校のあり方を検討する必要があります。



資料：国勢調査

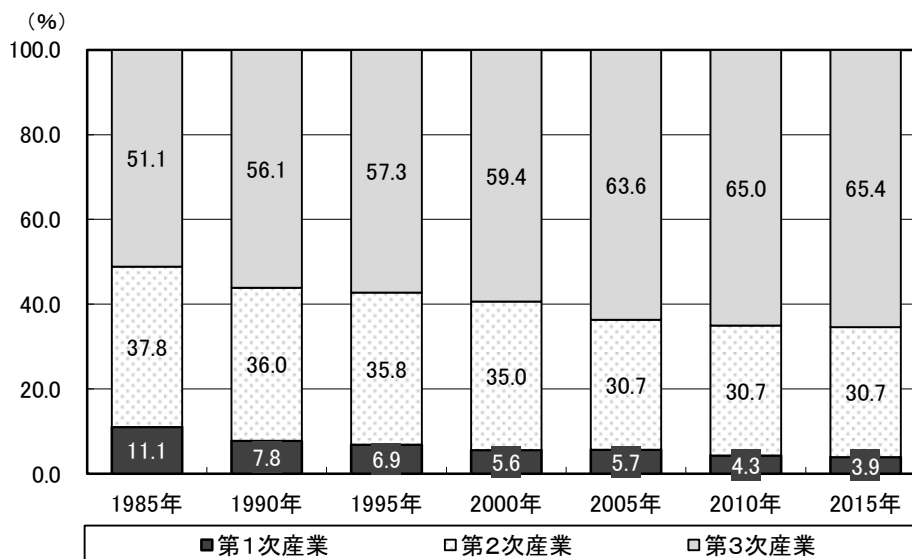
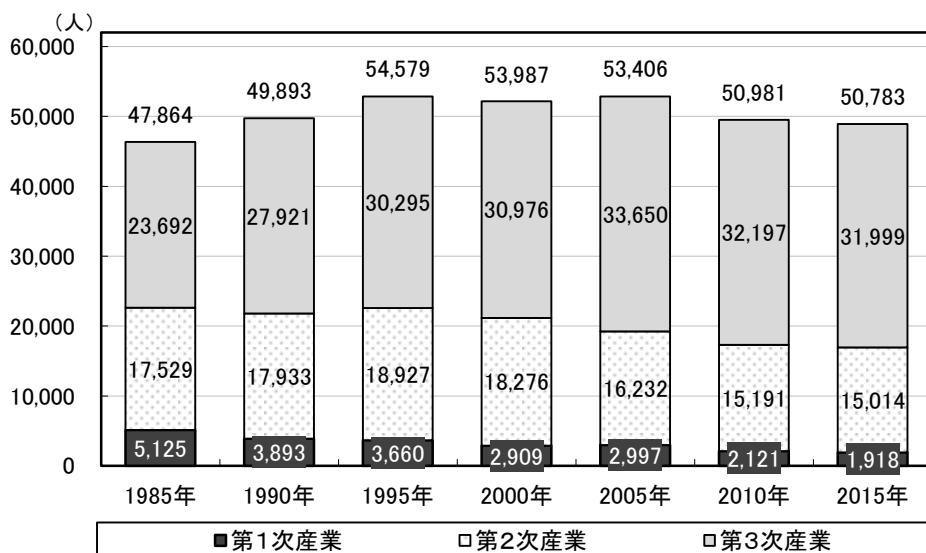
(5) 産業人口の状況

各産業人口の減少

- 産業別人口の状況を見ると、各産業ともに減少傾向にあります。
- 特に第1次産業の産業人口は、2000年の2,909人と比べると2015年では1,918人と大きく減少しています。

今後考えられる影響

- 少子高齢化が今後も進めば、産業人口の減少は続きます。
- 産業人口が減ることにより、税収の確保が厳しい状況となることも考えられます。



資料：国勢調査

第3章 市民の声

(1) アンケート調査結果概要

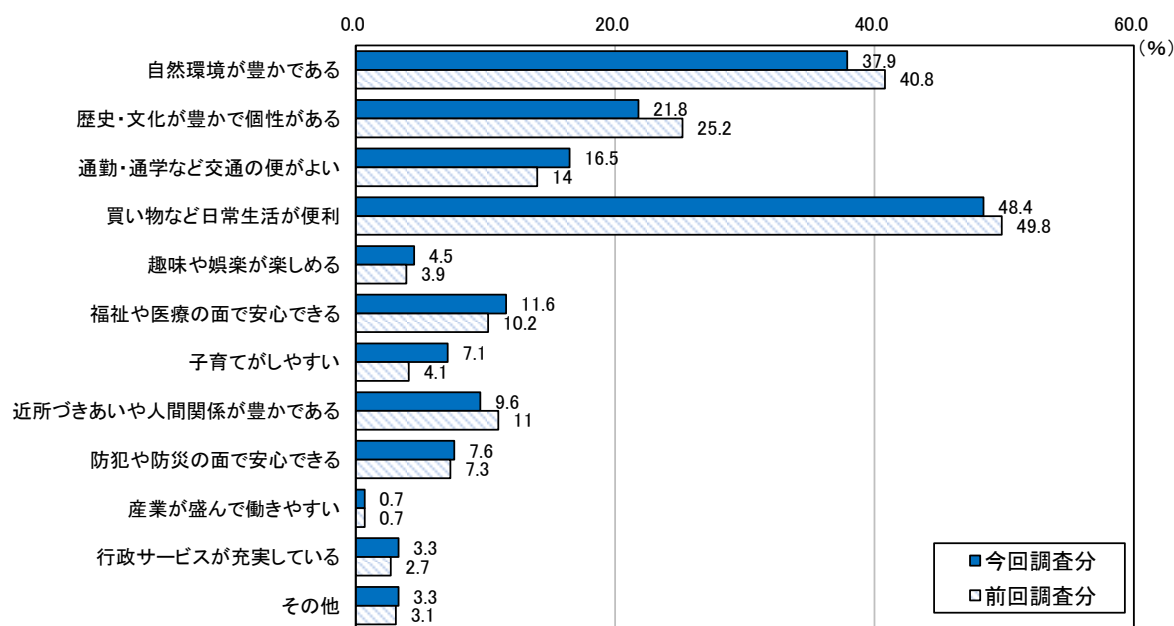
日常生活の利便性と自然の豊かさが特徴

○丸亀市在住の市民を対象に実施したアンケート調査結果では、「買い物など日常生活が便利」が48.4%と最も多くなっており、次いで「自然環境が豊かである」が37.9%となっています。

○平成22年実施分と比較すると、「通勤・通学など交通の便がよい」、「福祉や医療面で安心できる」の項目が上昇しています。

ポイント

- 生活における利便性を感じている市民が多いことは、定住促進の強みになってきます。
- 「歴史・文化が豊かで個性がある」項目も3番目に多くなっています。歴史や文化については、まちの個性を磨くための要素となります。

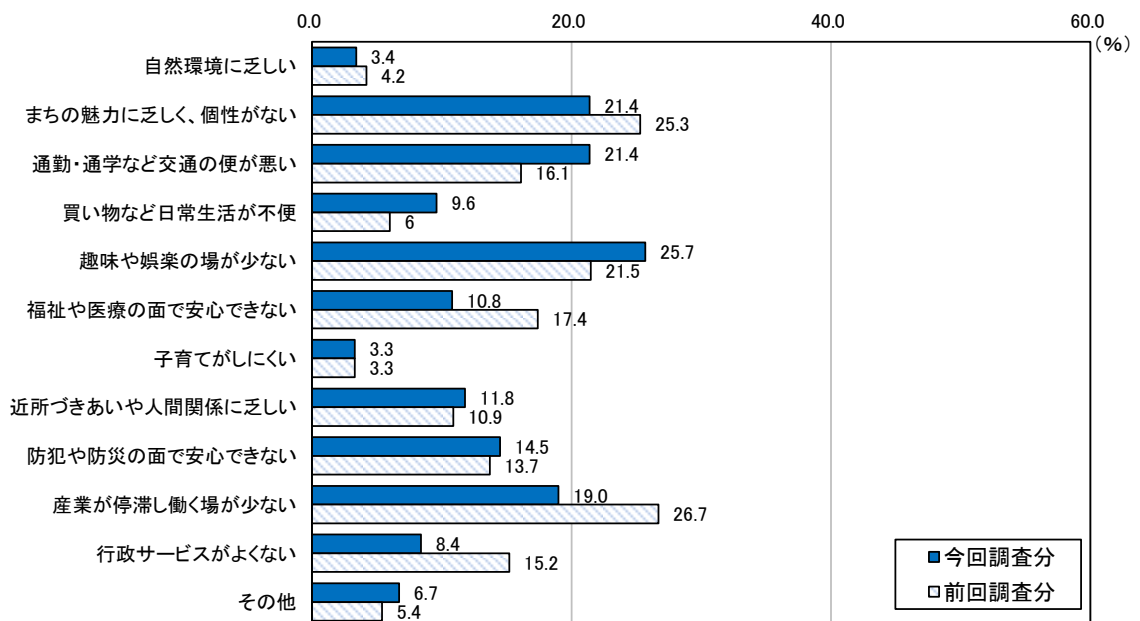


趣味や娯楽の場が少ないこと、まちの個性が乏しい

- 丸亀市の魅力が乏しいと感じることについては、「趣味や娯楽の場が少ない」が25.7%と最も多く、次いで「まちの魅力に乏しく、個性がない」、「通勤・通学など交通の便が悪い」が21.4%となっています。
- 平成22年実施分と比較すると、「趣味や娯楽の場が少ない」ことに加え、「近所つきあいや人間関係に乏しい」と答えた人が増えています。

ポイント

- 丸亀市の魅力と比較すると、上位となっていた「自然環境の豊かさ」、「日常生活の利便性」は低くなっています。
- 「まちの魅力に乏しく、個性がない」ことについては、丸亀市の有している資源の再認識を促し、魅力向上に努めることが必要です。

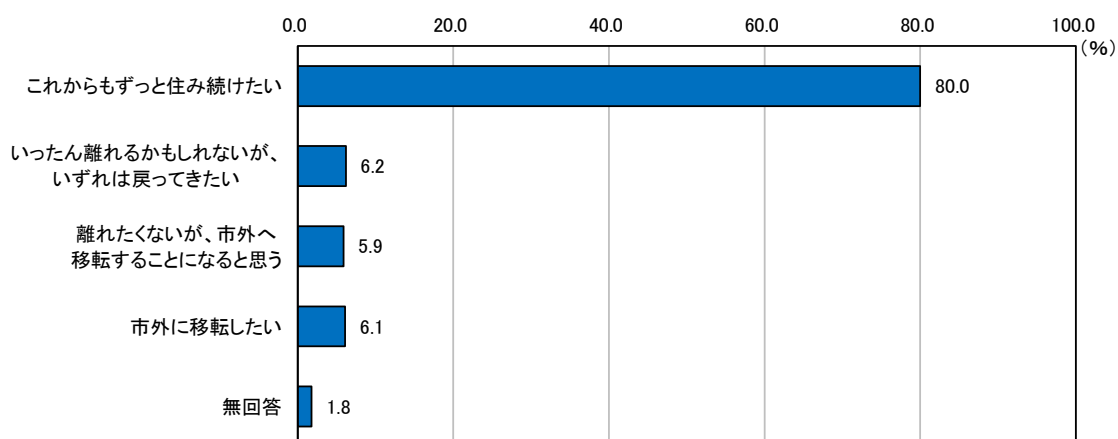


これからもずっと住み続けたい人が多い

- 丸亀市に住み続けたいかどうかについては、「これからもずっと住み続けたい」が80.0%となっています。
- 「いったん離れるかもしれないが、いずれは戻ってきたい」、「離れたくないが、市外へ移転することになると思う」を踏まえると全体の約9割の人が定住意向であることがわかります。

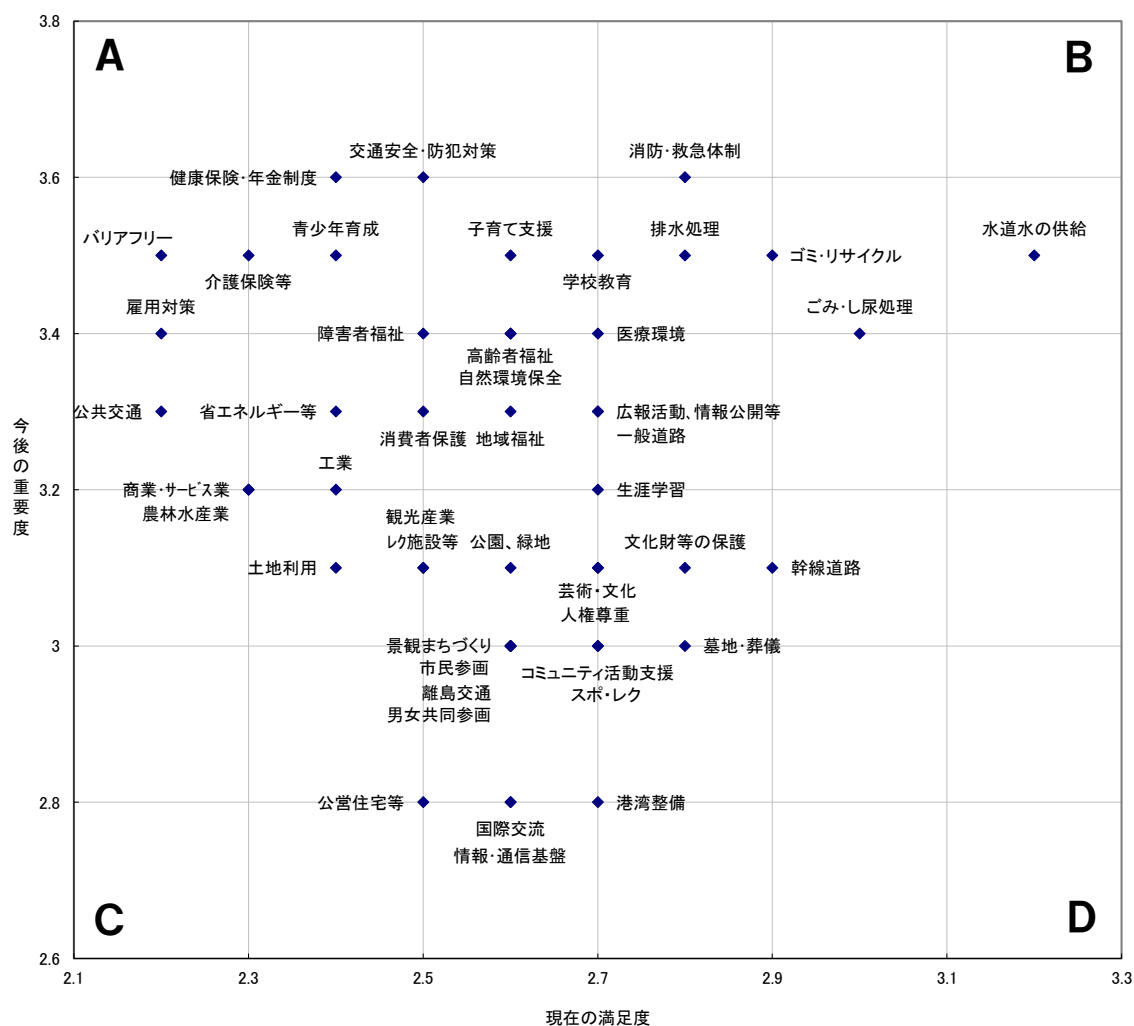
ポイント

- 人口減少の流れにあっても、その影響を最小限に留められるよう、今後も住みよいまちづくりを一層推進し、定住促進につなげる必要があります。



安全・安心な暮らしに重点改善が必要

A：重点改善分野	B：重点維持分野
該当する項目への重点的取組により、市民の満足度を高めることが強く求められている。	重要分野として、今後も現在のサービス水準を維持していくことが強く求められている。
7 バリアフリー／36 介護保険等／35 健康保険・年金制度 ／23 雇用対策／39 交通安全・防犯対策／26 青少年育成 等	12 水道水の供給／2 ゴミ・リサイクル／16 ごみ・し尿処理／38 消防・救急体制／13 排水処理 等
C：改善分野	D：維持分野
実施方法の改善や市民への周知などにより、できるだけ満足度を高めることが求められている。	できるだけサービス水準の維持に努めながらも、社会情勢や市の実情に見合った取組が求められている。
11 公営住宅等／9 土地利用／4 レク施設等／22 観光産業／41 情報・通信基盤／46 国際交流 等	5 幹線道路／17 墓地・葬儀／28 文化財等の保護



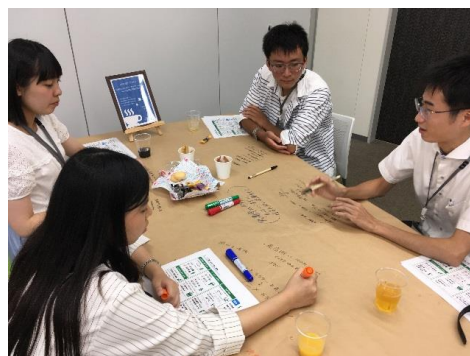
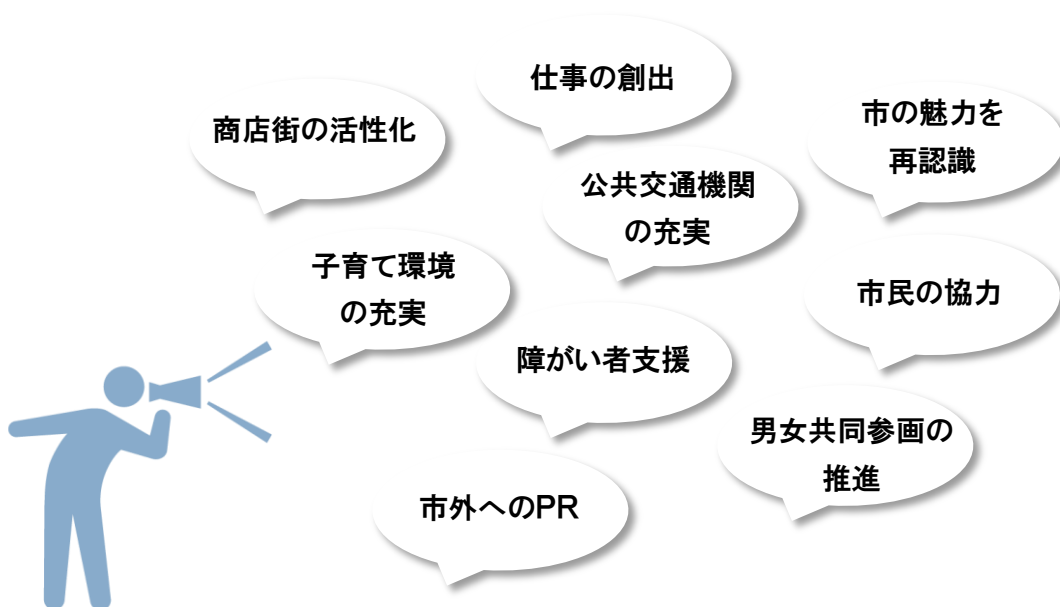
(2) ワークショップでの意見

観光・産業、暮らしについての意見が多い

- 総合計画策定にあたり、若い世代を対象としたワークショップを実施しました。商店街の活性化や魅力的な飲食店を望む声が多くありました。
- 暮らしの面においても、交通や子育て支援などの意見がありました。

ポイント

- アンケート調査結果と比較しても、まちの個性が課題となっている中で、ワークショップにおいても同様の傾向があります。



第4章 第1次計画の成果

(1) 政策の柱ごとの成果

合併後、『自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市』を将来像として、丸亀市の持つ多様な地域特性と恵まれた気候、そこから生まれた文化などの豊かな風土をみんなの財産として守り育てながら、心豊かで快適な生活ができるまちづくりを進めてきました。

将来像の実現にむけて、設定した政策の柱ごとに成果の一部を見てみると、「教育」、「子育て」の面において、充実を図ってきたことがわかります。

政策の柱	成果
【政策Ⅰ】 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る	○住宅用太陽光発電システム設置費補助件数の増加
【政策Ⅱ】 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る	○空家対策条例、除却補助金の新設 ○公共調達基本条例の制定 ○企業立地促進条例と奨励金の新設 ○さぬき浜街道の4車線化 ○丸亀城天守入場者数11万人更新
【政策Ⅲ】 誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る	○人間ドック助成の新設 ○防潮壁の整備完了 ○新消防庁舎完成
【政策Ⅳ】 心豊かな人が育ち 誰もが生きがいを感じるまちを創る	○中学校までの医療費無償化 ○学童保育を6年生まで市内全域に（島しょ部を除く） ○認定こども園の整備（公立4園、私立1園） ○保育所・学校施設の耐震化率100% ○保育所・小中学校の全教室に空調を整備 ○新丸亀市民球場完成
【政策Ⅴ】 自治・自立のまちをつくる	○全地区において「コミュニティまちづくり計画」を策定 ○地域担当職員制度の導入

(2) 行政評価の結果

丸亀市では、総合計画の着実な推進を図るため、市役所内部における自己評価（内部評価）と、市の附属機関である行政評価委員会による外部からの視点による評価（外部評価）を実施しています。内部評価は事業担当課による評価（1次評価）と、副市長・総務管理部局による評価（2次評価）を行っています。第一次総合計画（後期基本計画）5年間を総括した評価結果を次のページに示しています。

<評価基準>

- A：施策の進捗、事業の成果ともに期待以上である。
- B：施策の進捗は概ね順調で、事業の成果も出ている。
- C：施策の進捗が遅れ気味で、期待したほどの成果が出ていない。
- D：施策の進捗が遅れ、成果もあまりない。
- E：施策が進捗しておらず、成果もない。

(3) 行政評価の外部評価概要

第1次総合計画後期基本計画における、重点推進プロジェクトの目標である人口維持（11万人以上／2015年10月）を達成できています。

総合計画後期基本計画には11の政策目標・35の主要な施策に、145の成果指標を設定していましたが、その達成度は、指標以上の成果を認められたのが23、達成できたものが46であり、指標をクリアできたのは半分以下（47.6%）。指標に向かって改善しつつあるが達成には至っていないものが45（31.0%）となっています。

基準値から変化無し3・基準値から悪化28（21.4%）と2割以上の成果指標において結果が出ていない状況となっています。基準値から悪化している施策については、原因を検証・分析し、施策・事業の方向性や成果指標のあり方等を再検討する必要があります。

成果指標達成施策

- 歴史的資源の保存と活用
- 水道水の安定供給
- 子育て支援の充実

課題となった施策

- 鉄道・バスなど公共交通の整備
- 道路環境の整備
- 交通安全や防犯対策に関する取組
など

総合計画に掲げられている「施策の展開」や、「重点推進プロジェクト」などについて、進行管理ができていない部分も見受けられたため、今後は、成果指標だけでなく、総合計画全体の内容を進行管理できるよう、現状のPDCAサイクル※についても合わせて見直しが求められています。

※PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法こと。
Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返す

行政評価結果一覧

政策の柱	政策目標	主要な施策	施策 No.	担当課	内部評価		外部評価	
					1次	2次		
I 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る	1 地球の未来を思い、多様な自然を尊重するまち	1 自然環境の保全	1	環境安全課 農林水産課	B B	B	B	
		2 環境に配慮した社会づくり	2	環境安全課	B	C	C	
		3 廃棄物の適正処理と再資源化	3	環境安全課 クリーン課	A C	D	C	
		4 緑のまちづくりの推進	4	都市計画課	C	C	C	
	2 まちの歴史・文化を学び、未来に伝えるまち	1 歴史的資源の保存と活用	5	都市計画課 教育総務課	C B	B	B	
		2 文化芸術の振興	6	文化観光課	B	B	B	
II 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る	1 日常生活が便利で快適なまち	1 適正な土地利用と良好な住環境の形成	7	公共施設管理課 環境安全課 都市計画課 地籍調査課	B B B B	C	C	
		2 公共交通の充実	8	市民活動推進課 環境安全課	B B	B	B	
		3 道路環境の整備	9	建設課	C	B	C	
		4 水道水の安定供給	10	水道部	B	B	B	
		5 生活排水処理施設の整備	11	下水道課	C	C	C	
	2 活力とにぎわいに満ちたまち	1 農林水産業の振興	12	農林水産課	B	B	B	
		2 商工業の振興	13	産業振興課	B	B	B	
		3 観光の振興	14	文化観光課	B	A	B	
		4 雇用の促進	建設課	15	B	C	C	
			産業振興課		B	C	C	
III 誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る	1 災害や犯罪から人や地域をまもるまち	1 災害に強い都市基盤の整備	16	都市計画課 建設課	A B	B	B	
		2 危機管理体制の強化	17	危機管理課	B	B	B	
		3 消防・救急体制の充実	18	消防本部	C	C	C	
		4 交通安全・防犯・消費者保護対策の充実	19	市民活動推進課 環境安全課 建設課	B B B	B	B	
	2 住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち	1 高齢者福祉の充実	20	高齢者支援課	C	C	C	
		2 障がい者福祉の充実	21	福祉課	B	B	C	
		3 暮らしを支える福祉の充実	福祉課	22	B	C	C	
			保険課		C	C	C	
	4 地域保健・医療の充実	23	健康課	C	C	C		
	IV 心豊かな人が育ち誰もが生きがいを感じるまちを創る	1 互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち	1 人権尊重社会の実現	24	人権課 学校教育課	B B	B	B
			2 男女共同参画社会の実現	25	人権課	B	C	C
		2 元気で心豊かな子どもたちが育つまち	1 子育て支援の充実	子育て支援課	26	B	A	B
				幼保運営課		B		
市民活動推進課			B					
教育総務課			B					
2 学校教育の充実		27	幼保運営課	B	B	C		
			市民活動推進課	B				
教育総務課			B					
学校教育課			C					
3 市民が生きがいをもって暮らせるまち	1 生涯学習活動の推進	市民活動推進課	28	C	C	C		
		図書館		C				
	2 スポーツ・レクリエーション活動の振興	29	スポーツ推進課 都市計画課	B B	B	B		

V 自治・自立のまちを創る	1 市民がつくるまち	1 情報の発信と地域情報化の推進	30	秘書広報課	B	B	B	
				行政管理課	C			
				財務課	B			
				秘書広報課	B			
		2 市民参画と協働の推進	31	政策課	C	B	B	
			市民活動推進課	B				
			市議会事務局	B				
			選挙管理委員会事務局	B				
		3 地域コミュニティの活性化	32	市民活動推進課	B	B	B	
		4 広域連携・交流活動の充実	33	秘書広報課	B	B	B	
				政策課	B			
		2 市民とともに改革するまち	1 財政運営の効率化	34	財務課	B	B	B
					税務課	A		
					ポータルサービス事務局	B		
				会計課	B			
				職員課	B	C	B	
				政策課	C			
				行政管理課	B			
				財務課	B			
			公共施設管理課	B				
			綾歌市民総合センター	B				
			飯山市民総合センター	B				
			市民活動推進課	B				
			市民課	B				
			監査委員事務局	B				

(内部評価結果 A:2 B:20 C:12 D:1)(外部評価結果 B:20 C:15)

第5章 課題の整理

(1) SWOT分析

丸亀市の現況については、SWOT分析の手法を用いて整理し、これからのまちづくりについての課題を明確にしました。丸亀市の特性を活かすべき「強み」や「機会」、克服すべき「弱み」や「脅威」といった視点から把握することが重要です。以下の通りに特性と状況を分析しています。

■SWOT分析

<p style="text-align: center;">強み (Strength)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者の増加による人口流入 (8P (2)) ・生活の利便性に強みを感じている市民の多さ(12P (1)) ・地区コミュニティの活性化 ・住みよさランキング ・豊かな自然環境を守れている (6P (6)) 	<p style="text-align: center;">弱み (Weakness)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化による自然増減(4P (1)) ・核家族化の進行(9P (3)) ・産業人口の減少(11P (5)) ・人口減少による産業の担い手不足 ・地域特性があり、課題が多様化している
<p style="text-align: center;">機会 (Opportunity)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生への機運の高まり(4P (2)) ・ライフスタイルの見直し(田園回帰) (4P (2)) ・大規模災害による防災・減災意識の高揚 (6P (5)) ・幹線道路の延伸による交流の増加 ・オリンピック・パラリンピックの開催 ・ICT、IOTの普及(5P (3)) ・観光振興による交流人口の拡大 (5P (4)) 	<p style="text-align: center;">脅威 (Threat)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の急速な進行(7P (1)) ・若者の流出 ・人口減少による地域経済の縮小 ・社会保障の増加(4P (1)) ・地方創生の本格化がもたらす自治体間での差別化(4P (2)) ・人間関係の希薄化や自治会加入率の低下 (12P (1)) ・高度情報化社会による情報飽和時代の突入 (5P (3))

SWOT分析からみえるまちづくりの課題

- ①人口減少、少子高齢化への対応
- ②公共施設の総合管理
- ③協働意識の必要性和地域コミュニティの強化
- ④健全な財政運営

(2) まちづくりの課題

SWOT分析をもとに抽出した4つの課題をもとにまちづくりの方向性を定める必要性があります。

人口減少と少子・高齢化への対応

- 国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」(2012(平成24)年1月)によると、日本の人口は、2026年に1億2,000万人を、2048年には1億人を下回ると推計されています。丸亀市においては、国、香川県の人口減少対策としての長期ビジョンに準じ、「丸亀市人口ビジョン」を策定しています。
- 人口減少対策として、「合計特殊出生率の向上」、「転出抑制と転入促進」、「さらなる魅力と安心の醸成」の3つの方向性を定めています。今後もこうした人口ビジョンを踏まえた施策の推進が必要となっています。

公共施設の総合管理

- 建物や道路等、インフラ施設を含め、資産の大部分を占める公共施設等の老朽化対策は、近年、全国的にも大きな問題となり、丸亀市でも避けて通れない課題の一つとなっています。単に公共施設等の廃止・縮小を推進するのではなく、中・長期的なまちづくりの視点に立った持続可能な公共施設等のあり方として、効果的かつ効率的な整備と管理運営を行うことで、引き続き市民が安全に安心して、そして快適に公共施設等を利用できる環境整備が必要です。
- 少子高齢化や人口減少等により、幼稚園、保育所、こども園、小中学校においても、老朽化や適正な学級規模が維持できなくなる可能性もあり、地域の状況に応じた配置や適正化を図ることが必要となります。

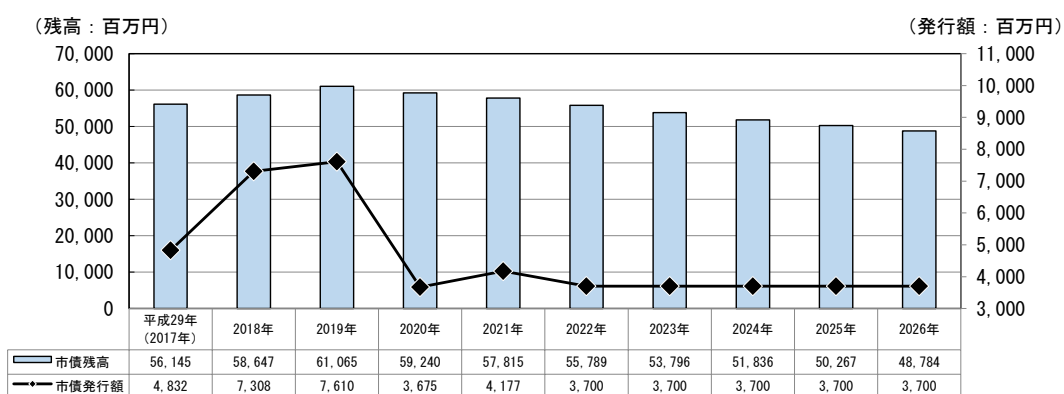
協働意識の必要性和地域コミュニティの強化

- 家族の形態や価値観の多様化を背景に、従来型の地域コミュニティの衰退が懸念される一方で、中・高年層を中心に、社会貢献活動への参加意欲が高まっています。
- 市民と行政が対等なパートナーとして情報や課題を共有し、協働によるまちづくりを進めていくことが大切であり、市民活動の活性化と地域コミュニティ機能の強化に向けた取組が求められます。

健全な財政運営

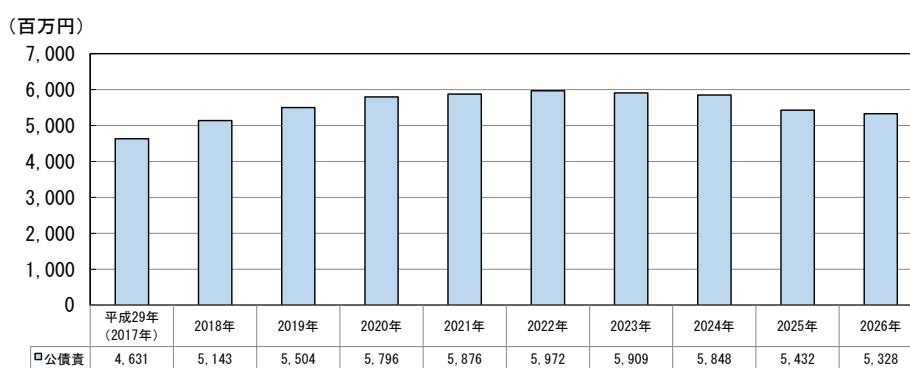
- 丸亀市の特徴でもある生活面の利便性を維持するためには、人口減少が影響し、厳しい財政状況にあっても、更なる福祉施策の充実や公共施設の維持管理、老朽化対策等を実施しながら、市民サービスの向上を目指す責務があります。
- 自主財源の確保とともに、市民ニーズを踏まえた上で、最少の経費で最大の効果が得られるよう、選択と集中による事業の再構築と大胆な見直しに努める必要があります。

市債残高と発行額の推移



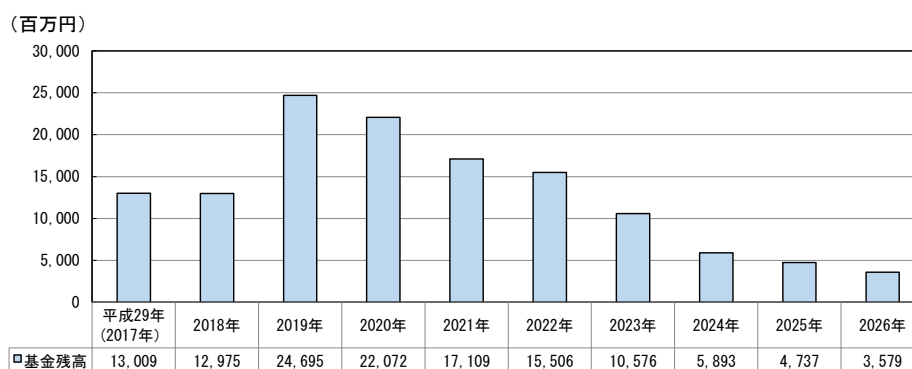
資料：丸亀市中期財政フレーム(改訂) 平成 29 年度

公債費の推移



資料：丸亀市中期財政フレーム(改訂) 平成 29 年度

基金残高の推移



資料：丸亀市中期財政フレーム(改訂) 平成29年度

■ 県内市の財政関係指標一覧(平成27年度普通会計決算)

市名	指標	標準財政規模 (千円) ※	財政力指数 (20~22年度平均) ※	経常収支比率 (%) ※	実質公債費比率 (%) ※	将来負担比率 (%) ※	積立基金残高 (千円)	地方債残高 (千円)
丸亀市		24,457,264	0.69	89.5	4.3	58.6	13,009,154	55,576,037
高松市		94,703,177	0.82	91.8	9.0	69.9	20,619,536	165,347,912
坂出市		13,548,139	0.85	90.2	12.2	88.3	5,268,589	21,937,542
善通寺市		7,888,861	0.51	90.5	5.5	—	5,706,671	9,577,270
観音寺市		15,783,535	0.63	90.0	9.7	77.9	6,699,720	38,418,939
さぬき市		15,565,471	0.42	92.7	12.9	—	16,727,636	23,789,320
東かがわ市		9,784,810	0.44	92.8	0.7	—	6,854,081	13,666,924
三豊市		20,057,655	0.48	87.4	4.2	—	19,579,550	33,450,962

■ モーターボート競走事業の収支決算の推移(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収支決算	606,072	3,381,110	3,467,521	4,061,091	3,307,422

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な一般財源の規模を示すもので、地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる総枠のこと。

※財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、大きいほど財政に余裕があるという指数のこと

※経常収支比率：財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示すもの。

※実質公債費比率：平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。

※将来負担比率：将来負担比率とは、自治体における一般会計等で将来負担すべき債務が標準財政規模の何倍あるかを示すもの



第2部 基本構想

基本構想：8年間【2018年度(平成30年度)～2025年度】

第1章 将来像

基本構想では、今後 8 年間に於いて、目指していくまちの姿である「将来像」と、将来像を実現するための、まちづくりの「基本方針」を定めます。

(1) 将来像を設定する上で大事にしたいこと

市民が主役

丸亀市自治基本条例で掲げられている、本市における自治の基本理念は、「市民がお互いに個人として尊重されるとともに、自らの意志と責任に基づいて主体的に行動すること」であり、市民一人ひとりが主役となってまちづくりに取り組むことを大切にしてきました。

一方で、都市化、情報化など社会情勢の変化や、人間関係の希薄化など、地域を取り巻く状況は変化しています。丸亀市が、これからの将来も地力のあるまちとして発展し続けるためには、市民一人ひとりがまちづくりを我が事として考えるとともに、

あらゆる行政活動の推進と、地域課題を解決するうえで原動力となるのは、「市民力」であると再認識し、コミュニティや職場など身近な環境で、共に助け合って自分たちのまちをつくっていく意識の醸成が不可欠です。

今後も一層、市民が自発的にまちづくりへ関心を寄せ、参画する意識を促す取組を推進し、わがまちに対する愛着と誇りを醸成しながら、市民の誰もが主役となるまちを目指していくことが重要です。

選ばれるまち

市民の声にあったように、市民の実感している丸亀市の強みは、生活における利便性であり、このことはまさに市民が求める暮らしのニーズを表しているとも言えます。

一方で、市民からはまちの個性がないことが課題としてあげられています。

本格的な地方創生がはじまり、各地で「選ばれるまち」となるための様々な取組が動き出しています。こうした状況の中で、丸亀市がさらに「選ばれるまち」となるためには、本市の持つ良さを最大限に引き出し、強みに変えていくことが重要です。

(2) 将来像

将来像

豊かで暮らしやすいまち 丸亀

自然や歴史・文化など、本市の誇りである様々な地域資源と、それらを守り育ててきた人や地域のつながり、

これまで丸亀市は、先人たちのたゆまない努力により、魅力のあるまち、住みよいまちとして発展し続けてきました。

合併してから10年以上が経過した現在、本市を取り巻く情勢は変化してきています。

地域の中では、子どもが減り、高齢者が多くなったと感じることも増えました。

しかし、このような状況にあっても、今の私たちは、歴史と伝統あるこのまちを、より良いまちとして将来に引き継いでいかなければなりません。

たくさん子どもたちの元気な声に囲まれ、市民一人ひとりの活力が満ちあふれ、いつまでも安心して健康に暮らせるまちを目指していかなければなりません。

そんな、本市が進めるまちづくりは、日々の生活のなかで幸せを実感できる「豊かで暮らしやすいまち 丸亀」。

心が充足し、楽しく、快適に暮らすことができるまち、そして、市民の誰もが主役となり、自分らしく、いきいきと輝くまち。そんなまちを、みんなでつくりましょう。



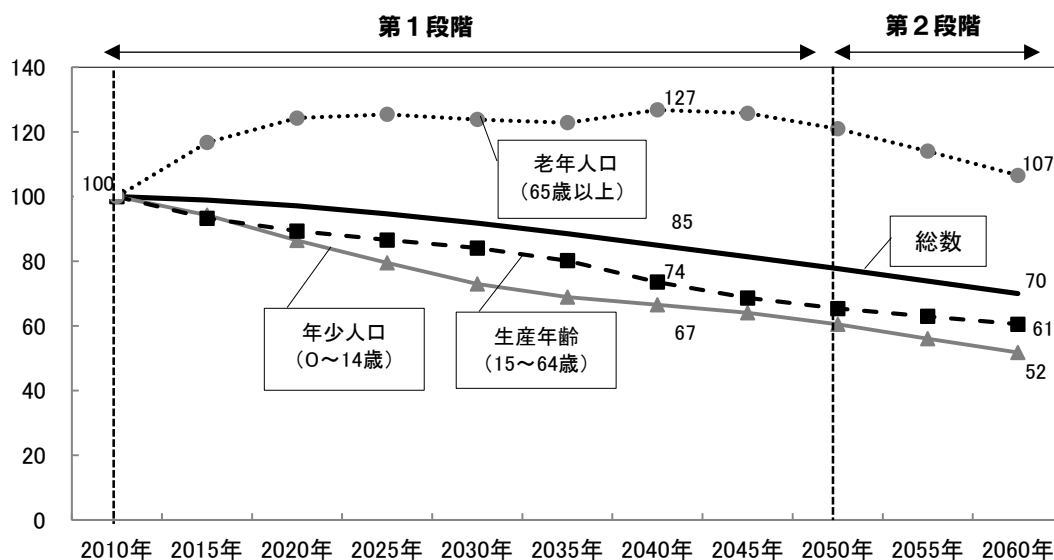
第2章 人口推計と目標

(1) 人口推計

人口減少段階は、一般的に「第1段階：老年人口増加＋生産年齢・年少人口減少」「第2段階：老年人口維持・微減＋生産年齢・年少人口減少」「第3段階：老年人口減少＋生産年齢・年少人口減少」の3つの段階を経て進行するとされています。

丸亀市は、2050年まで、人口減少第1段階となっており、本計画の期間中も少子高齢化の進行が予想されています。

■ 国立社会保障・人口問題研究所の推計から見た人口減少段階の分析



■ 人口減少段階

単位：人

	2010年 (平成22年)	2040年 (平成52年)	2010年を100とした場合の 2040年指数	人口減少 段階
老年人口	25,870	32,806	127	1
生産年齢人口	68,325	50,239	74	
年少人口	16,278	10,834	67	

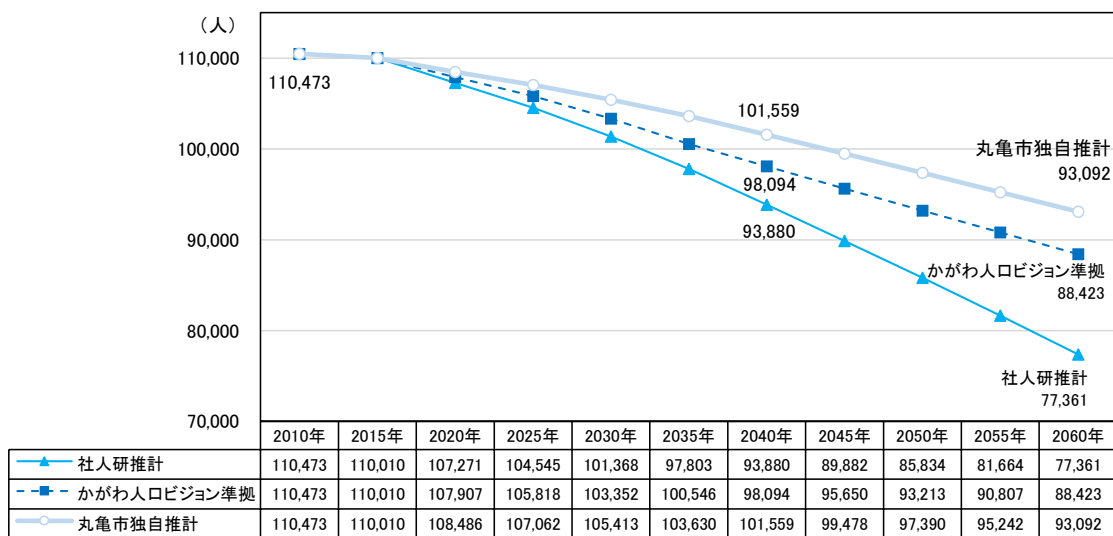
(2) 将来人口目標

丸亀市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下社人研）において、2025年に104,545人に減少すると予測されています。丸亀市人口ビジョンの独自推計では、2060年の目標人口を93,000人としています。

本計画においては、丸亀市人口ビジョンを踏まえ、計画期間の最終年となる2025年の人口、107,000人維持を目標とします。

将来人口 107,000人維持

■ 社人研推計と独自推計比べ



* 2010年、2015年（国勢調査）

第3章 目指すまちづくり基本方針

(1) 基本方針の設定

将来像の実現に向け、5つの基本方針を定め、まちづくりを進めていきます。

①心豊かな子どもが育つ

②安心して暮らせる

③活力みなぎる

④健康に暮らせる

⑤みんなでつくる

(2) 基本方針の方向性

心豊かな子どもが育つ

人口減少や少子高齢化は、市民の暮らしをはじめ、社会の様々な面で影響を及ぼすことから、豊かで暮らしやすいまちを実現するためには、まず、子どもから高齢者までのバランスの良い人口構造が求められ、なかでも出生数の向上に関する取組は急務となっています。

妊娠・出産から安心して子育てができ、未来を担う子どもたちが心豊かに、健やかに成長できる環境の充実を図り、笑顔溢れる子どもたちがたくさん育つまちを目指します。

安心して暮らせる

安心して快適に暮らせる環境は、生活における満足感や心のゆとりをもたらすものであり、市民が心から求めている暮らしの要素の一つと考えられます。

安心できる生活環境の整備や基盤の強化に合わせて、生活の利便性の向上を図る取組を推進し、これまで以上に住みよいまちづくりを目指します。

活力みなぎる

人口減少と地方創生の進展に伴い、地域間競争が激しくなるなかで、丸亀市が将来にわたって発展し続けるためには、地元産業の持続的な成長を支援することが第一です。

また、定住人口の減少による地方消費を補う意味において、交流人口の拡大を図る取組が、これまで以上に求められています。

地域産業の活性化により、働く環境を充実するとともに、多くの人でにぎわうまちづくりを進め、市民と地域の活力がみなぎる、元気なまちを目指します。

健康に暮らせる

生活習慣病や高齢化の進行といった社会的課題が取り巻くなか、生涯にわたって健康に暮らせることは、市民の誰もが願う身近なテーマとなっています。

健康寿命の延伸を図るため、市民の健康づくりを推進するとともに、高齢者や障がいのある方などサポートの必要な方に対しては、支援の充実だけでなく、地域の担い手としても活躍できる環境づくりを進め、全ての市民がいきいきと暮らしていけるまちを目指します。

みんなでつくる

地域の課題や行政課題が複雑・多様化するなかで、持続可能な行政運営を実現していくためには、行政力の向上が不可欠であり、一方で、市民をはじめ、教育機関や民間企業など多様な主体との協働により、まちをあげて地域づくりを進める機運を高めていくことも大切です。

これからの丸亀市をみんなでつくることにより、市民がわがまちへの愛着、誇りを持ち、楽しみや生きがいを持って暮らすことができるまちを目指します。



第3部 基本計画

基本計画：4年間【2018年度(平成30年度)～2021年度】

基本計画については、基本構想で定めた基本方針に沿って、4年間の施策と、重点的取組、重点プロジェクトを定めます。

基本計画の構成

■基本方針

将来像実現に向けて、市が取り組むべき5つの基本方針を設定します。

■基本施策

基本方針に基づき、施策ごとに現状・課題を踏まえ、目指す姿を設定し、施策を展開します。

■重点的取組

基本方針ごとに、特に重点的に取り組むべき内容を示しています。

重点的取組の具体的な内容として、重点プロジェクトを設定しています。

基本施策の内容(41P～)

■現状・課題

施策ごとに踏まえるべき、現状・課題を示しています。

■目指す姿

施策を推進することで達成される姿を示しています。

■施策の展開

施策をどのように展開するか、その具体的な取組内容を示しています。

■成果指標

施策の目的がどの程度達成されているかを図りながら、着実な進行管理を行うため、施策ごとにいくつかの「成果指標」を設けます。指標には、以下のような「基準値」と「目標値」を掲げます。

<基準値>

平成28年度(2016年度)末の数値を基準として、その時点での数値を掲げます。基準年次をそれ以外とする場合は、()書きで基準時点を示します。

<目標値>

2021年度末を目標として、その時点での数値を掲げます。目標年次をそれ以外とする場合は、()書きで目標時点を示します。和暦を使用していないのは、年号の変更が予定されているためです。

■市民と共にまちづくり

将来像を設定する上で、「市民が主役」を要素として掲げています。まちづくりを進める上で市民と共にまちづくりを進める視点を示しています。

■関連する個別計画

施策に関係している個別計画を示しています。

丸亀市の個別計画はそれぞれが自立した計画となっていることから、本計画においては個別計画との整合性をはかり施策を展開します。

重点的取組の内容(127P~)

■重点プロジェクト

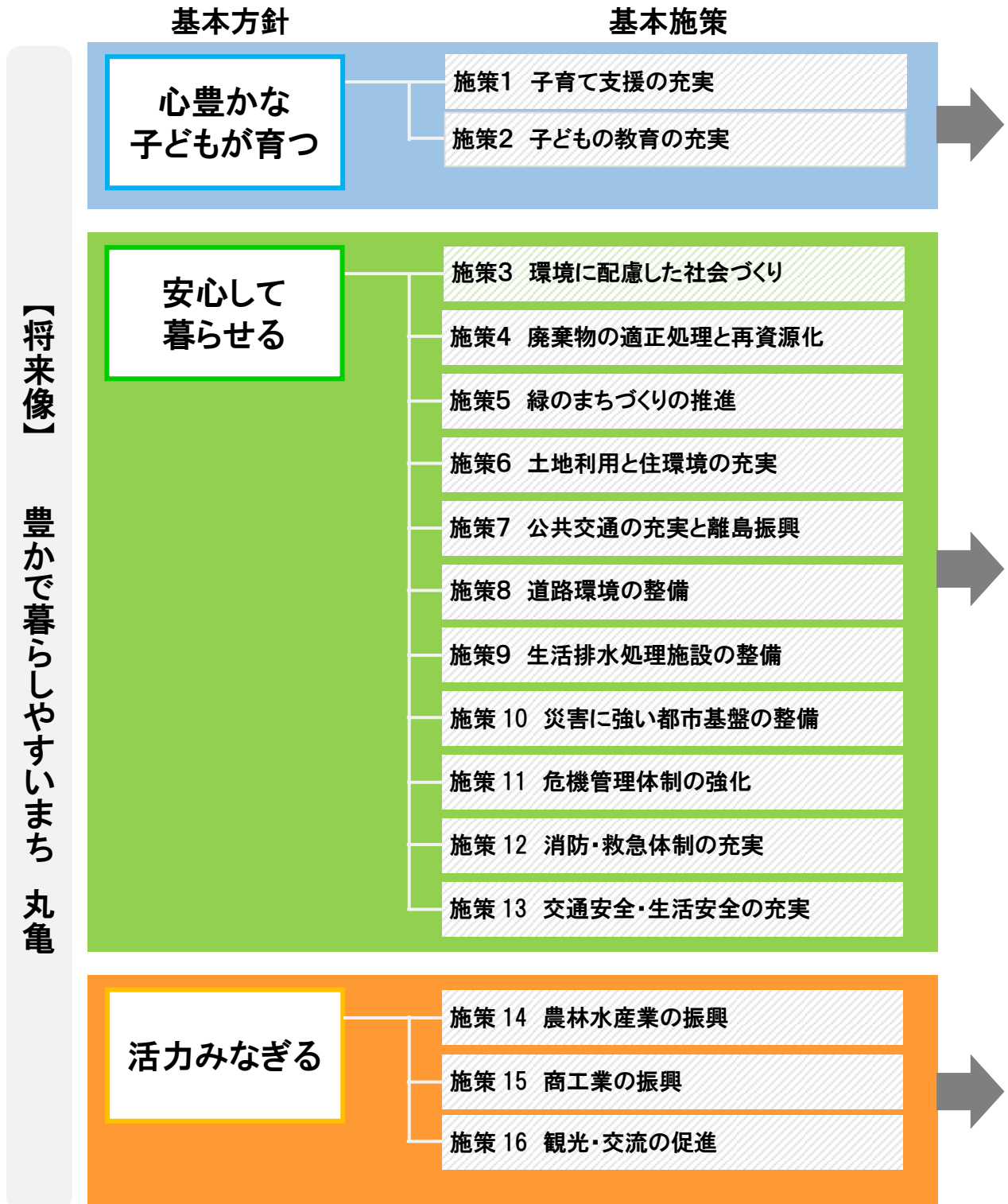
重点的取組を推進するための具体的なプロジェクトを示しています。

計画期間中に実施する具体的な内容としています。

計画の体系図

基本構想（8年間）：将来像、基本方針を定めます。

基本計画（4年間）：基本施策、重点的取組、重点プロジェクトを定めます。



重点的取組

重点プロジェクト

1. 「子育てするなら丸亀」 の実現を目指す

- 1 私的待機児童の解消
- 2 一時預かり事業の実施
- 3 病児・病後児保育等の充実
- 4 青い鳥教室の充実
- 5 幼児教育費の無償化
- 6 まる育サポートの充実
- 7 発達障がい児支援の充実
- 8 DV及び児童虐待防止の推進
- 9 子どもの貧困対策の推進
- 41 小児生活習慣病対策の推進(★再掲)

2. 地域とともに子どもたち を育てる

- 10 小中・地域連携教育の推進
- 11 学校給食による食育の充実
- 12 教職員の勤務環境の整備
- 13 身近な公園の整備(★再掲)

3. 快適な生活基盤 を整える

- 13 身近な公園の整備
- 14 リノベーションまちづくりの推進
- 15 御供所地区重点密集市街地の解消
- 16 大手町地区4街区の再編
- 17 空家対策の強化
- 18 コミュニティバスの充実
- 19 離島における生活環境の向上
- 20 主要幹線道路の整備
- 21 「道路舗装単独修繕計画」の推進
- 22 「橋梁長寿命化計画」の推進
- 23 新浄化センターの整備
- 24 高齢者交通安全対策の推進

4. 災害に強いまちをつくる

- 25 新庁舎の整備
- 26 浸水被害対策の推進
- 27 自主防災組織の体制強化

5. 地元で働く喜びを生む

- 28 インターンシップの充実
- 29 人材確保、育成の支援
- 30 産業教育の充実
- 31 多様な連携機会の充実
- 57 ワーク・ライフ・バランスの推進(★再掲)

6. 企業のチャレンジ を応援する

- 32 6次産業化の支援
- 33 地域産品の販路拡充支援
- 34 経営革新・技術革新等の促進
- 35 企業立地の促進
- 36 創業・第二創業の支援
- 37 地場・伝統産業の振興
- 38 中心市街地の活性化
- 39 丸亀版DMOの推進

基本方針

基本施策

健康に
暮らせる

施策 17 地域保健・医療の充実

施策 18 高齢者福祉の充実

施策 19 障がい者福祉の充実

施策 20 暮らしを支える福祉の充実

みんなで
つくる

施策 21 歴史的資源の保存と活用

施策 22 文化芸術の振興

施策 23 生涯学習活動の推進

施策 24 スポーツの振興

施策 25 人権尊重社会の実現

施策 26 男女共同参画社会の実現

施策 27 情報発信と地域情報化

施策 28 市民参画と協働の推進

施策 29 地域コミュニティの活性化

施策 30 財政運営の効率化

施策 31 行政運営の最適化

【将来像】

豊かで暮らしやすいまち
丸亀

重点的取組

重点プロジェクト

7. 市民の健康づくり を応援する

- 40 糖尿病等予防対策の推進
- 41 小児生活習慣病対策の推進
- 42 食育による健康増進の実現
- 59 健康につながるスポーツの推進(★再掲)

8. いつまでも住み慣れた 地域で暮らす

- 43 医療・介護連携の推進
- 44 在宅老人福祉サービスの充実
- 45 生活支援体制整備事業の推進
- 46 一般介護予防事業の充実

9. みんなに誇れるまち をつくる

- 14 リノベーションのまちづくり推進(★再掲)
- 47 丸亀城の石垣整備
- 48 瀬戸内国際芸術祭との連携
- 49 新市民会館の整備
- 50 丸亀市総合運動公園の駐車場整備
- 51 スポーツを通じたにぎわいづくりの推進
- 52 ボートレースまるがめ本場の活性化

10. すべての人々の 人権が尊重される

- 53 インターネットによる人権侵害対策
- 54 特定の国籍の外国人に対する人権侵害対策
- 55 性的少数者の人権対策
- 56 部落差別解消の推進
- 57 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 58 DVなどの根絶

11. 多様な主体との協働と 行政改革を推進する

- 59 健康につながるスポーツの推進
- 60 多様な情報発信の充実
- 61 市民活動基盤の整備
- 62 コミュニティ活動の活性化と自治会加入促進
- 63 地域担当職員制度の充実
- 64 コミュニティセンターの整備
- 65 基金の効果的活用と残高確保
- 66 定住自立圏共生ビジョンの推進
- 67 公共施設等総合管理計画の実践
- 68 行政改革プランの推進

心豊かな子どもが育つ

◆基本施策

施策1 子育て支援の充実 …42P

施策2 子どもの教育の充実…45P

◆重点的取組

重点的取組1 「子育てするなら丸亀」の実現を目指す…129P

重点的取組2 地域とともに子どもたちを育てる…131P

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 景気の低迷や核家族化・未婚化・晩婚化などが複雑に絡み合い、社会環境が変化している中で、子どもを生き育てづらい状況が生じ、少子化がすすんでいます。
- 社会環境の変化や保育ニーズ等を的確に把握し、幼児期における教育・保育の充実に努めるとともに、子ども・子育て支援事業の拡充を検討していく必要があります。
- 丸亀市においても、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援のあり方を示した「こども未来計画」を策定し、施策を推進しています。

目指す姿

- 妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を推進し、子どもを安心して生き育てられる環境づくりを推進します。

(2) 施策の展開

① 妊娠期からの支援(母子保健)

- ▶安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠届出時から就学までの、切れ目のない母子保健対策「ハッピーサポート丸亀」を推進します。
- ▶妊婦・乳幼児健康診査や予防接種の実施、啓発など、母子保健・医療の充実に努めます。

② 就学前教育・保育環境の充実

- ▶多様なニーズに対応するとともに、保育需給バランスに基づいた保育サービスの充実に努めます。
- ▶保育士等の確保に向けて、地域人材の発掘・育成に努めます。
- ▶幼稚園・保育所の認定こども園※への移行や施設整備による受入れ拡大のほか、私立保育園等への支援などにより、私的待機児童の解消を図ります。【重点プロジェクト1(129P)】
- ▶公立の幼稚園や認定こども園において、一時預かり事業を実施します。【重点プロジェクト2(129P)】

※認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと

③子育て支援サービスの充実

- ▶「地域子育て支援拠点事業」など、子育て家庭の居場所づくりに努めます。
- ▶ファミリー・サポート・センター事業※や、病児・病後児保育など、子どもを安心して育てられる支援制度の充実を図ります。【重点プロジェクト3（129P）】

④放課後児童対策の充実

- ▶就労などの理由により昼間保護者が不在の児童のために、放課後の居場所を充実します。
- ▶青い鳥教室※では、支援員の研修の充実等による資質の向上と、安全安心な教室環境の整備に努めます。【重点プロジェクト4（129P）】
- ▶子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、地域の方々の協力を得て、放課後子供教室の拡充に努めます。

⑤経済的負担の軽減

- ▶子どもの医療費助成や学校納付金の軽減など、子育て家庭への経済的な支援を図ります。
- ▶国の幼児教育費無償化の動向を注視しながら、本市にとって望ましい幼児教育費のあり方を決めます。【重点プロジェクト5（129P）】

⑥支援を必要とする子どもや家庭の支援

- ▶子育て家庭の相談全般から専門的な相談対応等を行う「あだあじお」と、「ハッピーサポート丸亀」の連携した取組による「まる育サポート※」を中心とした支援に努めます。【重点プロジェクト6（129P）】
- ▶NPO法人※等との協働のもと、発達障がい児の成長を支え、適切な教育・保育を受けられるよう支援します。【重点プロジェクト7（129P）】

⑦DV及び児童虐待防止の推進


- ▶DVや児童虐待の恐れのある家庭への相談や支援の充実を通して、DV及び児童虐待防止の取組を強化します。【重点プロジェクト8（130P）】

⑧子どもの貧困対策の推進

- ▶子どもの貧困対策のために必要な事業について、関係部署が連携しながら推進します。【重点プロジェクト9（130P）】

※ファミリー・サポート・センター事業：子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、助け合う組織のこと
※青い鳥教室：放課後留守家庭児童会のことを指すことばで、共働き家庭など放課後も保護者が不在の小学校児童に対して、学校施設などで行っている健全育成事業のこと
※まる育サポート：子育てに関する悩みなど相談できる子育て支援総合相談窓口のこと
※NPO法人：特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のこと

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「保育サービスや子育て相談など子育て支援に関する取組」に対する市民満足度	59.8% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
妊娠届時の面接実施率	97.7%	100%	保健師等の面接を受けた妊婦の割合
認定こども園の設置数	4	6	
ファミリー・サポート・センターの登録者数	919人	1,000人	ファミリー・サポート・センターに登録している会員数
まる育サポート相談対応件数	0件	300件	まる育サポートで相談対応した件数(年間)
青い鳥教室の待機児童数	0人	0人を維持	青い鳥教室を待機している人数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・子どもたちや家庭を社会全体で支援することへの理解を深め、それぞれの役割を果たしながら一体となって子育てに取り組みましょう。
- ・地域における交流の場には積極的に参加しましょう。
- ・事業者は、育児に関わる者が働きやすい職場環境づくりに努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・こども未来計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 児童生徒を取り巻く環境については、いじめや不登校、近年ではインターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えています。
- 子どもたちが、より良い未来の担い手となるためには、幼児期からの教育の充実を図るとともに、学ぶ環境を整え、学びを将来に活かしていくことができる教育が必要です。
- 学力の向上については、学校教育だけでなく、家庭学習の習慣化も重要な要素であることから、地域、家庭、学校、行政の連携により進める必要があります。
- グローバル化に対応するため、外国語教育や国際理解教育の充実を図る必要もあります。

目指す姿

- 地域、家庭、学校、行政が連携し、教育内容の充実を図り、主体性と公共性を備えた豊かな人格の子どもの育成を図ります。

(2) 施策の展開

①就学前教育・保育の充実

- ▶生涯にわたる人格形成の基礎となる重要な時期において、幼保一元化を推進し、幼稚園・保育所・こども園など、どの施設に在籍しても等しく質の高い教育・保育が受けられる体制を整えます。
- ▶幼稚園・保育所・認定こども園職員の相互交流や研修により、職員の資質向上を図ります。

②学校教育の充実

- ▶充実感、安定感、有用感を感じることができる教育活動を通して、一人ひとりの子どもの自己実現を図り、知・徳・体※にわたる生きる力を育みます。

※知・徳・体：確かな学力、豊かな心、健やかな体

③教育・保育機関、家庭、地域の連携

- ▶幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて、相互理解研修や交流活動の充実を図ります。
- ▶確かな学力が身につくよう、生徒や保護者とともに、家庭学習を定着させるための取組を進めます。
- ▶地域資源を生かした教育や地域の人たちとの関わり合いによる社会体験を教育に組み入れることにより、わが郷土「丸亀」を誇りに思う心を育む教育活動を推進します。
- ▶小中・地域連携教育の推進に向けて、学校と地域の橋渡し役を担う地域コーディネーターを育成し、相互の連携や、学校支援ボランティアの活用など、地域全体で子どもを育てる気運の醸成と、地域の力を結集して子どもを育てる環境づくりを進めます。

【重点プロジェクト 10 (131P)】

④外国語活動の充実

- ▶外国語指導助手を配置し、国際社会への対応能力の向上を図ります。
- ▶小学校における外国語科導入を受け、国際理解教育や外国語教育に対応するために、教職員への研修を計画的に実施します。

⑤健やかな体の育成

- ▶望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、自ら運動に親しみ、いきいきと生活できるよう、健やかな体を育む教育を推進します。
- ▶県の小児生活習慣病予防健診を活用するなど、子どもの生活習慣病予防を推進します。
- ▶学校給食を生きた教材として、地産地消の推進と食文化の継承に取り組むなど、子どもたちの望ましい食習慣の形成と食に関する理解の促進に努めます。【重点プロジェクト 11 (131P)】

⑥学校教育環境の整備

- ▶児童生徒が安全で快適に学習に取り組むことができるよう、長寿命化計画を策定し、同計画に基づき、施設の大規模改造や改修等を進めます。


⑦子どもの安全と安心の確保

- ▶子どもの安全確保のため、地域、保護者、学校の連携による見守り活動の推進など、安全に対する啓発活動を進めます。
- ▶いじめや不登校などの心の問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談支援体制の充実に努めます。
- ▶補導活動にあたっては、警察など関係機関との連携を図り、より効果的な方法を検討します。
- ▶関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図り、適切な教育相談、教育支援に努めます。

⑧教職員の負担軽減

- ▶子どもたちと向き合う時間を確保するために、統合型校務支援システムや教育クラウドなどを活用した教育の情報化や、業務内容の見直しなどを進め、教職員の勤務環境の整備に努めます。【重点プロジェクト12(131P)】
- ▶学校給食の会計業務に係る負担の軽減や、透明性の確保を図るため、給食費の公会計化を進めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「学校教育の充実、教育施設の整備に関する取組」に対する市民満足度	68.4% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生	①92.0% ②91.1%	①93.5% ②92.5%	楽しい学校・学級づくりアンケート結果による (全児童対象)
授業が分かると感じる児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生	①90.9% ②84.2%	①92.5% ②90.0%	楽しい学校・学級づくりアンケート結果による (全児童対象)
香川県小児生活習慣病予防健診の結果 ①要指導 ②要受診	①11.7% ②17.4%	①10.0% ②16.0%	健診結果に占める割合 (小学4年生対象)
地産交流会の実施回数	10回	14回	地元生産者との連携による、学校での児童との交流会の開催数
DVD等を活用した食育指導・啓発箇所数	-	17小学校	給食DVDの活用

(4) 市民と共にまちづくり

- ・学校教育に協力するとともに、地域ぐるみで子どもの健やかな育ちを見守りましょう。
- ・子どもの学力向上のため、家庭教育の習慣化を目指しましょう。
- ・家庭におけるいじめ防止や人権尊重の教育を進めましょう。
- ・家庭や地域で子どもの食への関心と理解を深め、健全な食習慣の形成に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・生涯学習推進計画

安心して暮らせる

◆基本施策

- 施策3 環境に配慮した社会づくり…49P
- 施策4 廃棄物の適正処理と再資源化…53P
- 施策5 緑のまちづくりの推進…55P
- 施策6 土地利用と住環境の充実…57P
- 施策7 公共交通の充実と離島振興…60P
- 施策8 道路環境の整備…62P
- 施策9 生活排水処理施設の整備…64P
- 施策10 災害に強い都市基盤の整備…66P
- 施策11 危機管理体制の強化…68P
- 施策12 消防・救急体制の充実…71P
- 施策13 交通安全・生活安全の充実…73P

◆重点的取組

- 重点的取組3 快適な生活基盤を整える…132P
- 重点的取組4 災害に強いまちをつくる…134P

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 地球温暖化など環境に配慮した事業活動や日常生活における環境保護の視点が必要となっています。
- 丸亀市の豊かな自然環境を未来に残すためには、環境保護及び保全活動を推進するとともに、次世代を担う子どもたちが環境や自然の大切さについて遊びや学習を通じて理解を深めることが重要です。
- 今後も地球規模ですすむ温暖化対策のため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの使用など、さらなる環境負荷を軽減する取組を今後も進める必要があります。

目指す姿

- 環境の教育や美化活動を通じて、市民一人ひとりの環境保護意識の高揚を図り、地球環境にやさしいまちを目指します。

(2) 施策の展開

①自然共生社会の構築

- ▶自然が環境に果たす役割や、自然を保護する取組についての理解を深めるため、水辺や里山など身近な自然に親しむイベント等を充実します。
- ▶森林資源については、造林、除草など適切な維持管理により、山地災害の防止を図るとともに、多様な生き物の生息空間の確保に努めます。

②安全な生活環境の確保

- ▶土器川などの主要河川や、ため池、海域の水質調査を継続して実施し、水質の現状把握に努めるとともに、関係機関と協力して水質改善に向けた取組を推進することで、安全できれいな水環境の確保に努めます。
- ▶大気環境や騒音に関する調査についても継続的に実施し、測定値の監視を行います。また、工場・事業所等による環境汚染を防止する指導を徹底するとともに、日常生活における近隣への迷惑防止の啓発など、安全で穏やかな暮らしの確保に努めます。

③地球温暖化対策の推進

- ▶太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー※の利用促進や、省エネルギー化の推進により、エネルギーの有効活用を図ります。
- ▶環境保全率先実行計画のもと、照明・空調等の運用の適正化や、設備更新時の省エネルギー対策など、市役所自らが率先して環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに取り組みます。

④環境にやさしい人づくりと協働の仕組みづくり

- ▶地域住民、コミュニティ、事業者、NPO法人など多様な主体による環境保全活動の支援・促進に努めます。
- ▶市民一人ひとりの環境保全に対する意識が高まるよう、環境保全に関わる広報活動を行うとともに、環境学習を積極的に推進します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「海、河川、山林などの自然環境の保全」に対する市民満足度	59.3% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「省エネルギーや再生可能エネルギー※使用の推進」に対する市民満足度	49.0% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
生物多様性に関する市民認知度	20% (2014年度)	25%	県政モニターアンケートによる認知度
環境に関する教育・啓発イベントの年間件数	8件 (2015年度)	10件	各年度における、環境に関して市が実施するイベントの回数
河川のBOD※環境基準適合率	71.4% (2015年度)	現状維持	7地点での水質測定により基準を満たしている箇所割合
環境騒音の環境基準適合率※ ①一般地域 ②道路に面する地域	①100% ②70% (2015年度)	①現状維持 ②改善向上	①5測定局②10測定局での騒音測定により基準を満たしている箇所割合
住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	1,815件	2,900件	設置補助の開始時からの累計補助件数

※再生可能エネルギー：「絶えず資源が補充されて枯渇しないエネルギー」「利用する以上の速度で再生するエネルギー」のこと。

※BOD：(英：Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)とは、水中の有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、河川の水質指標として用いられるもの。

※環境騒音の環境基準適合率：工場騒音、建設騒音、自動車騒音などすべての騒音が、測定地点において、環境基本法に基づく、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持させられることが望ましいとされる基準を満たしているかどうかを示すもの。

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	—	別途策定する 計画の数値	環境保全率先実行計画
防犯灯LED化率	58.3% (3,270基/5,607基)	93.1%	防犯灯のうち、LED化が完了している割合
環境にやさしい事業所登録件数 (累計) ①エコ・リーダーまるがめ ②エコ・ハートまるがめ	①47件 ②118件 (2015年度)	①53件 ②124件	それぞれの登録事業者の 年度末時点での累計登録 件数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・身近な水辺や里山などの自然環境を大切にしましょう。
- ・環境美化・保全活動や環境学習に積極的に参加し、自然や環境を保全する正しい知識を身につけましょう。
- ・ごみのポイ捨ての自粛、ペットのふんの適切な処理など公共的マナーを守りましょう。
- ・事業者は、公害関係法令を遵守して事業活動を行いましょう。
- ・自動車のアイドリングストップの実践や公共交通機関・自転車の積極的利用、節電など省エネルギーと自然環境に配慮した日常生活や事業活動に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・環境基本計画
- ・環境保全率先実行計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 都市化の進展や生活様式の変化によって、ごみの質や種類、市民の要望も多様化し、ごみの減量化・資源化は行政の努力だけにとどまらず、市民、事業者との協働により進めていくことが重要となっています。
- ごみの分別や減量化への市民啓発活動の強化を図るとともに、限りある資源を有効利用するために、可能な限り資源を回収し、資源ごみの収集率、リサイクル率の向上を図ることが求められています。

目指す姿

- ごみの分別排出を徹底することや市民及び事業者への積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど循環型社会の形成を目指します。

(2) 施策の展開

①ごみ減量化やリサイクルの推進

- ▶広報紙やホームページなどによる周知の他、出前講座等にも積極的に対応し、ごみ問題に対する意識の高揚、リサイクル活動推進に努めます。
- ▶廃棄物処理の優先順位を踏まえ、ごみを出さない（リデュース）、ごみになるものは買わない（リフューズ）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）、4Rの取組を推進します。
- ▶スマートフォン対応のごみ分別アプリの充実により、利便性の向上を図ります。
- ▶資源ごみの民間回収の実態調査や影響の分析とともに、事業系ごみの排出抑制に向けた協力依頼など、民間と協調した取組を進めます。

②効率的かつ適正なごみ収集・運搬体制の確立

- ▶ごみの排出動向や関連法に対応した分別収集体制を確立し、広報活動などを通じて分別排出の徹底に努めます。
- ▶ごみ収集・処理方法を見直し、より効率的にごみ減量化やリサイクルを推進できる体制を確立します。

③不法投棄の防止

- ▶ごみの適正処理について市民や事業者等に啓発を行うとともに、警察等の関係機関や市民と連携して、不法投棄の監視体制を強化します。

④し尿処理体制の充実

- ▶公共下水道等への移行など、処理量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じて収集・運搬方式を見直し、し尿処理体制の充実を図ります。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「ゴミやし尿の収集処理に関する取組」に対する市民満足度	78.5% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「ゴミの減量化やリサイクルに関する取組」に対する市民満足度	74.9% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
1人1日当たりのごみ排出量※	902g/人・日	800g/人・日 (2020年度)	クリントピア丸亀に搬入されたごみの総量から算出した数値
資源ごみ収集率	17.5%	22.0% (2020年度)	ごみの総収集量※のうち資源ごみ収集量の占める割合
リサイクル率	13.5%	18.2% (2020年度)	ごみの総排出量※のうちリサイクルした量の占める割合

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルに努めましょう。
- ・資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加しましょう。
- ・修理できるものは捨てずに修理してつかいましょう。
- ・事業者は、廃棄物の排出の抑制と資源化の促進に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・一般廃棄物処理基本計画

※ごみの総排出量：市又は市指定許可業者が収集したごみの総量に、事業所や家庭などから、直接搬入されたごみの総量を加えたものこと

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 市民に憩いや安らぎをもたらす、個性あるまちづくりを進める上で、緑のある環境づくりは重要な要素となります。
- 市民が気軽に集える公園・緑地づくりを進める上では、地域住民と協力した公園づくりや公園運営が必要です。
- 緑化活動を推進する上で、市民や団体が情報交換できる仕組みを強化することや緑に関する教育を充実させることが必要です。

目指す姿

- 市の特徴を活かして、豊かな緑を保全し、気軽に集まれる公園・緑地づくりや緑化活動を市民とともに推進することで憩いや安らぎに満ちた緑のまちづくりを目指します。

(2) 施策の展開

①「緑」の保全・育成

- ▶公共性の高い場所の緑化を推進するとともに、市民やNPO法人、事業者などが積極的に緑化推進を行えるよう支援します。

②市民が集える公園・緑地づくり

- ▶「緑の基本計画」に基づき、防災・防犯機能やユニバーサルデザイン※を考慮するなど安全安心を確保した公園緑地の整備を進めるとともに、計画的な維持管理によって公園施設の長寿命化を図ります。
- ▶地域住民と協力して公園・緑地・街路樹などの適切な維持管理を行います。
- ▶子どもたちがいつでものびのびと遊べるような、地域における身近な公園の適切な維持管理や整備充実に努めます。【重点プロジェクト13（132P）】

※ユニバーサルデザイン：文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずにあらゆる人が利用することができる施設、製品、情報の設計のこと。

③ 緑に関わる人づくり

- ▶ 緑化活動を行っている市民や団体などが、お互いに情報交換を行い、有機的につながるネットワークづくりを推進します。
- ▶ 緑に関する教育を充実させることで、市民の緑に対する関心や意識を醸成するとともに、高い知識や技術を持つ人材の育成に努めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「公園・緑地の充実・維持管理に関する取組」に対する市民満足度	60.8% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
緑化推進事業の参加人数	1,500人	2,000人	1年間に市が主催、共催、協賛する緑化推進事業の参加人数
公園ボランティア団体数	16団体	21団体	ボランティアで公園や緑地の清掃などを行う団体の数
市民1人あたりの公園面積	36.1 m ²	38.0 m ²	都市公園の総面積 / 人口

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 緑の大切さを理解し、進んで緑化推進活動に参加しましょう。
- ・ 身近な緑に親しみをもちましょう。
- ・ 公園に親しみ活用するとともに、地域の公園は地域で管理するように努めましょう。
- ・ 事業者は、会社の敷地などの緑化に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 緑の基本計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 暮らしやすい都市空間を形成していくためには、人口減少や少子高齢化の進行を見据え、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進が必要となっています。
- 市民のまちに対する愛着や誇りを醸成するひとつの要素として、丸亀市の特色を活かした美しい景観づくりを推進した都市景観の形成が必要です。
- 市民の暮らしを充実させるために、魅力的な住宅政策の推進をはじめとして、人口減少により増加すると予測されている空家対策を強化する必要があります。

目指す姿

- 地域特性に応じた土地利用を推進し、良好な住環境や美し景観等が整備されているまちを目指します。

(2) 施策の展開

① 適正な土地利用の推進

- ▶「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」に基づき、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めます。
- ▶土地利用関連計画や関連法、条例などに則った土地利用を促進することにより、無秩序な開発行為や土地利用の未然防止に努めます。

② 街なかの再生

- ▶民間主導型の公民連携であるリノベーションまちづくりを推進することにより、遊休不動産を活用した都市課題の解決を実現するとともに、まちづくりに対する意識の転換を促し、まちを素敵に変えていきます。【重点プロジェクト14 (132P)】
- ▶御供所地区における重点密集市街地について、国が住生活基本計画で定めた目標である2020年度までの解消に向けた取組を進めます。【重点プロジェクト15 (132P)】
- ▶大手町地区4街区については、将来にわたる本市の拠点地域として、まちの発展、新たな魅力向上につなげるため、国の都市再生整備計画事業を活用するなど、エリアの再編を図ります。【重点プロジェクト16 (132P)】

③美しい都市景観づくり

- ▶丸亀市の特色を生かした個性的で美しい景観づくりに向け、市民や事業者の理解・協力を得ながら、「景観計画」に基づく都市景観の形成に努めます。

④良質な住宅政策の推進

- ▶市民が安心して暮らせる快適な居住環境の形成に向け、民間による良質な住宅開発や民有地などの適正管理を促します。
- ▶市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な予防保全と良好なストック※の維持形成を図ります。

⑤空家対策の強化

- ▶空家は今後も増加することが予想され、防災、防犯、環境、景観に悪影響を及ぼすことから、相談会の充実など、空家等対策計画に基づく施策を展開し、空家問題の解決を図ります。
- ▶老朽危険空家の除却を進め、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。
【重点プロジェクト17（132P）】

⑥地籍調査の推進

- ▶地籍調査事業は、境界をめぐるトラブルの未然防止や災害発生時の復旧活動の迅速化、公共物管理の適正化、土地の有効活用などにおいて、その効果が期待されることから、市内全域の土地を対象として計画的に調査を進めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「無秩序な都市の拡大防止と良好な市街地の整備」に対する市民満足度	45.6% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「景観に配慮したまちづくりに関する取組」に対する市民満足度	63.3% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
立地適正化計画の居住誘導区域内の人口密度	44人/ha	43人/ha	
リノベーションまちづくり担い手組織によるプロジェクトの実施件数	0件	3件	リノベーションまちづくり担い手組織によるプロジェクトの実施件数

※ストック：ある時点での資産の量のこと

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
老朽危険空き家の除却件数(累計)	26件	177件	老朽危険空き家除去支援事業による除却件数(2015年度からの累計)
地籍調査の進捗率	50.7%	58.0%	市総面積のうち地籍調査済面積の占める割合

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 良好な住環境の維持形成に努めましょう。
- ・ 住んでいる地域を歩き、地域に親しみを持ちましょう。
- ・ 事業者は、地域特性に配慮し、適正な土地利用と良好な景観形成に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 立地適正化計画
- ・ 景観計画
- ・ 空家等対策計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 高齢化が進展していくなかで、市民の日常生活を支える移動手段として公共交通は重要な役割があり、市民、事業者、行政が一体となって活性化に取り組む必要があります。
- 鉄道、路線バス、船などの路線とダイヤの適正化に合わせて、コミュニティバスの効率的な運行と利用環境の向上が求められています。
- 本市は、島しょ部を有していることから離島航路存続に向けた取組など、島しょ部における生活環境の維持・向上が必要となっています。

目指す姿

- 市内の公共施設、商業用施設等への移動手段の確保と利便性向上に向けて、関係機関と連携しながら、公共交通が充実したまちを目指します。
- 島民の生活環境の向上と、島への交流人口を促進し、離島地域の活性化を図ります。

(2) 施策の展開

①地域公共交通ネットワークの深化

- ▶本格的な人口減少時代において、まちづくりなど関連施策と連携した地域公共交通ネットワークを再構築し、地域社会の活力の維持、向上を図ります。


②コミュニティバスの運行

- ▶鉄道、路線バス、船などと連携の取れた路線やダイヤの最適化に取り組みます。
- ▶高齢社会を迎えるなかで、コミュニティバスの効率的な運行と利用環境の一層の向上、利用推進のための情報提供を図り、市民生活に身近で不可欠な交通手段としてコミュニティバスの利用を促進します。【重点プロジェクト18（132P）】

③ 離島航路の維持と島の活性化

- ▶ 離島の振興と島民の日常生活の足を守るため、離島航路存続のための取組を継続します。
- ▶ 島しょ部における超高速ブロードバンドや公衆無線LANサービス等の整備と合わせて島の魅力を発信することで、島民の生活環境の向上と、島への交流人口や移住の促進を図ります。【重点プロジェクト19(133P)】

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「鉄道・バスなど公共交通の整備」に対する市民満足度	39.5% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「離島航路や島内交通の整備などに関する取組」に対する市民満足度	58.0% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
コミュニティバスの乗車人数	261,694人	263,000人	1年間にコミュニティバスに乗車する人数
島しょ部への移住者数(累計)	—	10人	島しょ部へ移住した人数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・バス・鉄道などの公共交通機関を積極的に利用しましょう。

(5) 関連する個別計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 道路は市民生活の利便性向上を図るうえで重要な役割を担うとともに、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤です。
- 生活の利便性と安全性を確保するため、生活道路の維持管理などを行い、安全で快適な道路空間を保つことが重要です。
- 広域的な幹線道路の整備には、定住自立圏域自治体間での連絡、連携が必要です。

目指す姿

- 安全で快適な道路空間の形成を目標に、道路ネットワークの充実を図るとともに、適正な維持管理を行います。

(2) 施策の展開

① 幹線道路の整備

- ▶「市道原田金倉線」や「市道西土器南北線」などの重要路線を優先的に整備していくほか、国・県道の未改良区間の早期整備、交差点や歩道の整備を要望し、交通の利便性を確保します。【重点プロジェクト 20 (133P)】
- ▶定住自立圏域内での連携した道路整備を進めることで、周辺市町との道路交通の利便性の向上を図ります。



② 生活道路の整備

- ▶生活の利便性と安全性を確保するため、道路舗装単独修繕計画などに基づいた生活道路の適切な維持管理と計画的な整備に取り組みます。【重点プロジェクト 21 (133P)】
- ▶橋梁の安全性を確保するため、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理に取り組みます。【重点プロジェクト 22 (133P)】
- ▶国土交通省が実施する一級河川土器川の河川改修に合わせて、市道南三浦上分線などの改良を行い、通行の安全性を向上させます。

③安全・快適な道路空間の形成

- ▶歩行者や交通弱者などに配慮した道路の整備や、危険箇所の改善、通学路の安全対策を行うことで、道路空間の安全性と快適性の確保に取り組みます。
- ▶災害など緊急時にも通行できるよう、安全性の高い道づくりを進めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「市内をつなぐ一般道路の整備」に対する市民満足度	61.2% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「幹線道路の整備」に対する市民満足度	72.5% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市道の整備延長	47.5km	48.8km	幅員2m以上の歩道を設置している市道の延長
市道の舗装補修・改良延長	33 km	98 km	道路舗装単独修繕計画に基づく舗装補修・改良延長(舗装幅4mで換算)

(4) 市民と共にまちづくり

- ・清掃活動や緑化などの道路環境美化活動に参加しましょう。
- ・道路の整備や維持管理に協力しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・道路舗装単独修繕計画
- ・橋りょう長寿命化修繕計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで、生活排水処理施設は大きな役割を果たします。
- 下水道事業には多額の費用が必要となることから、事業の経営改善に向けて、効率的な管理体制の構築や事業経営に努める必要があります。

目指す姿

- 生活排水処理施設の整備や水洗化を促進するとともに、計画的で効率的な管理体制の構築と事業経営を推進します。

(2) 施策の展開

①生活排水処理施設の整備

- ▶生活排水処理施設の適正な整備に努め、公共用水域の水質保全を図り、快適な住環境を創出します。
- ▶生活排水による河川等汚濁防止のため、合併処理浄化槽への切り替えなど、単独処理浄化槽の設置者に対する啓発を強化します。

②水洗化の促進

- ▶供用開始区域内において、促進強化月間を設けるなど水洗化促進に努めるとともに、新しく供用開始された区域内においては、戸別訪問などによる水洗化の指導を行います。

③下水道事業の健全運営

- ▶水洗化率の向上や、施設の管理体制の充実を図るとともに、公営企業会計の移行に合わせて、経費の節減、下水道使用料などの適正化を検討し、下水道事業の健全運営に努めます。


④浸水防止対策の推進

- ▶浸水防止対策が必要な場所において調査などを行い、雨水幹線水路等を活用した対処方法を検証し、対策を図ります。

⑤ 下水道施設の耐震化・長寿命化の推進

- ▶ 下水道の全施設を対象にした「ストックマネジメント計画」を策定し、老朽化したポンプ場設備や管きよの更新を計画的に実施することで、下水道施設の延命化を図ります。
- ▶ 耐震性能を備えた新浄化センターの整備により、地震などの災害に強い、下水処理施設の機能維持を図ります。【重点プロジェクト 23 (133P)】

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「生活排水・産業排水などの処理に関する取組」に対する市民満足度	67.2% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
下水道(公共下水道・農業集落排水)普及率	46.2%	48.5%	市内で下水道の使用が可能な環境にある人口割合
水洗化率			整備済区域内で下水道・農業集落排水に接続している人口割合
①公共下水道	①93.5%	①94.7%	
②農業集落排水	②88.1%	②89.0%	
合併処理浄化槽の設置補助基数	6,843基	8,400基	補助開始時からの補助を受けて設置した合併処理浄化槽の累計設置基数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 下水道へ異物を流さないなど、正しく利用しましょう。
- ・ 浄化槽の適切な維持管理を行いましょ。

(5) 関連する個別計画

- ・ 公共下水道事業計画
- ・ 流域関連特定環境保全公共下水道事業計画
- ・ 流域関連公共下水道事業計画
- ・ 中讃・西讃地域循環型社会形成推進地域計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 自然災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災対策や公共施設等における防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくことが必要です。
- 公共施設における計画的な耐震化を進めるとともに、家屋の倒壊による被害を未然に防止するため、耐震診断・改修への支援を行う必要があります。

目指す姿

- 民間住宅の耐震化や公共施設等の防災機能を強化し、災害に強い都市基盤の整備を推進します。

(2) 施策の展開

① まちの防災機能の向上

- ▶災害対応の拠点としての機能を備えた新庁舎の整備に取り組むとともに、公共施設が災害時に機能を喪失することのないよう、計画的に耐震化を図ります。【重点プロジェクト 25 (134P)】

② 民間住宅などの耐震化

- ▶「耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅の耐震化に対する助成を行うことで、市民の安全確保を促進します。
- ▶耐震化が遅れている民間所有のビルや集客施設に対する対策を推進します。

③ 港湾・漁港の整備

- ▶島しょ部における市管理の港湾・漁港をはじめ、高潮・津波などの災害が想定される沿岸部について、県など他の関係機関と連携・調整を図りつつ、一体的な高潮対策を進めます。

④ 河川・排水路などの整備

- ▶大雨時の浸水被害を防ぐため、西汐入川周辺など被害の多い箇所では浸水対策を行います。また、現在、整備が進められている土器川や大東川の河川改修の早期完成を図るため、国、県に対し必要な要望を行います。【重点プロジェクト 26 (134P)】

⑤急傾斜地の崩壊防止対策

▶土砂災害を防止するため、関係機関と連携し、急傾斜地の崩壊防止対策を行います。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化率	92.1%	95.0%	避難所など災害時に重要となる公共施設の耐震化率
民間住宅耐震対策にかかる支援件数 ①耐震診断 ②耐震改修工事	①181件 ②75件	①280件 ②180件	支援事業開始(平成23年度)時からの累計補助申請件数
民間所有ビルや集客施設の耐震化件数	0件	5件	
鋼製防潮扉(陸こう)の整備箇所数	86箇所	96箇所	整備された鋼製防潮扉(陸こう)の箇所数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・住宅・事業所の耐震化や家具などの転倒防止策を講じましょう。
- ・自宅の耐震度を把握しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・耐震改修促進計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 近年、各地で相次いでいる大規模災害の発生を受け、防災に対する市民の関心は高まりをみせています。
- 災害から市民の生命と財産を守るためには、市民一人ひとりの防災に対する意識を高め、地域の防災力を強化していくことが必要です。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から自主防災組織等による防災訓練の実施など「自助」「共助」の意識の向上が求められています。
- 災害等発生時の対応として、防災等に関するマニュアルの整備に取り組む必要があります。

目指す姿

- 市民の防災意識の高揚を図り、自主的な防災活動が積極的に実施されるよう体制整備に努めます。

(2) 施策の展開

① 多様な主体が実施する防災活動の促進

- ▶自主防災組織に対しては、災害時の活動だけでなく、防災知識の普及や防災訓練の実施などの平常時の活動も積極的に行えるよう支援の充実に努めます。【重点プロジェクト 27 (134P)】
- ▶自主防災組織をはじめ、市民が主体的に実施する防災訓練を支援するとともに、各種団体が希望する出前講座（防災学習会）などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。

②危機管理体制の強化

- ▶国や県の動向に基づき、「地域防災計画」の継続的な見直しを図ります。
- ▶津波浸水想定区域や危険区域、避難場所・避難路などを周知徹底するため、自助・共助に有効となる防災情報の積極的な発信・周知に努めます。
- ▶防災資機材や食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄品の充実を図ります。
- ▶災害対策基本法に基づき、高齢者、障がい者など避難行動要支援者についての情報を適切に管理し、災害弱者の支援体制を強化します。
- ▶「国民保護計画」に基づく市民の安全確保など、武力攻撃事態等への対応体制の確立に向けても取り組めます。
- ▶自主防災組織の体制を強化するため、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルと地区防災計画の策定を支援します。【重点プロジェクト 27 (134P)】

③市組織の災害対処能力の強化

- ▶大規模災害の発生時にあっても、業務の継続性を確保するため、「業務継続計画（BCP※）」に必要な見直しを加えます。
- ▶自衛隊や警察などの関係機関と連携して、初動対応や住民対応など、市が果たすべき役割を意識した実戦的な訓練を実施し、市組織の危機管理能力の向上に努めます。
- ▶緊急速報メール・防災行政無線・マスメディアなど多様な手段を活用し、情報伝達手段を複線化することで、市民に確実な情報伝達を図ります。

④広域的な相互応援体制の強化

- ▶大災害で想定される被害に備え、迅速に対応できるように、災害時に自治体間で相互に応援し合える体制を構築します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「消防や緊急体制の整備、自然災害への備えに関する取組」に対する市民満足度	70.4% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
地域の自主防災訓練の参加人数	3,700人	4,500人	1年間に地域の自主防災訓練に参加した人数
「地区防災計画」策定済の地区数	0地区	10地区	
防災士の資格取得助成数	38名	70名	

※業務継続計画（BCP）：（英:Business Continuity Plan）災害や情報システムのトラブルに対し、事業を形成する業務プロセスや資産を的確に守るための計画のこと

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 災害時における危険箇所や避難場所の確認、物資の備蓄、対処方法などの正しい知識の習得に努めましょう。
- ・ 地域で行われる防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ・ 地域で助け合いの協力ができるよう顔見知りを増やしましょう。
- ・ 事業者は、災害時の応援に協力しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 地域防災計画
- ・ 国民保護計画
- ・ 水防計画
- ・ 業務継続計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 安全・安心に暮らすことができるまちを目指すには、突然の事故等が発生した時に迅速かつ適切に対応できる体制が求められています。
- 事故・火災発生を未然に防ぐためにも、普段の生活から火災予防等に関連した情報周知や住宅用火災警報器の設置を促進することなどが求められています。
- 救急体制の強化に向けては、応急手当等の普及啓発及び救急車の適正利用の推進、救急救命士の確保・養成等が必要となっています。

目指す姿

- 消防・救急体制を強化し、災害時も含めて安心できるまちとなるよう、広域的な連携や地域における担い手の確保・養成に取り組めます。

(2) 施策の展開

①総合消防力の向上

- ▶消防屯所の整備や消防車両の配備を進めることで、大規模火災などの発生に備えた総合的な消防力の向上に努めます。
- ▶近隣市町との連携・協力により、広域的な消防体制の強化を図ります。
- ▶地域消防の担い手である消防団員の確保に努め、消防団施設や車両、装備などの充実により、消防団活動の促進を図ります。

②火災の予防

- ▶大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器の設置率の向上に努めるとともに、火災の恐ろしさなどを広く市民に周知啓発し、防火意識の高揚に努めます。


③救急体制の充実

- ▶救急救命士の確保・養成や救急装備の整備などの救急体制の充実を図ることで、救急救命率の向上に努めます。
- ▶医療機関等の関係機関との協力体制の強化を図ります。

④ 応急手当の普及

- ▶多様化・拡大化する救急需要に対応するため、救急車の適正利用の啓発強化を図るとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、講習会等を通じて応急手当の普及・啓発に努めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「消防や緊急体制の整備、自然災害への備えに関する取組」に対する市民満足度	70.4% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による (再掲) 基本施策11 危機管理体制の強化
住宅用火災警報器の設置率	67.3%	90.0%	アンケートで住宅用火災警報器を設置済と回答した人の割合
耐震性防火水槽の設置基数	58基	61基	設置された耐震性防火水槽の数
救急救命士の資格を有する消防職員数	46人	48人	市消防本部に所属する救急救命士の数
応急手当普及講習の受講者数	25,952人	38,500人	応急手当普及講習を受講した累計人数
消防団員数	613人	698人	市内消防団の団員数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・火災から命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ・救急車は正しく利用しましょう。
- ・事故現場などで自ら応急手当ができるよう、応急手当講習などに進んで参加しましょう。
- ・事業者は、火災の未然防止やAED※の設置などに努めましょう。

(5) 関連する個別計画

※AED：自動体外式除細動器（英:Automated External Defibrillator）は、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器のこと

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 高齢ドライバーによる事故や、モラルの低下から交通ルールが守られずに大規模な事故に発展するケースが増えている中で、市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに正しい交通マナーを実践することが必要です。
- 全国的に凶悪な犯罪や、子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪、特殊詐欺等の被害が深刻化しており、安全安心な暮らしを実現する上でも大きな問題となっています。

目指す姿

- 交通安全運動などの啓発活動を通して、交通ルールの遵守、交通マナーの実践など交通安全の意識を高めることに努めます。
- 犯罪のない安全安心な暮らしを確保するため、防犯意識の普及に努め、警察やコミュニティとも協力しながら、地域のことは自分たちで守る意識の高揚、体制づくりに努めます。

(2) 施策の展開

①交通安全対策の推進

- ▶警察など関係機関と連携して、年齢層に応じた交通安全教育の推進や交通安全運動の展開により、交通ルールの遵守と交通マナーの実践の普及・浸透を図り、総合的な交通事故の防止対策に取り組みます。
- ▶交差点や見通しの悪い箇所については、道路反射鏡の設置、路面標示、自発光道路鈺の設置による注意喚起を行います。
- ▶社会問題となっている高齢者の運転誤動作による事故への対策として、運転免許証返納者への優遇制度の周知等を図り、高齢者の運転免許証返納を促進します。【重点プロジェクト外 24 (133P)】



②防犯対策の推進

- ▶警察や丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会など関係機関・団体と協力して、地域安全活動を促進します。
- ▶地域ぐるみの自主的な防犯活動を支援し、地域力による被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- ▶防犯に関する広報活動や情報提供などを推進し、自らが身の回りの安全を守れるよう、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ▶市民の安心な生活の確保と犯罪防止のため、必要な箇所に防犯灯の設置を進めます。

③消費者保護対策の推進

- ▶「消費生活サポーター制度※」の活用や関係機関・団体との連携のもと、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、消費者教育の推進や消費者生活情報の提供を積極的に行います。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「交通安全や防犯対策に関する取組」に対する市民満足度	56.1% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「消費者被害の保護に関する取組」に対する市民満足度	56.4% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市内の交通事故発生件数	862件	850件	1年間に市内で発生した交通事故の件数
高齢者運転免許自主返納者数 (累計)	—	1,200人	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者数

※消費生活サポーター制度：消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るために、消費者行政に関する施策などを周知や情報収集に協力してもらえる市民を募る、市の登録制度のこと

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 交通ルールや交通マナーを守り、交通安全に努めましょう。
- ・ 日常生活において、外出時の施錠、子どもに対する防犯教育など自身や家族の安全を心がけるとともに、地域防犯活動や防犯パトロールには進んで協力しましょう。
- ・ 常に消費生活情報などに注意し、確かな知識や判断力を養うように努めましょう。
- ・ 事業者は、適正な表示や取引を行い、責任ある商品やサービスを提供しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 交通安全計画

活力みなぎる

◆基本施策

施策 14 農林水産業の振興 …78P

施策 15 商工業の振興…81P

施策 16 観光・交流の促進 …85P

◆重点的取組

重点的取組5 地元で働く喜びを生む…135P

重点的取組6 企業のチャレンジを応援する…136P

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 農水産業従事者の高齢化が進み、担い手の減少に歯止めがかからず、耕作放棄地も増加傾向にあることから、生産環境の保全やさらなる収益力の向上が求められています。
- 農林水産業の活性化にあたり、生産環境の整備はもちろんのこと、6次産業化や特産品のブランド化等による付加価値の向上と販路の拡充が求められています。

目指す姿

- 農水産業の後継者・担い手の育成や生産環境の適正化に取り組み、生産性の向上と新たな農林水産業の価値の向上を図ります。

(2) 施策の展開

①後継者・担い手の育成

- ▶農水産業の基礎である後継者・担い手を確保するため、新規就業者の発掘・育成に努めます。
- ▶インターンシップの受入れなど、農水産業における若者の就業を促すための取組を推進します。【重点プロジェクト28（135P）】

②生産環境の適正化

- ▶耕作放棄地や有害鳥獣等被害、山林の環境悪化による水質汚濁等への対策を進め、農水産業における生産環境の適正化を図ります。


③生産の増進と収益力の向上

- ▶農産物の生産性向上を支援するとともに、6次産業化の推進など、農水産物の市場価値の増大を図ることで、農水産業者の所得向上など経営の安定化や雇用の創出を図ります。【重点プロジェクト32（136P）】
- ▶計画的な稚魚放流により、安定した水産資源の確保を図り、収益力の向上を促進します。

④販路の拡充

- ▶農産物の生産・加工・流通の各段階でビジネスマッチングを促進するほか、地域内のみならず、海外展開など地域外市場も含めた、幅広い販路開拓を支援します。【重点プロジェクト外33（136P）】
- ▶体験機会の拡充などによる地産地消の拡大や、地域の産品・商品の見える化を図り、さらに地域商社等を活用した販路の拡充に取り組みます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「農林水産業の育成・支援」に対する市民満足度	42.0% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
認定農業者数	124人	130人	農業経営改善計画を作成し、市が認定した農業者の人数
農地所有適格法人数	29法人	33法人	農地法の要件を満たす農地を取得して農業経営できる法人数
水田の利用集積率	20.5%	22%	市内水田のうち認定農業者が利用する水田の占める面積割合
遊休農地の面積	453ha	403ha	遊休農地の面積
漁業士認定数	5人	11人	県知事が認定した漁業士の人数
海面漁業生産量	441t	542t	海面における水産動植物の採捕又は養殖事業の生産量
6次産業化商品開発の件数 (累計)	—	5件	

(4) 市民と共にまちづくり

- ・地産地消を心がけ、地域ブランドの育成に努めましょう。
- ・事業者は、自ら経営基盤を強化し、安全で安心な農畜水産物の生産に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・森林整備計画
- ・農業振興地域整備計画
- ・特定間伐等促進計画
- ・田園環境整備マスタープラン
- ・産業振興計画

施策 15 商工業の振興

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 人口減少等による国内市場の縮小、消費者志向の変化、流通の多様化、取引のグローバル化による安価な海外品の流入などが進んでいます。
- 丸亀市では、経営者の高齢化や後継者不足などによる事業所数の減少や、働く人材の確保が課題となっています。
- 労働を取り巻く現状については、働き方改革などに伴い、今後は労働環境の充実や新たな働き方としての創業支援等が求められています。
- 丸亀市では、産業振興支援補助事業の利用促進のほか、企業立地促進条例の制定などにより、市内企業の支援に努めています。

目指す姿

- 人口減少時代において、産業界における人材の確保、育成は急務であることから、女性や高齢者も含め、あらゆる世代が活躍できる環境づくりに努めます。
- 企業間・産学官金等の多様な連携機会の創出や、企業の経営・技術革新による新たな事業展開の支援に努めます。

(2) 施策の展開

①人材の確保、育成の支援

- ▶企業インターンシップを推進するなど、企業の人材採用に係る機会を充実します。【重点プロジェクト 28 (135P)】
- ▶持続可能な企業経営のため、若者だけでなく、女性や高齢者など幅広い人材の確保、育成を支援します。【重点プロジェクト 29 (135P)】
- ▶教育機関と地元企業が連携し、就労体験や交流など、産業教育を推進することにより、子どもたちに市内企業の魅力を伝え、将来的な地元就労につなげます。【重点プロジェクト 30 (135P)】
- ▶ハローワークなどの関係機関と連携し、様々な求職者に対応した就労支援に努めます。

②多様な連携機会の充実

- ▶企業間連携はもとより、四国職業能力開発大学校など、産学官金等の連携を推進することで、新たな取引関係の構築や企業の経営・技術革新、地元就労を促進します。【重点プロジェクト 31 (135P)】

③経営革新・技術革新等の促進

- ▶中小企業支援ガイドブックを活用し、産業振興支援補助事業の利用を促進するなど、企業の経営・技術革新を支援するとともに、企業からの相談については、ワンストップで対応できるよう、関係機関と連携しながら支援体制の充実に努めます。【重点プロジェクト外 34 (136P)】
- ▶市の企業立地促進奨励制度等や、県の優遇制度の情報提供により、新たな企業の誘致を図るとともに、事業拡大の支援などに取り組みます。【重点プロジェクト外 35 (136P)】

④創業・第二創業の支援

- ▶「丸亀市創業支援事業計画」に基づき、地域の経済団体や金融機関など関係機関と連携しながら、丸亀で創業をチャレンジする事業者や、新たな事業の展開を図る市内企業の第二創業に対する支援を推進します。【重点プロジェクト外 36 (137P)】

⑤地場・伝統産業の振興と積極的なPR

- ▶丸亀うちわの市場拡大に向けて、2020 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を最大限に活かし、環境にやさしく、宣材機能も合わせ持つ丸亀うちわの魅力を伝え、インバウンド向けのPRや、海外も含めた販路拡大を目指します。【重点プロジェクト 37 (137P)】
- ▶丸亀うちわニューマイスター認証制度などを活用しながら、生業として確立するうちわ産業界の基盤づくりを支援します。
- ▶地場・伝統産業の振興を市民にも共感してもらうため、体験学習や産業教育などを通じて啓発に取り組むとともに、組織の強化や後継者の育成を支援します。

⑥中心市街地の活性化

- ▶駅前の中心市街地の活性化に向けて、商業者だけでなく、市民やNPO法人など多様な主体と協働し、リノベーションまちづくりとの連携など、にぎわいを取り戻すための取組を推進します。【重点プロジェクト外 38 (137P)】

⑦頑張る個店の支援

- ▶モデル的な取組を展開するなど、地元で頑張る個店を積極的に支援し、顧客の獲得などにつなげるとともに、地域商社等を活用した販路拡充支援を行い、地域に根ざした事業者の育成を図ります。【重点プロジェクト外 33 (136P)】




⑧労働環境の充実

- ▶すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、中讃勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生サービスの利用を促進するとともに、快適な労働環境の確保に努めます。
- ▶ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、キッズウィークの導入など国の動向に注視し、在宅勤務など多様な働き方について調査・研究を進めるとともに、労働環境の充実と、労働力の確保、生産性向上を実現できるよう、働き方の見直しについて普及啓発に努めます。

⑨臨海工業地域の整備促進

- ▶臨海工業地域の専用岸壁機能が確保できるよう適正な維持管理に努め、既存企業の事業拡大や新たな企業の参入を支援します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「商業やサービス業の育成・支援」に対する市民満足度	43.7% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「既存企業の支援や企業誘致など工業の育成・支援」に対する市民満足度	45.3% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「雇用機会の創出などに関する取組」に対する市民満足度	34.2% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
創業相談件数	—	30件	1年間における商工会議所等での創業相談件数
企業インターンシップの受入人数	35人	50人	
空き店舗率	36.7% (65店舗/177店舗)	30%	空き店舗調査による

(4) 市民と共にまちづくり

- ・市内での消費に努めましょう。
- ・事業者は、事業を通じたまちの賑わいづくりやPRに貢献しましょう。
- ・地域の産業支援機関や大学等との連携に関心を持ちましょう。
- ・ハローワークの研修などに参加し、職業能力の向上に努めましょう。
- ・事業者は、安定した雇用機会の創出と充実した労働環境の整備に努めましょう。
- ・ワーク・ライフ・バランス※の推進など労働環境を整備しましょう。(事業所)

(5) 関連する個別計画

- ・産業振興計画

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざした定義のこと

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 観光立国の実現に向けた様々な観光振興施策が国の手で進められ、訪日外国人が過去最高を記録するなど、地域経済の活性化の手段として観光振興は期待されています。
- 観光目的や旅行形態などのニーズが多様化するなかで、その地域ならではの感動や達成感を得ることができる体験型観光を推進していくことが求められています。
- 地方創生の本格化など地域間での競争が激化するなか、さらなる観光資源の魅力向上と効果的な情報発信を図ることにより、人口減少時代における地域経済の維持・発展に向け、交流人口の拡大を図る取組が求められています。

目指す姿

- 丸亀市の観光資源の魅力を積極的に活用し、民間や広域との連携を強化しながら、効果的なプロモーションによりこれまで以上に多くの観光客が訪れるまちを目指します。

(2) 施策の展開

①滞在型・回遊型観光の推進

- ▶現代の観光客の動向を踏まえ、うちわづくり体験をはじめ、農業や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験プログラムを充実し、魅力ある体験型観光を推進します。

②駅や城周辺を核とした観光インフラの整備推進

- ▶丸亀市の観光シンボルである丸亀城を、今後も観光拠点の核として位置付け、JR丸亀駅や近隣の高速道路ICなど本市への玄関口から、お城周辺におけるハード・ソフト両面の観光インフラ整備を推進するとともに、お城以外にもたくさんある丸亀市の観光資源を回遊してもらえる施策を展開します。

③観光マネジメント組織の構築と推進

- ▶観光客の増加を、丸亀市の持続的な経済発展に着実につなげられるよう、観光協会や観光業界と連携した推進体制の構築を図ります。【重点プロジェクト 39 (137P)】

④インバウンド対応の推進

- ▶観光立国の宣言後、急増しているインバウンド（外国人観光客）に対して、県や広域の観光協議会等と連携して丸亀市への誘客につなげます。
- ▶多言語対応などの環境整備により、インバウンドの受入体制を強化するとともに、SNSを活用した情報発信に取り組み、丸亀市への誘客と、地元の産業や飲食店の振興を図ります。


⑤都市間交流の活性化

- ▶交流都市である石川県七尾市、秋田県由利本荘市、北海道京極町をはじめ、関係市町とネットワークをつくり、歴史、文化、観光、スポーツなど様々な分野で、交流を深めることで、それぞれの取組の充実を図るとともに、まちのにぎわいを創出します。

⑥国際交流の活性化

- ▶国際交流協会と連携し、姉妹都市のスペイン・サンセバスティアン市や友好都市の中国・張家港市との海外都市交流や国際文化交流活動を進めるとともに、新たな交流都市についても検討し、多様な異文化交流を図れるよう市民レベルでの交流機会を設けます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「観光地のネットワークづくりなど観光産業の育成・支援」に対する市民満足度	54.6% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市を訪れた観光客数	291万人	300万人	1年間に市内の主要な観光地を訪れた人数
市内宿泊施設の宿泊者数	39万人	42万人	1年間に市内の主要宿泊施設に宿泊した人数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・観光イベントなどのまちの賑わいづくりに積極的に関わりたい。
- ・観光客におもてなしの心で接し、新たな魅力の発見や観光PRに協力したい。
- ・市内の観光資源に触れる機会をつくりたい。

(5) 関連する個別計画

- ・産業振興計画

健康に暮らせる

◆基本施策

施策 17 地域保健・医療の充実 …88P

施策 18 高齢者福祉の充実…91P

施策 19 障がい者福祉の充実…94P

施策 20 暮らしを支える福祉の充実…97P

◆重点的取組

重点的取組7 市民の健康づくりを応援する…138P

重点的取組8 いつまでも住み慣れた地域で暮らす…139P

(1) 現状・課題

現状・課題

- 我が国の平均寿命は、2015年（平成27年）で83.7歳と世界トップを維持している一方で、高齢化の進行やライフスタイルの多様化により、生活習慣病患者や介護を必要とする人が増加しています。
- 2025年には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化のさらなる進行と医療ニーズの高まりが予想されています。
- 全ての市民が、主体的に健康づくりを促進するためには、ライフステージに合わせた周知啓発を行い、市民の健康に対する意識の高揚を図る必要があります。

目指す姿

- 市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

(2) 施策の展開

①健康寿命の延命

- ▶毎月10日「健幸の日」の周知啓発を徹底し、健康づくりに取り組むきっかけを作り、生活習慣の改善を促すことで、健康寿命の延伸を図り、生涯健康で幸せな暮らしの実現を目指します。

②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- ▶生活習慣の改善や健康診断受診による自身の健康状態の確認に重点を置いた発症予防と、重症化予防に向けた取組を推進します。
- ▶喫緊の課題となっている糖尿病の発症予防については、特定健康診査受診率の向上を図るとともに、適切な保健指導に取り組めます。【重点プロジェクト40（138P）】

③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ▶健康寿命の延伸を実現するには、社会生活を営むための機能をできる限り持続することが大切であるため、食事や運動をはじめ、こころの健康を保つための知識や情報の普及に努めます。
- ▶すべての子どもが健やかに育つよう、子どもの頃からの健全な食生活や運動習慣の確立に向けた取組を推進します。【重点プロジェクト41（138P）】
- ▶介護予防につながる生活習慣の推進や、ロコモティブシンドローム※の認知度を高めることなどにより、元気な高齢者の増加を目指します。

④生活習慣及び社会環境の改善

- ▶生活習慣で注意すべき基本的な要素を分類し、ライフステージごとに課題を示しながら、市民一人ひとりが日常的に自らの健康づくりに積極的に取り組み、その取組を地域や行政が支援することを目指します。

⑤食育の推進



- ▶全ての市民が、自分に合った食生活を実践し、健康増進が図られるよう、食についての意識を高め、正しい食を選択する力を身につけるための食育の推進を図ります。【重点プロジェクト42（138P）】

⑥自殺対策の推進

- ▶社会問題となっている自殺については、市民一人ひとりが正しく理解し、社会全体で取り組むべき問題であるため、自殺予防に対する理解の促進や、ゲートキーパー※などの人材育成、悩みや困難を抱えた人が孤立しないための相談・支援体制の整備を図ります。

※ロコモティブシンドローム：骨や関節、筋肉など運動器の衰えが原因で、歩行や立ち座りなどの日常生活に障害を来たしている状態のこと
※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「健康づくりや身近な医療環境の充実に関する取組」に対する市民満足度	64.5% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
特定健診受診率	34.8%	60.0%	40歳以上の国保被保険者で特定健診を受診した人の割合
特定保健指導実施率	14.3%	60.0%	特定健診の結果により特定保健指導を受けた人の割合
肥満傾向児の出現率 ①小学4年生男子 ②小学4年生女子	①7.7% ②7.3%		肥満傾向(肥満度20%以上)にある児童の割合
若返り筋トレ教室の会員数	690人	750人	若返り筋トレ教室に登録された会員数
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の出現率 ①男性 ②女性	①46.0% ②15.8%	①28.7% ②10.6%	特定健診受診者のうち、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の人の割合

(4) 市民と共にまちづくり

- ・健康づくりに関する正しい知識を持ち、より良い生活習慣を身に付けましょう。
- ・身近なかかりつけ医を持ちましょう。
- ・事業者は、従業員の健康管理に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・健康増進計画（健やかまるがめ21）
- ・食育推進計画
- ・自殺対策基本計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 高齢化の進行とともに、要介護認定者数も増加傾向にあります。
- 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年）には、介護を必要とする人はさらに増加すると予測されています。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域包括ケアシステムの構築・強化が求められており、今後は、家族介護者への支援や、元気な高齢者がいきがいを持って暮らすことのできる仕組みづくりが必要です。

目指す姿

- 高齢者が自分らしく尊厳を持って元気に暮らすことができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化を目指します。

(2) 施策の展開

① 高齢者が在宅で生活できる仕組みづくり

- ▶医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会などにおいて、関係機関と協力しながら、医療と介護の連携体制を構築します。【重点プロジェクト43（139P）】
- ▶高齢者の福祉・介護ニーズに対応するため、県など関係機関と連携しながら、サービスを支える人材の確保や資質向上を図ります。
- ▶高齢者やその家族に対する介護保険制度の普及啓発により、介護保険と介護サービスの安定的運営を図ります。

②一人暮らしや虚弱な高齢者の支援

- ▶介護予防・日常生活支援総合事業※への移行に伴い、要支援認定者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」に取り組みます。
- ▶独居高齢者のみならず、老老介護の増加も懸念されるなかで、在宅で生活している高齢者が、できるだけ長い間元気に生活できるよう、在宅福祉サービスの充実に努めます。【重点プロジェクト44（139P）】
- ▶地域支援事業における「生活支援体制整備事業」を活用し、地域において高齢者の日常生活を支える互助の体制整備を図ります。【重点プロジェクト45（139P）】
- ▶養護老人ホームなど高齢者福祉施設との連携や、個人が抱える生活課題に即した住環境の整備など、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

③認知症高齢者の支援

- ▶認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、状態に応じた適切なサービスの提供を確立し、家族に対する相談・支援体制の充実に努めます。
- ▶高齢者の虐待や財産をめぐるトラブル、悪質な訪問販売や詐欺など、高齢者の権利に関する問題が深刻化するなか、市民後見人の養成など成年後見制度を地域で支える取組のほか、警察や司法関係等の専門機関と連携し、権利擁護の推進に努めます。



④高齢者が予防活動に取り組める仕組みづくり

- ▶介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、全ての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う「一般介護予防事業※」に取り組みます。【重点プロジェクト46（139P）】
- ▶生涯学習や健康づくりなど、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- ▶老人クラブの加入促進により活動の活性化を図るとともに、健康で働く意欲がある高齢者の就業機会を確保することで、社会参加の促進に努めます。

※介護予防・日常生活支援総合事業：市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

※一般介護予防事業：65歳以上のすべての高齢者を対象に、高齢者が自ら活動に参加し介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、講演会や教室などを通じて、介護予防に関する活動の普及啓発や育成支援を行うもの

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「高齢者の健康づくりや福祉サービスに関する取組」に対する市民満足度	61.2% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「介護保険制度の普及や介護サービスの充実に関する取組」に対する市民満足度	46.0% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
元気な高齢者の割合	83.6%	83.1%	要介護認定を受けていない高齢者の割合
元気いっぱい！長生き体操の参加者数(実人数)	10か所 137人	60か所 850人	地域の居場所づくりを目的とした体操事業の参加者数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 家族を含めた介護予防に主体的に取り組みましょう。
- ・ 介護者同士で交流がもてるよう交流の場には参加しましょう。
- ・ 高齢者の社会参加や生きがいづくりに努めましょう。
- ・ 介護保険制度について、正しい知識を身につけましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 国において、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が整備され、また「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がい者を取り巻く環境が変化してきています。
- 障がい者が地域で自分らしく暮らし続けるためには、障がい福祉サービスをはじめとして、気軽に相談できる場の確保や、就労支援等の自立と社会参加を促進する取組、障がい者の虐待防止や障害者差別解消法に基づく合理的配慮の浸透等、地域における理解の促進が必要となってきます。

目指す姿

- 障がい福祉サービスを提供するための体制の確保や、質の向上を図るとともに、障がい者に対する地域の理解・協力の拡大に努め、障がい者が地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

(2) 施策の展開

①障がい者に対する理解と交流の促進

- ▶障がいのある人とない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障がいや障がい者に対する地域の人々の正しい理解と認識を深める取組を進めます。

②障がい者保健・医療の充実

- ▶障がいの原因となる疾病等の予防や、早期発見・早期療育・相談体制の充実を図ります。
- ▶障がい者の心身の健康を維持するため、関係機関と連携しながらライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス・リハビリテーションの充実に努めます。

③可能性を伸ばす教育の推進

- ▶学校・幼稚園・保育所・こども園や関係機関等と連携し、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育・保育の推進を図ります。

④障がい者の生活支援の充実

- ▶障がい福祉サービスや相談支援体制の充実に取り組み、障がい者が自立した生活を送ることができるよう支援します。
- ▶障がい児が乳幼児期から学校卒業まで、一貫した支援を身近な場所で受けられる体制の確保に努めます。

⑤雇用・就業の確保

- ▶障がい者が就労を通じて自己実現を図り、社会の中での役割や生きがいを見い出せるよう、就労支援の提供体制の整備や職場定着を支援します。

⑥生活環境の整備

- ▶障がい者が安全に安心して暮らせるよう、生活空間のバリアフリー化の環境整備を図るとともに、防災・防犯対策面においても、地域をあげた支援体制の整備に努めます。


⑦差別の解消、権利擁護の推進

- ▶障がいのある人もない人もともに生活できる社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- ▶意思決定の困難な障がい者が不利益を被ることのないよう、成年後見制度について普及啓発するとともに、障がい者虐待の未然防止に努めるなど、障がい者の権利擁護の推進を図ります。

⑧行政サービス等における配慮の推進

- ▶「障害者差別解消法」に基づき、市が行う事務・事業の実施にあたっては、障がい者が必要とする配慮の提供に努めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「障がい者の就労支援や福祉サービスに関する取組」に対する市民満足度	56.4% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
福祉施設入所から地域生活へ移行した人数	—	9人 (2020年度)	計画期間内の人数
就労移行支援事業※を利用して一般就労した人数	—	15人 (2020年度)	計画期間内の人数

※就労移行支援事業：一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、必要な知識の習得や能力の向上のための訓練を提供し、就労を支援すること

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 障がい者に対する理解と認識を深め、共に生活できるよう助け合いましょう。
- ・ 障がい者と交流する機会を持ちましょう。
- ・ 障がい者の就労支援と障がい者が利用しやすい環境を整備しましょう。(事業者)

(5) 関連する個別計画

- ・ 障がい者基本計画
- ・ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 少子高齢化に伴い、高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らしが増加するなど、地域福祉を取り巻く課題が複雑かつ多様化しています。
- 地域のさまざまな問題に対して、住みよい地域づくりを進めるためには、地域や関係団体間のネットワークを強化し、支援が行き届く地域づくりを進めていくことが重要です。
- 保険制度など社会保障については、将来にわたって制度が継続し、安心して生活できるよう適正な運営が求められます。

目指す姿

- 地域で支え合う仕組みづくりを推進するため、地域のネットワークづくりを進めるとともに、地域福祉を支える担い手を育成し、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

(2) 施策の展開

①みんなで支えあう仕組みづくり

- ▶社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、福祉協力員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進し、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。
- ▶災害時避難行動要支援者対策として、見守り活動などに必要な個人情報の共有化や、福祉避難所など受入れ施設等の拡大に努めます。

②地域福祉を支える人づくり

- ▶福祉教育や地域活動への参加促進により福祉の心を育てるとともに、地域で支え合う活動の核となる担い手の育成など、地域福祉活動を持続的に推進するための人材確保に取り組みます。


③国民健康保険制度の安定的運用

- ▶国民健康保険事業運営の安定化を図るため、関係部署と連携して、国民健康保険税の徴収率の向上に努めます。
- ▶後発医薬品※の使用促進や健康診査受診率の向上など医療費の適正化に取り組みます。
- ▶医療費の抑制と、国民健康保険事業の安定化を図るため、データヘルス計画に基づく健康・医療情報の分析結果から、糖尿病性腎症重症化予防など実効性ある生活習慣病予防対策を推進します。【重点プロジェクト40（138P）】

④生活困窮者の自立支援

- ▶自立相談支援窓口「あすたねっと」を中心に、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、生活困窮者の就労や自立支援を図ります。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「身近な地域における地域福祉に関する取組」に対する市民満足度	61.5% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
一般被保険者 年間 1人あたり保険給付費用額	418,718円/人	前年度比 +2%以内	療養給付費と療養費等の総額を事業年報から算出

(4) 市民と共にまちづくり

- ・地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加することで、ネットワークを広げ、互いに支え合う地域社会の形成に貢献しましょう。
- ・身近にかかりつけ医を持つようにし、重複診療をやめましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・みんなのふくし丸亀プラン
- ・データヘルス計画

※後発医薬品：これまで使われてきた医薬品の特許が切れた後に、開発会社以外の製薬会社から同等の品質で製造販売される医薬品のこと、ジェネリック医薬品とも呼ばれている

みんなで作る

◆基本施策

- 施策 21 歴史的資源の保存と活用 …100P
- 施策 22 文化芸術の振興…102P
- 施策 23 生涯学習活動の推進 …104P
- 施策 24 スポーツの振興…107P
- 施策 25 人権尊重社会の実現 …110P
- 施策 26 男女共同参画社会の実現…113P
- 施策 27 情報発信と地域情報化 …116P
- 施策 28 市民参画と協働の推進…118P
- 施策 29 地域コミュニティの活性化 …120P
- 施策 30 財政運営の効率化…122P
- 施策 31 行政運営の最適化…124P

◆重点的取組

- 重点的取組9 みんなに誇れるまちをつくる…140P
- 重点的取組 10 すべての人々の人権が尊重される…142P
- 重点的取組 11 多様な主体との協働と行政改革を推進する…143P

(1) 現状・課題

現状・課題

- 丸亀城をはじめ、歴史的資源については、市民の財産として適切に保存し、未来に継承していくことが重要です。
- 歴史的資源を未来に継承していくために、市民が歴史的資源にふれる機会を創出することが重要です。

目指す姿

- 歴史的資源の保護をはじめ、文化財や史跡の保全・活用を図り、文化的価値の理解を深めるとともに、歴史的資源を後世へ継承していくまちを目指します。

(2) 施策の展開

①文化財の活用

- ▶文化財を、貴重な歴史文化に触れることができる財産として、観光や教育など各種事業と連携して活用します。
- ▶郷土への理解や愛着を深めるとともに、文化財保護に対する関心を高めるため、全国的なネットワークも活用しながら、資料館の常設展示や企画展、その他講座の充実に努めます。
- ▶資料館開館 50 周年（2022 年度）の特別企画展に向けて、丸亀城郭や城下町絵図等の修復を計画的に進めます。
- ▶本島の笠島重要伝統的建造物群保存地区や塩飽勤番所等の歴史的資源については、文化観光資源としての活用を一層促進し、来訪者の増加を図ります。

②文化財の保存

- ▶市内に所在する史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火、防災などの安全対策の充実を図ります。
- ▶丸亀城については、き損の著しい三の丸坤櫓跡石垣と、帯曲輪石垣について、計画的な修理を進めます。また、修理作業に合わせて、その過程を公開するなど、観光資源や学習素材としての活用も図ります。【重点プロジェクト 47（140P）】
- ▶国指定史跡である快天山古墳については、保存活用計画を策定するとともに整備計画を見直し、適切な維持管理と保存活用を図ります。

③ 伝統文化の保存、継承及び活用

- ▶先人が築き上げた、民俗芸能などの伝統的な文化を後世に伝えていくとともに、それらを活用して、地域において、連帯感や世代間交流が生まれるよう支援します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「名所や文化財の保護・活用に関する取組」に対する市民満足度	73.1% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
資料館の入館者数	34,000人	37,000人	1年間に資料館に入館した人数
笠島まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数	7,000人 (2014年度～2016年度 年度平均値)	7,500人 (2018年度～2020年度 年度平均値)	1年間に笠島まち並保存センター・塩飽勤番所跡を訪れた人数
市指定文化財の修理事件数(平成23年度からの累計)	-	5件	計画期間内の累計件数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・文化財を通じて、郷土の歴史や文化を学びましょう。
- ・文化財の保護や整備に協力しましょう。
- ・市内の名所・旧跡を訪ねましょう。
- ・丸亀城を中心とした市内の文化財に愛着を持ちましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・史跡丸亀城跡保存整備基本計画
- ・史跡快天山古墳保存整備基本計画
- ・丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 文化芸術に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらします。ライフスタイルが多様化する中、質の高い文化芸術に触れ、参加できる環境づくりが求められています。
- 瀬戸内国際芸術祭との連携を強化することで、文化芸術の振興を図るとともに、市内各地への波及効果が求められています。

目指す姿

- 文化芸術に関連した多彩な活動を通じて、文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性が育まれるまちを目指します。

(2) 施策の展開

①文化芸術に接する機会の拡充

- ▶全ての世代が、多様な文化芸術に接する機会の充実を図ります。
- ▶子どもの豊かな感性を育むため、学校教育などにおける文化芸術の学習機会の提供に努めます。
- ▶文化芸術団体との連携を促進し、市民文化と地域活力の向上を図ります。
- ▶瀬戸内国際芸術祭については、島しょ部にとどまらず、市内各地に効果が波及するよう活用するとともに、近隣自治体とも連携した回遊性の高い観光戦略により、交流人口の増進を図ります。【重点プロジェクト48（140P）】

②自主的文化芸術活動の促進

- ▶各種文化芸術団体の育成・支援に努め、市民の自主的な文化芸術活動の活性化を促します。
- ▶市民が、日常生活の中で文化芸術に触れ、文化芸術への関心や理解を深めることができるよう、環境づくりや意識の醸成に努めます。

③文化芸術活動の環境整備

- ▶市が設置する文化施設の適切な維持管理に努めるとともに、運営体制の充実を図り、市内外の人々が優れた文化芸術に触れるための場所として積極的な活用を図ります。
- ▶開館 26 年を経過した丸亀市猪熊弦一郎現代美術館については、長寿命化を目的とした大規模改修工事を計画的に進めます。また、再開後の利用促進や入館者の増加に向けて、市民座談会や文化振興審議会などで、美術館のより良いあり方について議論と検討を進めます。
- ▶新丸亀市民会館の早期整備に向けて、整備予定地やコンセプト、運営方針など検討を進めます。【重点プロジェクト 49 (140P)】

④文化芸術活動の担い手の育成

- ▶若手芸術家など、文化芸術活動の担い手を育成するため、多様な文化に接する機会を拡充するとともに、市民自らが自主的に文化芸術活動が行える環境づくりに努めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016 年度 (平成 28 年度)	目標値 2021 年度	指標の説明
「芸術や地域文化の継承や振興に関する取組」に対する市民満足度	64.2% (2015 年度)	 (2020 年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数	134,258 人	150,000 人	丸亀市綾歌総合文化会館を利用した人数
芸術鑑賞教室※の実施回数	5 回	10 回	1 年間に芸術鑑賞教室を実施した回数
地域出前文化教室の実施回数	4 回	8 回	1 年間に地域出前文化教室を実施した回数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・美術館などの文化施設を訪れたり、文化芸術に関する行事に参加し、豊かな心を育みましょう。
- ・文化芸術振興や文化交流のためのイベントに積極的に参加しましょう。
- ・伝統文化を後世に継承できるよう地域のまつりや行事に参加しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・文化振興基本計画

※芸術鑑賞教室：市内の小中学校の児童生徒を対象に行っている音楽などの鑑賞体験教室のこと

(1) 現状・課題

現状・課題

- 少子化や高齢化の進行等を背景として、地域の教育力の向上や高齢者の学習支援、社会参加へのニーズが高まっているなか、市民が生涯にわたって学び、いきがいのある生活を送ることができる環境づくりが求められています。
- 生涯学習分野においては、学ぶことができるだけでなく、市民一人ひとりが学んだ知識や能力を地域で活かすことができる仕組みづくりを行うことが必要です。
- 図書館においては、図書館資料の充実を図るとともに、利用者のニーズ把握や、利用しやすい環境整備が必要です。

目指す姿

- 市民一人ひとりがいきがいのある生活を送るため、生涯を通じて学ぶ機会を創出し、学んだ知識や能力を地域で活かすことができる社会を目指します。

(2) 施策の展開

① 学びのための環境づくりの推進

- ▶生涯学習に取り組む市民が増え、内容や時間・方法など多様化するなかで、学習ニーズを把握しながら、生涯学習に関する情報を集約・整理し、分かりやすい情報発信に努めるとともに、社会教育に関わる職員などのスキルアップを図ります。
- ▶生涯学習センターやコミュニティセンターなど、学習活動の拠点となる施設の運営においては、市民ニーズに対応した柔軟な運営・管理を促進します。
- ▶働く世代や子育て世代など、ライフステージに配慮した学習機会の提供に努めるとともに、防災や消費者問題など社会的要請の強い課題に対応した学習内容の充実を図ります。

② 学びでつながり、学びを生かすまちづくりの推進

- ▶生涯学習クラブの交流など、学びを通じた仲間づくりや、NPO法人や企業、大学など学びの機会を提供する団体とのネットワークづくりを推進し、主体的・効果的な学びにつなげます。
- ▶学習成果が発表や指導などで生かされる場を充実し、学び得た知識や技能が、地域課題の解決につながる仕組みづくりに努めます。

③家庭・地域・学校における連携の推進

- ▶子どもの育ちや学びを地域ぐるみで支える体制づくりとして、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの発掘・育成、地域と学校が相互に連携した取組を推進します。
- ▶行政と、教育・保育機関、NPO法人などが連携し、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実します。

④図書館の充実

- ▶幅広い世代の様々な学習活動に活用できる地域拠点として、利用者のニーズや地域の特色に合わせた蔵書と利用しやすいサービス機能の充実に努めます。
- ▶講座や講演会などの多様な学習機会の提供に努め、市民の役に立つ生涯学習拠点を目指します。
- ▶長い年月を費やし収集してきた郷土資料などの貴重な資料について、保存、収集及び活用に努めます。
- ▶ホームページ等を活用し、行事や図書など図書館情報の発信に努め、利用者の利便性向上を図ります。
- ▶中央図書館については、猪熊弦一郎現代美術館と合わせて、大規模改修工事を進め、安全安心で快適な利用環境を創出します。


⑤子どもの自主的な読書活動の推進

- ▶子どもが本を好きになり、読書によって育まれる力が一人ひとりの子どもの生きる糧となることを目指します。
- ▶「子ども読書活動推進計画」に沿って、親子のふれあいを大切にした「家読（うちどく）」の推進や、「ブックスタート※」、「セカンドブック※」などの事業を継続しながら、子どもの自主的な読書活動を支えるとともに、家庭・地域・学校など子どもを取り巻く読書環境の整備・充実に努めます。

※ブックスタート：3か月児健診に参加した親子に、赤ちゃん絵本の入った「ブックスタート・バック」を手渡すことで、赤ちゃんの本との出会いをつくるとともに、赤ちゃんの本を開いておはなしする楽しさを伝え、楽しく子育てできる環境を作っていく運動のこと

※セカンドブック：ブックスタートを実施したうえで、さらにその効果を向上させるために、小学校入学前の子どもに1冊の本をプレゼントする運動のこと

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「心を豊かにし生活に役立つ生涯学習の充実に関する取組」に対する市民満足度	65.8% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市民学級の参加者数	544人	700人	1年間に開催される市民学級に参加した人数
地域コーディネーターが活動するコミュニティ数	0コミュニティ	17コミュニティ	地域コーディネーターのもとで学校・地域連携を実施するコミュニティ数
学校支援ボランティア促進事業を活用する小学校区数	2校区	7校区	
図書館の1日平均利用者①中央 ②綾歌 ③飯山	①568人 ②96人 ③722人	①580人 ②100人 ③740人	1日に図書館に入館した平均人数
図書館の総貸出数	759,395冊	780,000冊	1年間に貸出された一般図書をはじめとした雑誌等も含めた総貸出数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・生涯学習講座に参加し交流の輪を広げましょう。
- ・図書館などの施設を積極的に利用しましょう。
- ・個々の学習や活動で得た知識や技能など学習の成果を地域の課題解決やまちづくりに生かしましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・生涯学習推進計画
- ・子ども読書活動推進計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 子どもの体力低下や運動習慣の二極化、中高年を中心とした健康志向の高まりから、あらゆる年代を通じたスポーツ活動の重要性が高まっています。
- スポーツ団体や関連機関などと相互連携しながら、市民誰もが気軽に参加することができ、生涯を通じて継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりが必要です。
- 県内随一のスポーツ拠点を活用することはもとより、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、競技スポーツの取組も機運の高まりをみせ、スポーツを通じた交流人口の拡大が期待されます。

目指す姿

- 関係団体等と連携・協働を図りながら、市民がスポーツに親しむきっかけづくりや、スポーツによる生きがいづくりを推進し、健康を意識したスポーツの振興とスポーツを通じた交流の拡大を目指します。

(2) 施策の展開

①スポーツに親しむきっかけづくり

- ▶多様なスポーツ教室やスポーツイベントなど、スポーツを始めるきっかけとなる取組を進めます。
- ▶スポーツが健康づくりに深い関わりを持つことを市民に啓発し、関係部署やコミュニティ、企業とも連携しながらスポーツ活動への参加を促進します。【重点プロジェクト 59 (143P)】

②スポーツを実践する機運の醸成

- ▶子どもたちの体力低下や運動習慣の二極化を解消するため、幼少期における運動の重要性について普及啓発に努めます。また、幼少期からの運動習慣の確保に向けて、アドバイザーや指導者を派遣するなど、就学前の子どもたちが体を動かす取組を広めます。
- ▶高齢者や障がい者の自主性や生きがいづくりを目的として、誰もが気軽にスポーツに取り組める幅広いスポーツの推進を図ります。
- ▶スポーツ少年団をはじめとした競技スポーツの振興により、スポーツ活動への意欲の高揚を図るとともに、競技力の向上を支援します。
- ▶豊かな自然環境や特徴ある競技施設など、丸亀市の特色を活かした、多様なレクリエーション活動を推進するなど、市民が体を動かす機会の充実に努めます。

③スポーツを支える人づくり

- ▶指導者の高齢化や運営を支える人材不足の課題を解消に向け、ボランティア指導者登録制度など、指導者確保に向けた仕組みづくりや、地域人材の発掘に努めます。
- ▶スポーツ関係団体や民間企業、大学など多様な団体とも情報交換を行い、連携強化を図るなど、市民スポーツを支える環境づくりに努めます。
- ▶コミュニティへのスポーツメニューの提供や出前講座により地域の取組を支援するとともに、市民体育祭やチャレンジデーなど地域交流イベントの実施により、スポーツを通じた交流の場づくり、地域の絆づくりを支援します。


④スポーツを楽しむ環境づくり

- ▶体育施設や運動公園を長く大切に利用できるよう、利用者ニーズを把握しながら、利用しやすい施設として計画的に改修等を進めるなど、施設の充実に努めます。
- ▶丸亀市総合運動公園については、大規模大会時などにおける駐車場不足の問題に対応するため、新たな駐車場対策を進めます。【重点プロジェクト50（140P）】

⑤スポーツを通じたにぎわいづくり

- ▶2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿をはじめ、大規模大会やスポーツ合宿の誘致活動等を積極的に展開するとともに、Jリーグや四国アイランドリーグ plus など地域密着型スポーツの活用を促進し、スポーツを通じたまちのにぎわいと地域活性化を図ります。【重点プロジェクト 51 (141P)】
- ▶日本女子サッカー発祥の地と言われる由縁を活かし、全国規模の交流大会を開催するなど、女子サッカーの普及を図る取組を推進し、新しい人の流れを創出します。
- ▶丸亀市民球場をはじめ、市内体育施設・運動公園においては、スポーツ以外の利活用も促進し、施設の有効活用やにぎわいの創出に努めます。
- ▶国内外から1万人を超えるランナーが参加する香川丸亀国際ハーフマラソン大会を地域活性化の事業として一層充実させ、本市のにぎわいづくりやシティプロモーション※を進めていきます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「スポーツ・レクリエーションの充実に関する取組」に対する市民満足度	69.3% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
丸亀市民球場の利用者数	87,804人	90,000人	1年間に利用した人数(観客を含む)
スポーツ施設の利用者数 (丸亀市民球場を除く)	591,439人	625,000人	1年間に市のスポーツ施設を利用した人数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・普段から体を動かすようにしましょう。
- ・スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、健康づくりに努めるとともに、交流や賑わいづくりに貢献しましょう。
- ・事業者は、スポーツ支援に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・スポーツ振興ビジョン

※シティプロモーション：地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれており、地域住民の愛着度の形成や地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め経営資源の獲得を目指す活動のこと

(1) 現状・課題

現状・課題

- 現代社会では、性別や性のあり方、障がいの有無、出身地などを理由とする偏見や差別、いじめなど様々な人権問題が発生しています。また、近年の情報化や国際化を反映してインターネットやSNS等を利用した人権侵害や、特定の国籍の外国人に対する差別的言動が社会問題となっています。
- 同和問題については、就職差別、結婚差別など厳しい差別の現実が見られ、部落差別解消のための教育・啓発が重要な課題となっています。
- 市民に対する人権教育・啓発は、当事者の方々をはじめ関係団体とも連携しながら体験活動や交流活動に重点を置いた取組が求められています。

目指す姿

- 人権尊重社会の実現に向けた教育・啓発に努め、新たな人権課題にも対応しながら、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。

(2) 施策の展開

①人権教育の推進

- ▶学校教育では、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた人権・同和教育を行い、人権や差別についての理解を深め、人権を尊重する意識や態度の育成を図ります。
- ▶社会教育では、子どもから大人まで全ての人が人権感覚を身につけられるよう、それぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開します。また、幼児期における自尊感情の育成など、子どもの成長過程における人権意識の形成のため、家庭教育における人権教育の充実に努めます。
- ▶市職員をはじめ、各種団体等への研修等を通じて、人権教育の充実・強化に努めます。

②人権啓発の推進

- ▶人権啓発にあたっては、対象となる年齢層を考慮し、具体的な事例を活用しながら、参加体験型の研修会や交流会を開催し、親しみやすくわかりやすい情報発信に努めます。
- ▶地域のコミュニティや人権啓発拠点である隣保館が、市民に身近な人権啓発の場所として十分に機能するよう、活用と支援に取り組みます。
- ▶人権啓発実施主体など関係機関との連携を強化するとともに、企業における人権啓発の支援に努めます。

③人権擁護の強化

- ▶人権擁護委員による相談業務については、相談内容が多様化し、新たな人権課題も生じていることから、相談員の資質向上と、関係機関との連携強化を図ります。

④人権啓発拠点の強化

- ▶老朽化している隣保館については、建て替えなどを計画的に進め、より地域に密着した人権啓発と福祉の拠点施設となるよう利用促進を図ります。

⑤新たな人権課題への対応

- ▶SNSやインターネット上における人権侵害について、正しい理解や認識を深めるため、教育・啓発を通じて適切な利用を推進します。【重点プロジェクト53(142P)】
- ▶特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ防止につながる多文化尊重意識の啓発の促進に努めます。【重点プロジェクト54(142P)】
- ▶性的少数者の正しい理解促進のため、教育・啓発の推進を図ります。【重点プロジェクト55(142P)】

⑥部落差別解消の推進

- ▶「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景や趣旨を全ての市民が理解し、部落差別が解消できるよう教育・啓発の推進を図ります。【重点プロジェクト56(142P)】

⑦平和行政の推進

- ▶戦争による人権侵害を二度と引き起こさないよう、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えていくため、市民や関係団体と協力しながら、平和行政の推進を図ります。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「人権教育、啓発活動など人権尊重に関する取組」に対する市民満足度	68.2% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
各種団体等が実施する研修会の参加人数	2,236人	2,460人	各種団体等が自主的に開催した研修会の参加人数
人権に関する講演会等に参加し、人権の大切さを理解した人の割合	56.1% (2014年度)		人権・同和問題意識調査の結果による
隣保館の利用者数	7,622人	8,000人	1年間に隣保館を利用した人数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・個人を尊重し相手の立場になって人と接しましょう。
- ・基本的人権を尊重し、自ら人権意識の高揚に努めましょう。
- ・事業者は、事業所内での人権啓発を実践し、雇用や待遇による差別をなくしましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・人権教育・啓発に関する基本指針

(1) 現状・課題

現状・課題

- 性別に関わらず、あらゆる分野で個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、暮らしやすく、活力ある社会づくりにおいて重要です。
- 近年では、女性活躍推進法の成立を受け、事業所等において、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場環境を整備し、女性の活躍の場を充実させるための取組が進められています。
- 男女共同参画社会の形成に向けて、性別役割分担意識や、男女の能力・適性に関する固定的な見方、様々な社会制度・慣行等の見直しが必要です。
- 地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画社会を実現させるための意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、DVなどの女性に対する暴力の根絶などに対応した取組が求められています。

目指す姿

- 男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 施策の展開

①男女共同参画の意識づくり

- ▶地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画の意識づくりを進めるため、生涯を通じた様々な段階での学習機会や情報提供の充実を図ります。

②女性活躍の推進


- ▶各種審議会※などへの女性の積極的な登用や、市政をはじめ、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけにより、政策・方針決定の過程における女性参画の推進を図ります。
- ▶行政、民間が連携して、働き方改革に向けた機運を醸成するとともに、働く場におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の視点も踏まえた企業の取組を支援します。
【重点プロジェクト 57 (142P)】
- ▶働きたい女性が能力を発揮し、いきいきと働けるよう、女性の就職・就労のための支援を充実させるとともに、企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進を図ります。

※審議会：本市において設置されている審議会などのことで、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会などと同法第 202 条の 3 に規定する附属機関のこと

③配偶者などからの暴力の根絶

- ▶DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有するため、様々な機会を通じて年齢層に合わせた広報を行うとともに、女性相談窓口の周知・啓発に努めます。【重点プロジェクト 58（142P）】
- ▶DV被害者の早期発見のため、地域の人や、被害者を発見する可能性が高い市職員の意識を高めるよう努めます。
- ▶DV被害者については、被害者の安全確保を最優先に考えるとともに、関係各課・機関の連携のもと、被害者の自立支援に取り組みます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「男女が共に活躍するための啓発や支援に関する取組」に対する市民満足度	64.6% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市役所における女性管理職の割合	18.6%	25.0%	一般事務職を対象とした数値
審議会等委員の女性登用率	35.2%	40.0%	市が設置する審議会等の委員のうち女性委員の占める割合
女性のいない審議会等の数	3	0	市が設置する審議会等のうち女性委員のいない審議会等の数
DV相談窓口として「丸亀市女性相談」を知っている人の割合	19.1% (2015年度)	50.0% (2020年度)	男女共同参画に関する市民アンケート結果による
ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行ってない」と回答した企業の割合	18.5% (2015年度)	0.0% (2020年度)	男女共同参画に関する企業アンケート結果による
市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率	3.2% (2015年度)	15.0% (2020年度)	男女共同参画に関する企業アンケート結果による

※DV：ドメスティック・バイオレンス（英：Domestic Violence）とは、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと

(4) 市民と共にまちづくり

- ・男女が共に社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、家庭・職場・学校・地域などのあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めましょう。
- ・仕事と家庭の時間・自分の時間のバランスを保ちましょう。
- ・職場で男女が対等に参画できる機会を確保するとともに、職場と家庭・地域などの活動を両立できる環境を整えましょう。(事業所)

(5) 関連する個別計画

- ・男女共同参画プラン
- ・特定事業主行動計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 広聴・広報活動を通じて市民と行政の情報を共有することや、市民とのコミュニケーション機能を充実するうえで、市のホームページやSNSを活用し、多様なニーズに対応した情報発信が求められています。
- インターネットの普及により、市民が触れる情報量が増えており、情報化に対応した人材の育成や情報セキュリティ対策の必要性が求められています。

目指す姿

- 多様な情報発信手段を利用し、市民とのコミュニケーションや本市の魅力の発信手段として広報活動等を展開するとともに、情報化に対応した取組を推進します。

(2) 施策の展開

① ニーズに応える情報発信

- ▶「広報丸亀」については、これまで以上に市民に見やすい、読みやすい、分かりやすい紙面づくりを心掛けるとともに、社会や地域の状況に沿ったニーズの高い情報の提供に努めます。
- ▶ホームページでの情報発信をさらに充実させるとともに、SNS等の新たな情報ツールを効果的に活用することで、あらゆる世代に必要な情報をタイムリーに届け、市の取組の共有とシティセールス推進を図ります。【重点プロジェクト60（143P）】
- ▶ホームページのアクセシビリティなど情報提供手法の工夫により、全ての市民にとってやさしい情報発信に努めます。
- ▶情報公開制度については、市の保有する情報が市民の財産であることを踏まえ、積極的な情報公開の推進と市民への情報提供の充実に努めます。

② 丸亀応援サポーターを広く募る

- ▶ふるさと納税については、丸亀市を応援していただけるよう創意工夫し、納税額の維持、増加を図ります。
- ▶企業版ふるさと納税については、企業と協働した取組が可能となるよう、丸亀市の行政課題の解決につながる地方創生プロジェクトの検討を進めます。

③情報化に対応した人材の育成

- ▶情報化社会に対応する情報処理能力の向上に向け、e-ラーニング※を活用した情報通信技術や情報セキュリティに関する教育・研修を推進するとともに、個人情報保護に対する職員の意識高揚を図ります。

④情報セキュリティ対策の強化とバックアップ

- ▶各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- ▶緊急時などの行政機能の維持のため、バックアップ体制を強化し、業務の継続性を確保します。


⑤電子自治体の構築推進

- ▶既存の各種システムの維持・充実に努め、事務処理の迅速化・効率化を図ります。
- ▶マイナンバー制度を利用した情報連携を推進し、行政の効率化と市民の負担軽減を図ります。

⑥適切な行政文書管理の推進

- ▶歴史的公文書をはじめ行政文書の適切な保存・管理を徹底し、情報公開の請求など、市民の要望に速やかに応える体制づくりを進めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「行政による広報活動、情報公開、個人情報保護に関する取組」に対する市民満足度	62.8% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市ホームページへのアクセス件数	104万件	115万件	1年間に市ホームページにアクセスされた件数
職員の情報セキュリティ研修参加者数	152人	300人	1年間に情報セキュリティ研修に参加した職員数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・市政に深い関心を持ち、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じて市政に関する情報を積極的に取り入れるとともに、情報の活用に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

※e-ラーニング：情報技術を用いて行う学習（学び）のこと

施策 28 市民参画と協働の推進

(1) 現状・課題

現状・課題

- 行政課題が複雑化・多様化するなか、これからのまちづくりを推進するうえでは、市民との協働による取組により暮らしやすい地域づくりを推進することが重要となっています。
- 市民参画と協働の推進においては、関係団体等との連携による市民の意識の向上とともに、市民がまちづくりに参画する仕組みをつくり、協働の機運を高めることが重要です。

目指す姿

- まちづくりへの市民参画を推進し、市民と行政が地域の課題解決に向けて互いを理解・尊重し合い、普段からまちづくりに参加できる機会を創出しながら、「協働のまちづくり」を目指します。

(2) 施策の展開

①まちづくりの参加機会の確保

- ▶各種審議会等における市民の参画や、ワークショップなど多様な参加機会の提供や、市民がまちづくりに参加しやすいしくみづくりを推進します。
- ▶自治基本条例に基づき、市民生活に影響の大きい政策や計画については、パブリックコメント※や市民アンケートなどを用いて、多様な市民意見の把握と市政への反映に努めます。

②協働事業の推進

- ▶地域の課題の解決やまちの活性化などに、市民の意欲や実行力を活かせるよう、市民と行政が対等な立場で、補完し合いながら取り組む協働事業を推進します。
- ▶NPO法人、ボランティア、事業所等による公益活動の活性化に向け、情報提供や相談支援の充実を図ります。

※パブリックコメント：公的な機関が条例や計画などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続のこと

③ 市民活動の活性化

- ▶市民活動の活性化のため、ネットワークの構築や市民活動団体などの自立化を支援するとともに、新しい市民活動やまちづくりへの参加が促されるよう、積極的な情報提供に努めます。
- ▶市民活動に対する市民の関心を深め、活動を担うリーダーの養成講座や研修会を開催するとともに、新たな担い手の育成に努めます。

④ 市民活動基盤の整備

- ▶新庁舎と複合的に整備する「市民交流活動センター」については、市民や市民活動団体のニーズを把握しながら、機能や運営のあり方の検討を進めます。【重点プロジェクト 61 (143P)】
- ▶市民活動をさらに支援するため、市民や市民活動団体などまちづくりに関わる各主体が相互に情報交換・共有できる環境の整備や、相談できる体制など、活動基盤を整備します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「まちづくりや行政への市民参画に関する取組」に対する市民満足度	63.1% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
丸亀市自治基本条例を知っている市民の割合	36.7%	▲ (2020年度)	自治推進に関する市民アンケートの結果による
ネットワークに登録した市民活動団体数	78 団体	85 団体	情報発信ネットワークに登録した市民活動団体数
NPO法人認証数	41 団体	50 団体	市内に主たる事務所を置くNPO法人の数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・地域の活性化のための市民活動に進んで参加しましょう。
- ・地域での活動の充実のために、市民活動団体相互の連携を図りましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・協働実行計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 少子高齢化の進行や社会関係の希薄化等により、地域活動の担い手の減少、自治会加入率の低下など、地域力の低下が問題となっています。
- 地域活動の担い手の高齢化や後継者不足、協力・参加意識の低下等の諸問題に対し、地域コミュニティの取組を中心に、地域における市民参加・協働の促進、意識向上を図るとともに、多様な主体と連携した地域活動の活性化が必要です。
- 各コミュニティではまちづくり計画を策定し、地域特性に応じたまちづくりが進められており、今後もこうした取組に対する支援が求められています。

目指す姿

- コミュニティのまちづくり計画に沿った事業を支援し、特色あるまちづくりと地域コミュニティの活性化を目指します。

(2) 施策の展開


①コミュニティ活動の活性化支援

- ▶安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会が、地域住民の自主的活動によって形成されることを目指し、それぞれのコミュニティのまちづくり計画に沿って、特色を生かした地域づくりが実現できるよう支援します。
- ▶地域の連帯感が低下するなかで、共に助け合う社会の確立を目指し、コミュニティ活動の活性化を支援するとともに、連合自治会とも協力しながら、地域活動の基本単位である自治会の加入促進に努めます。【重点プロジェクト 62 (143P)】
- ▶市と地域の橋渡し役である地域担当職員が、地域とのより良い関係を築いていけるよう、引き続き役割やあり方について検討し、充実に努めます。【重点プロジェクト 63 (143P)】

②コミュニティセンターの整備

- ▶地域活動の拠点となるコミュニティセンターについて、計画的な整備を進めます。【重点プロジェクト 64 (144P)】

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「地域住民によるコミュニティ活動の支援に関する取組」に対する市民満足度	68.5% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
コミュニティセンターの利用者数	261,670人	287,000人	1年間にコミュニティセンターを利用した人数
まちづくり補助金の活用地区数	14地区	17地区	各地区コミュニティにおいて、まちづくり計画に基づき、補助金を活用した地区数
自治会加入率	53.5% (2017年12月1日)	60.0% (2022年4月1日)	自治会加入率

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 地域社会の一員としてまちづくりに関わり、お互い助け合い、地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。
- ・ 自治会に進んで加入しましょう。

(5) 関連する個別計画

(1) 現状・課題

現状・課題

- 合併特例債など市債の償還が本格化するとともに、人口減少や少子高齢化の進行等を背景に、税収の減少や社会保障関連費用の増大が予測され、今後も厳しい財政状況が見込まれます。
- 新たな行政課題に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供するためには、健全な財政を維持していくことが必要です。
- 社会経済情勢の把握等、経営的な視点に立ち、選択と集中による効果的かつ効率的な行財政運営が求められています。

目指す姿

- 健全な財政を維持していくため、市税をはじめ、様々な財源確保策に取り組み、歳出面では、選択と集中による効果的かつ効率的な事業展開と、持続可能な行財政運営を目指します。

(2) 施策の展開

①説明責任を果たせる予算編成

- ▶公債費のピークや社会保障費の増大など財政的な制約を踏まえたうえで、社会情勢や時代のニーズに応じて事業の見直しを図りながら、説明責任を果たせる予算の効果的な配分に努めます。

②健全な財政運営

- ▶毎年度、財政状況の分析・公表を行うとともに、中長期的な財政の見通しを示す中期財政フレームを策定し、社会情勢の変化に対応しながら、常に見直していくことで、将来を見据えた財政運営に努めます。

③歳入の確保

- ▶公平で適正な課税に努めるとともに、市税の徴収率の向上に取り組むことで、税収の安定的な確保を図ります。
- ▶税外債権の適正管理や受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、未利用財産の売り払いなど歳入を増加させるための取組を推進することで、自主財源の確保に努めます。
- ▶合併特例債など市債償還の本格化や、大手町地区周辺公共施設再編事業などに対応するため、計画的で効果的な基金の効果的活用を努めます。【重点プロジェクト65(144P)】

④モーターボート競走事業の安定経営

- ▶ファン層の高齢化や他場との競争激化などモーターボート競走事業を取り巻く環境が変化するなか、将来にわたって継続可能な事業として展開していくための経営改善を進め、市財政に寄与する安定的な収益の確保を図ります。
- ▶ボートレース場が市民にも身近な場所として感じてもらえるよう、レース以外のイベント等を充実し、若者・女性・シルバー世代を中心とした来場を促進するとともに、インバウンド対策についても強化し、本場の活性化を図ります。【重点プロジェクト52(141P)】

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
経常収支比率※	89.5%	97.5%	97.5%を超えないことを目標に設定
市税徴収率	96.21%	97%	市税のうち国民健康保険税を除いた数値
モーターボート競走事業収益率	105.63%	105%	モーターボート競走事業における営業による収益費用の比率

(4) 市民と共にまちづくり

- ・市の行財政への関心を持ちましょう。
- ・どのような税があるのか関心を持ちましょう。
- ・納税義務を果たしましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・中期財政フレーム

※経常収支比率：人件費・扶助費・公債費などの経常的経費に地方税・普通交付税などを中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率のこと

(1) 現状・課題

現状・課題

- 人口減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・高度化、地方分権など市を取り巻く環境の変化に対応し、自らの責任と判断で、地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められています。
- 市民をはじめ、団体、事業所等との連携・協働によるまちづくりを目指し、新たな行政課題に対応する職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ることが重要です。
- 多様化する行政課題や市民ニーズに対応に向け、職員の意識改革はもちろんのこと、市民に柔軟に対応できる組織機構のあり方を検討する必要があります。

目指す姿

- 職員の資質向上を図りながら、計画的・効率的な行政運営に努め、多様化する行政課題や市民ニーズに対応したまちづくりを目指します。

(2) 施策の展開

①組織機構の最適化

- ▶新たな行政需要や複雑多様化する市民ニーズに、的確かつ迅速に対応していくために、組織機構のあり方を常に検討し、行政課題に柔軟に対応できる体制を整えます。

②定員管理の適正化と人材育成

- ▶より良い行政サービスの提供の観点を持ちつつ、業務量に見合う職員数を把握し、事務事業の見直しや民間活力の活用などを行ったうえで、計画的に定員の適正化を図ります。
- ▶職員一人ひとりの能力が十分に引き出されるよう、適正な配置や登用に努め、効率的な組織体制づくりを目指します。
- ▶多様化する市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するために「人材育成基本方針」に基づき、職員研修などを充実させ、総合的な人材育成に努めます。

③窓口サービスの充実

- ▶市民と接する窓口では、親切丁寧な接遇を心掛けるとともに、利便性の向上やサービスの充実を図ることで、市民満足度の高い市役所を目指します。
- ▶新庁舎移転にあたっては、窓口サービスに混乱が生じることのないよう計画的に準備を進めるとともに、市民の利便性を高める窓口体制の構築を図ります。

④多様な主体との連携の強化

- ▶四国職業能力開発大学校をはじめ、地元の大学など高等教育機関や、民間企業、「産学官金労言士」と言われる多様な関係者や専門家との連携を推進し、人口減少対策や地域経済の活性化をはじめ、複雑・多様化する行政課題の解決と、地方創生のまちづくりの推進を図ります。

⑤定住自立圏構想の推進

- ▶定住自立圏構想※については、「集約とネットワーク」の考え方に基づいて近隣市町と互いに役割分担・連携し、「瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」に沿った取組を推進し、広域的な視点から地域全体の魅力アップに努めます。【重点プロジェクト外66（144P）】
- ▶中讃広域行政事務組合で実施する各種事業については、構成市町と共同で行政サービスの向上と事務の効率化を図ります。

⑥行政改革の推進


- ▶少子高齢化や人口減少等により、公共施設等の利用に変化が予想されるなか、施設的最適配置や長寿命化を図りながら、持続可能な公共施設の管理に努めます。【重点プロジェクト外67（144P）】
- ▶限られた財源を効果的に活用し、市民サービスの向上につなげるため、「行政改革プラン」に基づく取組を推進します。【重点プロジェクト外68（144P）】

⑦行政サイクルの確立

- ▶行政評価を活用して、まちづくりの指針となる「総合計画」の着実な進行管理を行うとともに、その結果をわかりやすく公表することで、市民と行政がまちづくりの現状と課題を共有できるよう努めます。
- ▶PDCAの行政サイクルを確立し、常に施策や事務事業の見直しや再編を図ることで、効率的な行政運営を目指します。

※定住自立圏構想：一定の要件を満たす市が地域の中心的役割を担うことを宣言（中心市宣言）することによって中心市となり、中心市の意向に賛同する近隣の市町村との協定により一つの圏域を形成し、相互に連携しながら圏域全体の発展をめざすもの

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
市役所の職員数	942人	別途策定する 計画の数値	職員数は、一部事務組合 などへの派遣職員を除く、 当該年度の4月1日現在の 数
窓口サービスの市民満足度	55.2% (平成24年度)		窓口アンケートの結果によ る
階層別研修及び専門研修の受 講者割合	36.7%	40.0%	1年間に職員が研修受講し た割合

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 行政運営への関心を持ち、行政とまちづくりの現状と課題を共有しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 定員適正化計画
- ・ 公共施設等総合管理計画
- ・ 行政改革プラン
- ・ 人口ビジョン・未来を築く総合戦略
- ・ 瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン

重点的取組

重点的取組

(1) 重点的取組の設定

丸亀市は、これまで一貫して人口が増加してきましたが、近年では、少子高齢化の影響を受け、人口減少時代を迎えています。

将来人口の推計では、今後ますます少子高齢化が進行することに合わせて、地方から都会への人口流出などを背景に、今のままでは、現在の人口規模を維持していくことが困難な状況となっています。

第一次計画を終え、さらなる人口減少対策の必要性、そして、人口減少がもたらす地域のつながりの希薄化、公共施設のあり方などの課題がでています。

そこで、本計画では、定住を促進し、現在の丸亀市の人口を可能な限り維持することを目標に、今後4年間で取り組むべき重点的取組を設定します。

(2) 重点的取組の方向性

■基本方針ごとに対応した重点的取組

基本方針	重点的取組
心豊かな子どもが育つ	1 「子育てするなら丸亀」の実現を目指す 2 地域とともに子どもたちを育てる
安心して暮らせる	3 快適な生活基盤を整える 4 災害に強いまちをつくる
活力みなぎる	5 地元で働く喜びを生む 6 企業のチャレンジを応援する
健康に暮らせる	7 市民の健康づくりを応援する 8 いつまでも住み慣れた地域で暮らす
みんなでつくる	9 みんなに誇れるまちをつくる 10 すべての人々の人権が尊重される 11 多様な主体との協働と行政改革を推進する

重点的取組 **1**

「子育てするなら丸亀」の実現を目指す

結婚から妊娠・出産を経て子育てまでの切れ目のない支援を行うことで、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境を整備し、「子育てするなら丸亀」の実現を目指します。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト1 私的待機児童の解消	○幼稚園・保育所のこども園への移行や施設整備による受入れ拡大のほか、私立保育園等への支援などにより、私的待機児童の解消を図ります。 ⇒【42P 施策1子育て支援の充実 ②】
プロジェクト2 一時預かり事業の実施	○公立の幼稚園や認定こども園において、一時預かり事業を実施します。 ⇒【42P 施策1子育て支援の充実 ②】
プロジェクト3 病児・病後児保育等の充実	○ファミリー・サポート・センター事業や、病児・病後児保育など、子どもを安心して育てられる支援制度の充実を図ります。 ⇒【43P 施策1子育て支援の充実 ③】
プロジェクト4 青い鳥教室の充実	○青い鳥教室では、支援員の研修の充実等による資質の向上と、安全安心な教室環境の整備に努めます。 ⇒【43P 施策1子育て支援の充実 ④】
プロジェクト5 幼児教育費の無償化	○国の幼児教育費無償化の動向を注視しながら、本市にとって望ましい幼児教育費のあり方を決めます。 ⇒【43P 施策1子育て支援の充実 ⑤】
プロジェクト6 まる育サポートの充実	○子育て家庭の相談全般から専門的な相談対応等を行う「あだあじお」と、「ハッピーサポート丸亀」の連携した取組による「まる育サポート」を中心とした支援に努めます。 ⇒【43P 施策1子育て支援の充実 ⑥】
プロジェクト7 発達障がい児支援の充実	○NPO法人等との協働のもと、発達障がい児の成長を支え、適切な教育・保育を受けられるよう支援します。 ⇒【43P 施策1子育て支援の充実 ⑥】

事業名	事業内容
<p>プロジェクト8 DV及び児童虐待防止の推進</p>	<p>○DVや児童虐待の恐れのある家庭への相談や支援の充実を通して、DV及び児童虐待防止の取組を強化します。</p> <p>⇒【43P 施策1子育て支援の充実 ⑦】</p>
<p>プロジェクト9 子どもの貧困対策の推進</p>	<p>○子どもの貧困対策のために必要な事業について、関係部局が連携しながら推進します。</p> <p>⇒【43P 施策1子育て支援の充実 ⑧】</p>
<p>プロジェクト41(★再掲) 小児生活習慣病対策の推進 ※重点的取組7でも取り組みます。</p>	<p>○すべての子どもが健やかに育つよう、子どもの頃からの健全な食生活や運動習慣の確立に向けた取組を推進します。</p> <p>⇒【89P 施策17 地域保健・医療の充実 ③】</p>

ライフスタイルの変化等により、核家族化が進み、地域のつながりの希薄化が顕著となるなかで、親同士の支え合い、学び合いと子ども同士の遊びが生まれる環境づくりが重要です。

また、子ども、親同士にとどまらず、地域における様々な世代の人々とのつながりなど、家庭や地域との連携による教育力の向上に取り組み、丸亀市の将来を担う子どもたちを育てます。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト 10 小中・地域連携教育の推進	○小中・地域連携教育の推進に向けて、学校と地域の橋渡し役を担う地域コーディネーターを育成し、相互の連携や、学校支援ボランティアの活用など、地域全体で子どもを育てる気運の醸成と、地域の力を結集して子どもを育てる環境づくりを進めます。 ⇒【46P 施策 2 子どもの教育の充実 ③】
プロジェクト 11 学校給食による食育の充実	○学校給食を生きた教材として、地産地消の推進と食文化の継承に取り組むなど、子どもたちの望ましい食習慣の形成と食に関する理解の促進に努めます。 ⇒【46P 施策 2 子どもの教育の充実 ⑤】
プロジェクト 12 教職員の勤務環境の整備	○子どもたちと向き合う時間を確保するために、統合型校務支援システムや教育クラウドなどを活用した教育の情報化や、業務内容の見直しなどを進め、教職員の勤務環境の整備に努めます。 ⇒【47P 施策 2 子どもの教育の充実 ⑧】
プロジェクト 13(★再掲) 身近な公園の整備 ※重点的取組 3 でも取り組みます。	○子どもたちがいつでものびのびと遊べるような、地域における身近な公園の適切な維持管理や整備充実に努めます。 ⇒【55P 施策 5 緑のまちづくりの推進 ②】

幹線道路等の整備や地域の交通対策を推進するとともに、公共施設の老朽化や増加しつつある空家対策、下水道施設の維持管理等に取り組み、安全で安心な住みよいまちづくりを推進します。

生活を支える基盤整備を進め、安心して快適に暮らすことができる地域づくりの推進と、地域活力の向上を図ります。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト 13 身近な公園の整備	○子どもたちがいつでものびのびと遊べるような、地域における身近な公園の適切な維持管理や整備充実に努めます。 ⇒【55P 施策 5 緑のまちづくりの推進 ②】
プロジェクト 14 リノベーションまちづくりの推進	○民間主導型の公民連携であるリノベーションまちづくりを推進することにより、遊休不動産を活用した都市課題の解決を実現するとともに、まちづくりに対する意識の転換を促し、まちを素敵に変えていきます。 ⇒【57P 施策 6 土地利用と住環境の充実 ②】
プロジェクト 15 御供所地区重点密集市街地の解消	○御供所地区における重点密集市街地について、国が住生活基本計画で定めた目標である 2020 年度までの解消に向けた取組を進めます。 ⇒【57P 施策 6 土地利用と住環境の充実 ②】
プロジェクト 16 大手町地区4街区の再編	○大手町地区4街区については、将来にわたる本市の拠点地域として、まちの発展、新たな魅力向上につなげるため、国の都市再生整備計画事業を活用するなど、エリアの再編を図ります。 ⇒【57P 施策 6 土地利用と住環境の充実 ②】
プロジェクト 17 空家対策の強化	○老朽危険空家の除却を進め、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。 ⇒【58P 施策 6 土地利用と住環境の充実 ⑤】
プロジェクト 18 コミュニティバスの充実	○高齢社会を迎えるなかで、コミュニティバスの効率的な運行と利用環境の一層の向上、利用推進のための情報提供を図り、市民生活に身近で不可欠な交通手段としてコミュニティバスの利用を促進します。 ⇒【60P 施策 7 公共交通の充実と離島振興 ②】

事業名	事業内容
<p>プロジェクト 19</p> <p>離島における生活環境の向上</p>	<p>○島しょ部における超高速ブロードバンドや公衆無線LANサービス等の整備と合わせて島の魅力を発信することで、島民の生活環境の向上と、島への交流人口や移住の促進を図ります。</p> <p>⇒【61P 施策 7 公共交通の充実と離島振興 ③】</p>
<p>プロジェクト 20</p> <p>主要幹線道路の整備</p>	<p>○「市道原田金倉線」や「市道西土器南北線」などの重要路線を優先的に整備していくほか、国・県道の未改良区間の早期整備、交差点や歩道の整備を要望し、交通の利便性を確保します。</p> <p>⇒【62P 施策 8 道路環境の整備 ①】</p>
<p>プロジェクト 21</p> <p>「道路舗装単独修繕計画」の推進</p>	<p>○生活の利便性と安全性を確保するため、道路舗装単独修繕計画などに基づいた生活道路の適切な維持管理と計画的な整備に取り組みます。</p> <p>⇒【62P 施策 8 道路環境の整備 ②】</p>
<p>プロジェクト 22</p> <p>「橋梁長寿命化計画」の推進</p>	<p>○橋りょうの安全性を確保するため、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理に取り組みます。</p> <p>⇒【62P 施策 8 道路環境の整備 ②】</p>
<p>プロジェクト 23</p> <p>新浄化センターの整備</p>	<p>○耐震性能を備えた新浄化センターの整備により、地震などの災害に強い、下水処理施設の機能維持を図ります。</p> <p>⇒【65P 施策 9 生活排水処理施設の整備 ⑤】</p>
<p>プロジェクト 24</p> <p>高齢者交通安全対策の推進</p>	<p>○社会問題となっている高齢者の運転誤動作による事故への対策として、運転免許証返納者への優遇制度の周知等を図り、高齢者の運転免許証返納を促進します。</p> <p>⇒【73P 施策 13 交通安全・生活安全の充実 ①】</p>

重点的取組 **4**

災害に強いまちをつくる

東日本大震災をはじめとして、熊本地震や九州北部豪雨等の大規模災害が記憶に新しい中、防災・減災の取組は、市民の生命を守るため、より一層重要な取組となっています。

南海トラフ地震や大規模な風水害などの災害の発生に備え、ハードとソフト両面での総合的な対策を計画的に進め、一人ひとりの命を守る、災害に強いまちづくりを推進します。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト 25 新庁舎の整備	<p>○災害対応の拠点としての機能を備えた新庁舎の整備に取り組むとともに、公共施設が災害時に機能を喪失することのないよう、計画的に耐震化を図ります。</p> <p>⇒【66P 施策 10 災害に強い都市基盤の整備 ①】</p>
プロジェクト 26 浸水被害対策の推進	<p>○大雨時の浸水被害を防ぐため、西汐入川周辺など被害の多い箇所では浸水対策を行います。また、現在整備が進められている土器川や大東川の河川改修の早期完成を図るため、国、県に対し必要な要望を行います。</p> <p>⇒【66P 施策 10 災害に強い都市基盤の整備 ④】</p>
プロジェクト 27 自主防災組織の体制強化	<p>○自主防災組織に対しては、災害時の活動だけでなく、防災知識の普及や防災訓練の実施などの平常時の活動も積極的に行えるよう支援の充実に努めます。</p> <p>○自主防災組織の体制を強化するため、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルと地区防災計画の策定を支援します。</p> <p>⇒【68P/69P 施策 11 危機管理体制の強化 ①②】</p>

重点的取組 **5**

地元で働く喜びを生む

丸亀で生まれ育ち、学んだ子どもたちが、地元で働くことにつながる取組を推進するとともに、職業能力の開発支援や労働環境の整備などにより、丸亀で働きたいと思える環境づくりを促進するなど、戦略的に雇用の創出を図ります。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト 28 インターンシップの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○インターンシップの受入れなど、農水産業における若者の就業を促すための取組を推進します。 ○企業インターンシップを推進するなど、企業の人材採用に係る機会を充実します。 ⇒【78P/81P 施策 14 農林水産業の振興 ①/15 商工業の振興 ①】
プロジェクト 29 人材確保、育成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な企業経営のため、若者だけでなく、女性や高齢者など幅広い人材の確保、育成を支援します。 ⇒【81P 施策 15 商工業の振興 ①】
プロジェクト 30 産業教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教育機関と地元企業が連携し、就労体験や交流など、産業教育を推進することにより、子どもたちに市内企業の魅力を伝え、将来的な地元就労につなげます。 ⇒【81P 施策 15 商工業の振興 ①】
プロジェクト 31 多様な連携機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○企業間連携はもとより、四国職業能力開発大学校など、産学官金等の連携を推進することで、新たな取引関係の構築や企業の経営・技術革新、地元就労を促進します。 ⇒【81P 施策 15 商工業の振興 ②】
プロジェクト 57(★再掲) ワーク・ライフ・バランスの推進 ※重点的取組 10 でも取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○行政、民間が連携して、働き方改革に向けた機運を醸成するとともに、働く場におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の視点も踏まえた企業の取組を支援します。 ⇒【113P 施策 26 男女共同参画社会の実現 ②】

丸亀市における持続可能な経済の発展を図るため、地域資源の強みを生かした成長産業の育成や企業の競争力強化、産業人材の育成等に取り組み、戦略的な産業の振興を図ります。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト 32 6次産業化の支援	<p>○農産物の生産性向上を支援するとともに、6次産業化の推進など、農水産物の市場価値の増大を図ることで、農水産業者の所得向上など経営の安定化や雇用の創出を図ります。</p> <p>⇒【78P 施策 14 農林水産業の振興 ③】</p>
プロジェクト 33 地域産品の販路拡充支援	<p>○農産物の生産・加工・流通の各段階でビジネスマッチングを促進するほか、地域内のみならず、海外展開など地域外市場も含めた、幅広い販路開拓を支援します。</p> <p>○モデル的な取組を展開するなど、地元で頑張る個店を積極的に支援し、顧客の獲得などにつなげるとともに、地域商社等を活用した販路拡充支援を行い、地域に根ざした事業者の育成を図ります。</p> <p>⇒【79P/82P 施策 14 農林水産業の振興 ④/ 施策 15 商工業の振興 ⑦】</p>
プロジェクト 34 経営革新・技術革新等の促進	<p>○中小企業ガイドブックを活用し、産業振興支援補助事業の利用を促進するなど、企業の経営・技術革新を支援するとともに、企業からの相談については、ワンストップで対応できるよう、関係機関と連携しながら支援体制の充実に努めます。</p> <p>⇒【82P 施策 15 商工業の振興 ③】</p>
プロジェクト 35 企業立地の促進	<p>○市の企業立地促進奨励制度等や、県の優遇制度の情報提供により、新たな企業の誘致を図るとともに、事業拡大の支援などに取り組みます。</p> <p>⇒【82P 施策 15 商工業の振興 ③】</p>

事業名	事業内容
<p>プロジェクト 36</p> <p>創業・第二創業の支援</p>	<p>○「丸亀市創業支援事業計画」に基づき、地域の経済団体や金融機関など関係機関と連携しながら、丸亀で創業をチャレンジする事業者や、新たな事業の展開を図る市内企業の第二創業に対する支援を推進します。</p> <p>⇒【82P 施策 15 商工業の振興 ④】</p>
<p>プロジェクト 37</p> <p>地場・伝統産業の振興</p>	<p>○丸亀うちわの市場拡大に向けて、2020 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を最大限に活かし、環境にやさしく、宣材機能も合わせ持つ丸亀うちわの魅力を伝え、インバウンド向けの P R や、海外も含めた販路拡大を目指します。</p> <p>⇒【82P 施策 15 商工業の振興 ⑤】</p>
<p>プロジェクト 38</p> <p>中心市街地の活性化</p>	<p>○駅前を中心市街地の活性化に向けて、事業者だけでなく、市民や N P O 法人など多様な主体と協働し、リノベーションまちづくりとの連携など、にぎわいを取り戻すための取組を推進します。</p> <p>⇒【82P 施策 15 商工業の振興 ⑥】</p>
<p>プロジェクト 39</p> <p>丸亀版DMO※の推進</p>	<p>○観光客の増加を、丸亀市の持続的な経済発展に着実につなげられるよう、観光協会や観光業界と連携した推進体制の構築を図ります。</p> <p>⇒【85P 施策 16 観光・交流の促進 ③】</p>

※DMO：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと

市民の健康づくりを応援する

糖尿病や小児生活習慣病など特徴的な課題に取り組むとともに、幅広い年齢層に対する健康づくりを応援することで健康寿命の延伸を図り、市民の誰もが生涯にわたって健やかに暮らせるまちを目指します。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト 40 糖尿病等予防対策の推進	<p>○喫緊の課題となっている糖尿病の発症予防については、特定健康診査受診率の向上を図るとともに、適切な保健指導に取り組めます。</p> <p>○医療費の抑制と、国民健康保険事業の安定化を図るため、データヘルス計画に基づく健康・医療情報の分析結果から、糖尿病性腎症重症化予防など実効性ある生活習慣病予防対策を推進します。</p>
	⇒【88P/98P 施策 17 地域保健・医療の充実 ②/ 施策 20 暮らしを支える福祉の充実 ③】
プロジェクト 41 小児生活習慣病対策の推進	<p>○すべての子どもが健やかに育つよう、子どもの頃からの健全な食生活や運動習慣の確立に向けた取組を推進します。</p>
	⇒【89P 施策 17 地域保健・医療の充実 ③】
プロジェクト 42 食育による健康増進の実現	<p>○全ての市民が、自分に合った食生活を実践し、健康増進が図られるよう、食についての意識を高め、正しい食を選択する力を身につけるための食育の推進を図ります。</p>
	⇒【89P 施策 17 地域保健・医療の充実 ⑤】
プロジェクト 59(★再掲) 健康につながるスポーツの推進 ※重点的取組 11 でも取り組みます。	<p>○スポーツが健康づくりに深い関わりを持つことを市民に啓発し、関係部署やコミュニティ、企業とも連携しながらスポーツ活動への参加を促進します。</p>
	⇒【107P 施策 24 スポーツの振興 ①】

丸亀市に住む高齢者ができるだけ長い間元気に過ごせるよう、介護予防の取組を推進するとともに、医療・介護の連携体制を強化し、家族や地域で支え合いながら、住み慣れたこのまちに、いつまでも安心して暮らせることを目指します。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト 43 医療・介護連携の推進	○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会などにおいて、関係機関と協力しながら、医療と介護の連携体制を構築します。 ⇒【91P 施策 18 高齢者福祉の充実 ①】
プロジェクト 44 在宅老人福祉サービスの充実	○独居高齢者のみならず、老老介護の増加も懸念されるなかで、在宅で生活している高齢者が、できるだけ長い間元気に生活できるよう、在宅福祉サービスの充実に努めます。 ⇒【92P 施策 18 高齢者福祉の充実 ②】
プロジェクト 45 生活支援体制整備事業の推進	○地域支援事業における「生活支援体制整備事業」を活用し、地域において高齢者の日常生活を支える互助の体制整備を図ります。 ⇒【92P 施策 18 高齢者福祉の充実 ②】
プロジェクト 46 一般介護予防事業の充実	○介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、全ての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う「一般介護予防事業」に取り組みます。 ⇒【92P 施策 18 高齢者福祉の充実 ④】

丸亀市のシンボルである丸亀城、県内随一のスポーツ拠点である丸亀総合運動公園、市の発展を支えてきたまるとがめ競艇場など、丸亀特有の魅力を活用、充実しながら、丸亀市を訪れる人やこれから住んでみたいと思う人たちに、誇れるまちを目指します。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
<p>プロジェクト 14(★再掲) リノベーションのまちづくり推進 ※重点的取組 3 でも取り組みます。</p>	<p>○民間主導型の公民連携であるリノベーションまちづくりを推進することにより、遊休不動産を活用した都市課題の解決を実現するとともに、まちづくりに対する意識の転換を促し、まちを素敵に変えていきます。</p> <p>⇒【57P 施策 5 緑のまちづくりの推進 ②】</p>
<p>プロジェクト 47 丸亀城の石垣整備</p>	<p>○丸亀城については、き損の著しい三の丸坤櫓跡石垣と、帯曲輪石垣について、計画的な修理を進めます。また、修理作業に合わせて、その過程を公開するなど、観光資源や学習素材としての活用も図ります。</p> <p>⇒【100P 施策 21 歴史的資源の保存と活用 ②】</p>
<p>プロジェクト 48 瀬戸内国際芸術祭との連携</p>	<p>○瀬戸内国際芸術祭については、島しょ部にとどまらず、市内各地に効果が波及するよう活用するとともに、近隣自治体とも連携した回遊性の高い観光戦略により、交流人口の増進を図ります。</p> <p>⇒【102P 施策 22 文化芸術の振興 ①】</p>
<p>プロジェクト 49 新市民会館の整備</p>	<p>○新丸亀市民会館の早期整備に向けて、整備予定地やコンセプト、運営方針など検討を進めます。</p> <p>⇒【103P 施策 22 文化芸術の振興 ③】</p>
<p>プロジェクト 50 丸亀市総合運動公園の 駐車場対策</p>	<p>○丸亀市総合運動公園については、大規模大会時などにおける駐車場不足の問題に対応するため、新たな駐車場対策を進めます。</p> <p>⇒【108P 施策 24 スポーツの振興 ④】</p>

事業名	事業内容
<p>プロジェクト51</p> <p>スポーツを通じた にぎわいづくりの推進</p>	<p>○2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿をはじめ、大規模大会やスポーツ合宿の誘致活動を積極的に展開するとともに、Jリーグや四国アイランドリーグ plus など地域密着型スポーツの活用を促進し、スポーツを通じたまちのにぎわいと地域活性化を図ります。</p> <p>⇒【109P 施策 24 スポーツの振興 ⑤】</p>
<p>プロジェクト52</p> <p>ボートレースまるがめ 本場の活性化</p>	<p>○ボートレース場が市民にも身近な場所として感じてもらえるよう、レース以外のイベント等を充実し、若者・女性・シルバー世代を中心とした来場を促進するとともに、インバウンド対策についても強化し、本場の活性化を図ります。</p> <p>⇒【123P 施策 30 財政運営の効率化 ④】</p>

誰もが自分らしく暮らすことのできる人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けて、性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの推進、また、国際理解の促進や、新たな人権課題にも対応しながら、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを目指します。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト53 インターネットによる 人権侵害対策	○SNSやインターネット上における人権侵害について、正しい理解や認識を深めるため、教育・啓発を通じて適切な利用を推進します。 ⇒【111P 施策 25 人権尊重社会の実現 ⑤】
プロジェクト54 特定の国籍の外国人に対する 人権侵害対策	○特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ防止につながる多文化尊重意識の啓発の促進に努めます。 ⇒【111P 施策 25 人権尊重社会の実現 ⑤】
プロジェクト55 性的少数者の人権対策	○性的少数者の正しい理解促進のため、教育・啓発の推進を図ります。 ⇒【111P 施策 25 人権尊重社会の実現 ⑤】
プロジェクト56 部落差別解消の推進	○「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景や趣旨を全ての市民が理解し、部落差別が解消できるよう教育・啓発の推進を図ります。 ⇒【111P 施策 25 人権尊重社会の実現 ⑥】
プロジェクト57 ワーク・ライフ・バランスの推進	○行政、民間が連携して、働き方改革に向けた機運を醸成するとともに、働く場におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の視点も踏まえた企業の取組を支援します。 ⇒【113P 施策 26 男女共同参画社会の実現 ②】
プロジェクト58 DVなどの根絶	○DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有するため、様々な機会を通じて年齢層に合わせた広報を行うとともに、女性相談窓口の周知・啓発に努めます。 ⇒【114P 施策 26 男女共同参画社会の実現 ③】

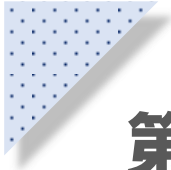
地方分権や行財政改革が進む中、「協働」はまちづくりにおいて重要なテーマの一つとなっています。市民一人ひとりが持っている豊富な知識・経験・感性を市政やまちづくりに反映できるよう、「協働のまちづくり」を展開するため、多様な主体との協働を推進します。

また、新たな行政ニーズに対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供するため、限られた財源を有効に活用できるよう、不断の行政改革に取り組みます。

【重点プロジェクト】

事業名	事業内容
プロジェクト 59 健康につながるスポーツの推進	○スポーツが健康づくりに深い関わりを持つことを市民に啓発し、関係部署やコミュニティ、企業とも連携しながらスポーツ活動への参加を促進します。 ⇒【107P 施策 24 スポーツの振興 ①】
プロジェクト 60 多様な情報発信の充実	○ホームページでの情報発信をさらに充実させるとともに、SNS等の新たな情報ツールを効果的に活用することで、あらゆる世代に必要な情報をタイムリーに届け、市の取組の共有とシティセールス推進を図ります。 ⇒【116P 施策 27 情報発信と地域情報化 ①】
プロジェクト 61 市民活動基盤の整備	○新庁舎と複合的に整備する「市民交流活動センター」については、市民や市民活動団体のニーズを把握しながら、機能や運営のあり方の検討を進めます。 ⇒【119P 施策 28 市民参画と協働の推進 ④】
プロジェクト 62 コミュニティ活動の活性化と自治会加入促進	○地域の連帯感が低下するなかで、共に助け合う社会の確立を目指し、コミュニティ活動の活性化を支援するとともに、連合自治会とも協力しながら、地域活動の基本単位である自治会の加入促進に努めます。 ⇒【120P 施策 29 地域コミュニティの活性化 ①】
プロジェクト 63 地域担当職員制度の充実	○市と地域の橋渡し役である地域担当職員が、地域とのより良い関係を築いていけるよう、引き続き役割やあり方について検討し、充実に努めます。 ⇒【120P 施策 29 地域コミュニティの活性化 ①】

事業名	事業内容
プロジェクト 64 コミュニティセンターの整備	○地域活動の拠点となるコミュニティセンターについて、計画的な整備を進めます。 ⇒【120P 施策 29 地域コミュニティの活性化 ②】
プロジェクト 65 基金の効果的活用と残高確保	○合併特例債など市債償還の本格化や、大手町地区周辺公共施設再編事業などに対応するため、計画的で効果的な基金の活用に努めます。 ⇒【123P 施策 30 財政運営の効率化 ③】
プロジェクト 66 定住自立圏共生ビジョンの推進	○定住自立圏構想については、「集約とネットワーク」の考え方に基づいて近隣市町と互いに役割分担・連携し、「瀬戸内中讃定住人口圏共生ビジョン」に沿った取組を推進し、広域的な視点から地域全体の魅力アップに努めます。 ⇒【125P 施策 31 行政運営の最適化 ⑤】
プロジェクト 67 公共施設等総合管理計画の実践	○少子高齢化や人口減少等により、公共施設等の利用に変化が予想されるなか、施設の最適配置や長寿命化を図りながら、持続可能な公共施設の管理に努めます。 ⇒【125P 施策 31 行政運営の最適化 ⑥】
プロジェクト 68 行政改革プランの推進	○限られた財源を効果的に活用し、市民サービスの向上につながるため、「行政改革プラン」に基づく取組を推進します。 ⇒【125P 施策 31 行政運営の最適化 ⑥】



第4部 計画の推進

第1章 行政運営方針

将来像の実現に向けて、基本計画を着実に推進するため、次のとおり行政運営の方針を定めます。

質の高い行政運営

限られた財源を有効活用し、質の高い行政サービスの提供に努めます。また、職員それぞれの行政運営に必要な基礎知識・専門知識を習得するための研修等を通じて職員の能力開発と意識改革を促し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努めます。

さらに、国の動向など時代に即応した対応がとれるよう、継続的に組織機構の見直しを行い、機能的かつ効率的な組織体制の構築を図ります。

公共施設の管理・運営

学校、道路など公共施設の老朽化の状況や、今後の公共施設のあり方を検討するとともに、長期的視点に立った計画的改修や長寿命化等による財政負担の軽減を図り、また、人口減少を踏まえた施設の将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を総合的に勘案した上で、施設の更新、統廃合など、公共施設等の最適な配置に努めます。

ICT等(情報通信技術)の利用検討

ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を図ります。また、個人情報保護を図りつつ、情報公開制度のさらなる充実を図り、公正で透明な開かれた市政を推進します。

広域行政の対応

日常における市民の生活や活動が市域を超えて広域化していることから、新たな広域行政サービスの展開など周辺自治体との連携を強化し、広域的視点に立った効率的な行政運営を推進します。

第2章 協創と協働によるまちづくり

地方分権が進展していくなか、自己決定・自己責任に基づく、特色ある自治体運営が求められており、こうした背景をもとに、まちづくりの基本的なルールとなる「丸亀市自治基本条例」が定められました。自治基本条例では、市民・各種団体・市の役割や、市民の市政への参加や協働の仕組みを定め、市民と行政がともにまちづくりを進めていくことの重要性を伝えています。

その後、「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」を制定し、市民、コミュニティ、市民団体、事業者など、自主的で自立した多様な主体と市が対等な立場、よきパートナーとして、ともに地域課題の解決に取り組んで行くことや、市民活動と協働の促進に関する具体的な事項を定めました。

これらの条例を踏まえつつ、第一次丸亀市総合計画では、「協創でつながるまち」をまちづくりの基本理念として掲げ、市民一人ひとりが主体となるまちづくりを進めてきました。

本計画においても、第一次計画の考え方を引き継ぎながら、「協創と協働」の視点により、まちづくりを推進します。

まちづくりのキーワード

まちづくりに関わるすべての人や団体が、協力してまちを創り上げる = **協創**

まちづくりの手法

立場の異なる者が同じ目標に向けて協力する = **協働**

協創には、次のようなものがあります。

人と人の協創

地域に住む一人ひとりが、自らの知恵や能力、技術を提供し合い、お互いに協力し、助け合いながら、いきいきとした元気のあるまちを目指します。

自然や歴史、まちの協創

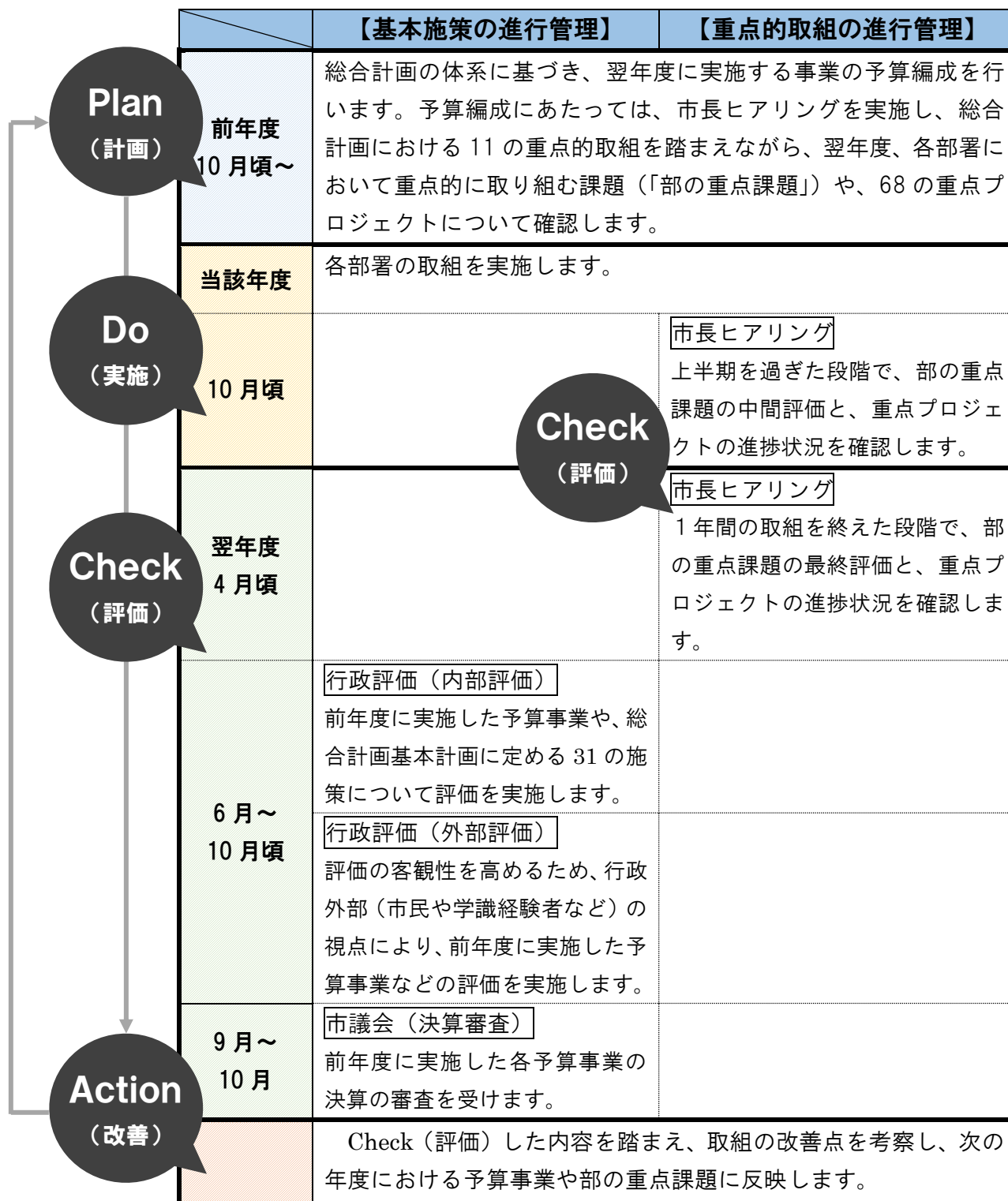
自然・歴史・文化・まちの賑わいなど各地域の財を生かし、それらをつなぎ交流を図ることで、個性と魅力にあふれたまちを目指します。

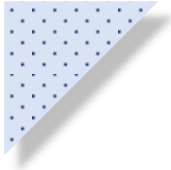
市民と行政の協創

市民、地域コミュニティ、NPOなどと行政が、互いの役割と責任を自覚し、力を合わせて暮らしやすく快適なまちを目指します。

第3章 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、丸亀市では下記のPDCAサイクルに基づき、進行管理を行います。進行管理の内容は公表し、取組の成果を明らかにします。





資料

○丸亀市総合計画審議会

(任期：平成29年3月24日～平成30年3月16日)

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者 (3名)	井原 理代	高松大学経営学部 教授 香川大学名誉教授	会長
	逢坂 十美	四国学院大学社会学部 教授	
	立山 雄一	四国職業能力開発大学校 副校長	
公共的団体等の 構成員 (8名)	岩崎 正朔	丸亀市コミュニティ協議会連合会 会長	
	久保田 英俊	丸亀市社会福祉協議会 事務局長	
	小池 よう子	公益財団法人かがわ産業支援財団 農商工連携コーディネーター	
	佐久間 知恵	中讃ケーブルビジョン株式会社	
	佐々木 美紀子	丸亀市PTA連絡協議会	
	藤田 裕子	特定非営利活動法人グランマール 理事	
	森 茂	丸亀商工会議所 会頭	副会長
公簿により 選任した者 (3名)	山下 多加子	株式会社香川銀行飯山支店兼綾歌支店 支店長	
	桑田 桃子		
	佐藤 常光		
市長が特に 必要と認める者 (2名)	直井 敏彦		
	浦山 夏穂	平成29年丸亀市成人式実行委員会委員	
	森岡 翔哉	大学生	

○「第二次丸亀市総合計画」策定の経過

平成28年5月	総合計画に関する市民アンケート調査
平成29年3月24日	第1回丸亀市総合計画審議会 丸亀市総合計画審議会へ諮問
平成29年5月31日	第2回丸亀市総合計画審議会
平成29年8月10日、17日	総合計画ワークショップの開催
平成29年8月29日	第3回丸亀市総合計画審議会
平成29年10月4日	第4回丸亀市総合計画審議会
平成29年11月29日	第5回丸亀市総合計画審議会
平成29年12月14日	第6回丸亀市総合計画審議会
平成30年1月4日～ (平成30年2月13日まで)	パブリックコメント実施
平成30年2月15日	第7回丸亀市総合計画審議会
平成30年3月16日	丸亀市総合計画審議会からの答申

第二次丸亀市総合計画

発行：2018年（平成30年）3月

作成：丸亀市 市長公室 政策課

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目3番1号

TEL：0877-24-8839

FAX：0877-24-8860